

令和5年12月11日開会

令和5年12月19日閉会

(定例第7回)

# 田布施町議会会議録

田布施町議会事務局

# 目 次

## 第1号（12月11日）

告 示	1
応招議員	1
議事日程	3
本日の会議に付した事件	3
出席議員	3
欠席議員	4
事務局出席職員職氏名	4
説明のため出席した者の職氏名	4
開 会	4
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
諸般の報告	5
一般質問	6
2番 神田 栄治議員	6
3番 西本 篤史議員	19
1番 内山 昌晃議員	29
10番 瀬石 公夫議員	45
6番 國本 悦郎議員	57
7番 高月 義夫議員	72
4番 松田規久夫議員	90
散 会	101
署 名	102

## 第2号（12月12日）

議事日程	103
本日の会議に付した事件	104
出席議員	106
欠席議員	106
事務局出席職員職氏名	107
説明のため出席した者の職氏名	107
開 会	107
会議録署名議員の指名	107
一般質問	107
11番 伊村 涉議員	108
8番 河内 賀寿議員	118
5番 落合 祥二議員	122
議案第64号	134
議案第65号	134
議案第66号	134
議案第67号	134
議案第68号	134
議案第69号	134
議案第70号	134
議案第71号	134
議案第72号	134

議案第73号	134
議案第74号	134
議案第75号	134
議案第76号	134
議案第77号	134
議案第78号	135
議案第79号	135
議案第80号	135
議案第81号	135
議案第82号	135
議案第83号	135
陳情第1号	144
陳情第2号	144
散 会	144
署 名	145

第3号(12月19日)

議事日程	146
本日の会議に付した事件	148
出席議員	151
欠席議員	151
事務局出席職員職氏名	151
説明のため出席した者の職氏名	151
開 会	152
会議録署名議員の指名	152
議案第80号の訂正	152
議案第64号	154
議案第65号	154
議案第66号	154
議案第67号	154
議案第68号	154
議案第69号	154
議案第70号	154
議案第71号	154
議案第72号	154
議案第73号	154
議案第74号	154
議案第75号	154
議案第76号	154
議案第77号	154
議案第78号	154
議案第79号	154
議案第81号	154
議案第82号	154
議案第83号	155
議案第84号	163
議案第85号	164
議案第86号	165
議案第87号	169
議案第88号	169
議案第89号	169

議案第 90 号	169
議案第 91 号	169
議案第 92 号	169
田布施町選挙管理委員会委員及び同補助員の選挙について	172
閉会中の継続調査（付託事件）について	173
議員派遣について	174
閉 会	175
署 名	176

田布施町告示第71号

令和5年第7回田布施町議会定例会を地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により、次のとおり招集する。

令和5年11月24日

田布施町長 東 浩 二

1 期 日 令和5年12月11日

2 場 所 田布施町議会議事堂

---

○開会日に応招した議員

内山 昌晃議員	神田 栄治議員
西本 篤史議員	松田規久夫議員
落合 祥二議員	國本 悦郎議員
高月 義夫議員	河内 賀寿議員
谷村 善彦議員	瀬石 公夫議員
伊村 涉議員	南 一成議員

---

○12月12日に応招した議員

内山 昌晃議員	神田 栄治議員
西本 篤史議員	松田規久夫議員
落合 祥二議員	國本 悦郎議員
高月 義夫議員	河内 賀寿議員
谷村 善彦議員	瀬石 公夫議員
伊村 涉議員	南 一成議員

---

○12月19日に応招した議員

内山 昌晃議員	神田 栄治議員
西本 篤史議員	松田規久夫議員
落合 祥二議員	國本 悦郎議員
河内 賀寿議員	谷村 善彦議員
瀨石 公夫議員	伊村 渉議員
南 一成議員	

---

○応招しなかった議員

なし

---

---

令和5年 第7回(定例)田布施町議会会議録(第1日)

令和5年12月11日(月曜日)

---

議事日程(第1号)

令和5年12月11日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 定期監査の報告
- 例月出納検査の報告
- 議員派遣
- 日程第4 一般質問

---

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 定期監査の報告
- 例月出納検査の報告
- 議員派遣
- 日程第4 一般質問

---

出席議員(12名)

1番	内山 昌晃議員	2番	神田 栄治議員
3番	西本 篤史議員	4番	松田規久夫議員
5番	落合 祥二議員	8番	河内 賀寿議員

7番	高月 義夫議員	9番	谷村 善彦議員
9番	谷村 善彦議員	10番	瀬石 公夫議員
11番	伊村 渉議員	12番	南 一成議員

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

事務局長	増原 慎一君	書記	福本 俊明君
書記	羽山 斉克君		

---

説明のため出席した者の職氏名

町 長	東 浩二君	副 町 長	川添 俊樹君
教 育 長	鳥枝 浩二君	総 務 課 長	森 清君
総 務 課 主 幹	堀 昌子君	企画財政課長	山田 浩君
税 務 課 長	藤本 直樹君	町民福祉課長	坂本 哲夫君
健康保険課主幹	寶城 和之君	経 済 課 長	山中 浩徳君
建 設 課 長	吉藤 功治君	学校教育課長	惠元 朗夫君
社会教育課長	長谷 満晴君	会 計 室 長	江良 和美君
代表監査委員	常見 京平君		

---

午前9時00分開会

（ベル）

○議長（南 一成議員） 令和5年第7回田布施町議会定例会を開会し、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。



---

### 日程第 1. 会議録署名議員の指名

○議長（南 一成議員） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 127 条の規定により、西本篤史議員、神田栄治議員を指名いたします。

---

### 日程第 2. 会期の決定

○議長（南 一成議員） 日程第 2、会期の決定を議題にします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から 12 月 19 日までの 9 日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） 異議なしと認めます。したがって、会期は 12 月 19 日までの 9 日間に決定しました。

---

### 日程第 3. 諸般の報告

○議長（南 一成議員） 日程第 3、諸般の報告を行います。

本日は、決算審査及び例月出納検査の結果報告のため、常見代表監査委員の出席を求めています。

決算監査及び例月出納検査の報告を求めます。常見代表監査委員。

○代表監査委員（常見 京平君） 松田監査委員と私の 2 名で実施いたしました定期監査及び例月出納検査の結果について、御報告申し上げます。

定期監査は、10 月 2 日から 5 日間にわたり行いました。

その結果は、お手元に配付しております報告書のとおりであります。

次に、例月出納検査でございますが、令和 5 年 9 月、10 月及び 11 月末における一般会計、特別会計、下水道事業会計、歳入歳出外現金、一時借入金及び基金の状況は、お手元に配付しております報告書のとおりであります。

歳計実績表、収入証、支出命令書、預金通帳などについて検査いたしました結果、現金出納事務は適正に行われ、正確であると認めましたので、御報告申し上げます。

以上であります。

○議長（南 一成議員） 次に、議員派遣について報告いたします。

9月定例会以降、議員派遣は2件で、お手元に配付した文書のとおりです。

次に、地方自治法第121条の規定により、本定例会における議案等の説明のため出席を求めた者及び委任を受けた者の職、氏名は、お手元に配付した文書のとおりです。

以上で、諸般の報告を終わります。

---

#### 日程第4. 一般質問

○議長（南 一成議員） 日程第4、一般質問を行います。

順番に発言を許します。神田栄治議員。

○議員（2番 神田 栄治議員） では、皆さんおはようございます。今日はよろしく願いをいたします。早速ですが、通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

今日は2問ございまして、1問目は、答弁者を町長に、2問目は、教育長にお願いしたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。座ったままで失礼いたします。

では、1問目でございます。

上水道事業の方向性についてでございます。

当町の水道事業は、昭和43年度に平生町と一部事務組合である田布施・平生水道企業団を設立し現在に至っておりますが、水道事業を取り巻く環境は厳しいものがございます。人口減少に伴う給水収益の減少、老朽管等施設の更新などの工事費の増大等により、将来的な経営環境は非常に厳しいことから、国、県は、広域圏での経営統合を推奨しております。柳井地域広域圏においても検討しておりますが、経営統合に向け、解決しなければならない下記の点についてお尋ねをいたします。

1点目でございます。田布施・平生水道企業団は解散するのでしょうか。

2番目、田布施川の水源は残すのでしょうか。

3点目、現在受けている補助金の名称と補助金額の推移はどうなっているのでしょうか。併せて、統合後の補助金の名称と予想金額は幾らぐらいでしょうか。

4点目、広域圏構成市町の現在の経営状況と統合後の経営状況の予測はどのようになっているのでしょうか、黒字になっているのでしょうか。

5点目、事務所の集約により発生する現場対応への所要時間増への対応はどのようになっているのでしょうか。

6点目、統合によるメリット、デメリットは何でしょうか。

以上、お尋ねをいたします。よろしく願いいたします。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） お答えをいたします。

柳井地域の1市4町と2つの水道企業団では、平成29年6月に柳井地域水道事業広域化検討委員会を設立し、広域連携による経費削減等に取り組んでまいりました。

そして、さらなる広域化を進めていくため、令和3年度から2か年をかけて柳井地域水道事業の広域化に係る基本的な検討を行い、その結果、柳井地域において安全で強靱な水道事業を継続していくためには、この地域の全ての水道事業が令和7年度当初を目標として、柳井地域広域水道企業団に経営統合を行うという結論に至り、今年度から、この検討委員会の下、5つのプロジェクトチームにおいて準備を進めてきたところでございます。

まず、1点目の田布施・平生水道企業団につきましては、6月の全員協議会においてもお示しをさせていただきましたスケジュール資料にもございますが、令和7年4月の経営統合に向け、各構成市町の水道事業が柳井地域広域水道企業団に統合する手続を進めてまいることとなります。今後、広域化に向けたこの協議が順調に進めば、本町及び平生町におきましては、一部事務組合でございませぬ田布施・平生水道企業団の解散の手続を行うこととなります。

2点目の田布施川の水源を残すのかとのお尋ねでございませぬが、現在、柳井地域広域水道企業団から受水しております水量だけでは、田布施・平生水道企業団が一般家庭や企業などへ給水している水量を賄うことができません。

また、大規模災害時におけるバックアップ水源としての位置づけもあり、当面、田布施・平生水道企業団の浄水場及び配水池は、そのまま残すこととなっております。

次、3点目の補助金の推移についてでございますが、現在、水道関係で本町が受けております補助金は、本年度において、公債費県補助金である水道用水供給事業出資債の元利補給金が1,045万7,000円、衛生費県補助金の水道料金安定化対策費補助金が277万1,000円でございます。

推移として、出資債元利補給金については、出資債の元利償還が進むに伴いまして減少となっておりませぬ。単県の水道料金安定化対策費補助金につきましては、10年間の平均水量及び水道事業に対する5年間の平均繰入額を基に算出されることとなっていることから、他の構成市町と比べ本町の平均繰入額が少なかったことなどにより、新たな補助制度の割合が減少したため、昨年度に比較してみれば減少しております。

統合後の従来の補助金については、交付申請を予定しており、特に県の支援は引き続きお願いしてまいりますが、広域化した場合、国の水道事業運営基盤強化推進事業のうち、広域化事業に係る

交付金の活用が見込まれます。詳細につきましては、最後に触れさせていただきます。

4点目の広域圏構成市町の現在の経営状況と統合後の経営状況の予測についてでございますが、経営統合の前のほかの市町の水道事業について、今評価することは差し控えさせていただきますが、これまでの検討の中では、各市町ともに限られた職員で何とか水道事業を回している状況であること、また人口減少や水道料金の収入が減少する一方で、管路の耐震化や老朽化対策に対応していかなければならないこと、また高料金対策として一般会計から多額の繰入れをして経営を維持していることなどの課題が改めて浮き彫りになったと考えております。

経営統合後においても、セグメント会計により、料金収入で不足する部分につきましては、その構成市町が一般会計からの繰入れにより負担することから、単に黒字と言い切れるものではないと考えております。

5点目の事務所の集約により発生する現場対応の所要時間増への対応についてでございますが、検討委員会のプロジェクトチームにおいて議論を進めている中で、構成市町との連携により、トラブルや緊急時にどのような対応を組めるか、また職員が初動時に何ができるのか協議をしているところであり、広域化のデメリットの一つと想定されております緊急時所要時間について、サービス低下を招かないように検討を進めております。

最後に、6点目の統合後によるメリット、デメリットでございますが、まずデメリットにつきましては、先ほど申しあげました参集時間、緊急時の対応というものが考えられるかと思えます。

また、新しい柳井地域広域水道企業団と構成市町との連携により、水道事業の提供に支障を来さないよう体制づくりが必要というふうに考えております。

一方、メリットといたしましては、柳井地域における水道事業の地域課題、いわゆるヒト・モノ・カネのうち、ヒトとカネの要素が大変大きいのではないかというふうに考えております。

ヒトの課題としては、今後老朽管や浄水場、配水池等の耐震化など、施設を維持していくためには水道技術職員を確保し、技術力を向上するなど、技術の継承が絶対条件となります。施設管理のほかに工事に当たっての仕様書や工事管理など、これまで積み上げてきたものを引き継いでいくためには、技術を持った職員を個別の水道企業体にばらばらに配置するのではなく、集約することで技術力の向上を図るほか、小規模の自治体では困難な専門技術者の採用や県等からの人材の派遣、登用も行うことができるのではないかと期待いたしております。

また、事務系職員につきましても、集約することにより企業経営のノウハウを有した職員の確保が可能となり、組織体制の維持・強化につながると考えられます。

また、おカネの面では、広域化した場合、国の水道事業運営基盤強化推進事業のうち、広域化事

業による交付金の交付が見込まれます。これは令和16年度までの10年間の時限事業で、3つ以上の水道事業による広域化であることなどの要件はございますが、会計や料金などのシステム統合や広域化を契機に実施する基幹管路の耐震化など、様々な事業に活用でき、3分の1の交付率となっております。

また、この交付金を活用するに当たって、特に工事面では国が示す厳しい施工基準や品質管理等、専門的で高度な技術面での対応が求められます。広域化に当たって、このヒトとおカネの両面が合わさってメリットが生まれてくると考えております。

今後の上水道事業は、人口減少による水道料金の収益減少に加え、施設や管路の老朽化が進むなど、経営環境はますます厳しくなってきたと考えますので、この地域の上水道事業において、国、県の財政、人的支援は欠かせない状況となっております。

本町といたしましても、この機会を逃すことなく、この広域化は避けては通れないものと考えております。各議員におかれましても様々な意見をお持ちと存じますが、今後単独での上水道事業の維持は困難な状況でございますので、何とぞ御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（南 一成議員） 神田議員。

○議員（2番 神田 栄治議員） 御回答ありがとうございます。今、田布施川を水源とする存続をどうするかというお尋ねでしたが、水量の関係からも存続するという御回答でございましたので、私はちょっと安心しております。

それに関連してちょっとお尋ねなんです、田布施川を水源とする水の供給単価と、それから受水費が今幾らで広域水道からもらっているのか分かりますでしょうか。

○議長（南 一成議員） 坂本町民福祉課長。

○町民福祉課長（坂本 哲夫君） 現在、公表されております田布施・平生水道企業団の給水原価は、令和4年度決算ベースで約262円となっております、これには柳井地域広域水道企業団からの受水費113円を含んだものとなっております。

それと、田布施川水源として算定された給水原価については、計算されたものというのではありませんでした。

以上です。

○議長（南 一成議員） 神田議員。

○議員（2番 神田 栄治議員） これだけの大きな水道の経営統合という事業を考える中で、田布施川水源の単価が幾らかというのがちょっと出ないというのが、どうも解せないんです。なぜかと

いいますと、水をきれいにするのに原水浄水費がありますが、それを作っている水の量で割れば、1立米当たりの幾らかかっているかというのは出るんじゃないかなと思うんですが、それでも出ていないんでしょうか。

○議長（南 一成議員） 坂本町民福祉課長。

○町民福祉課長（坂本 哲夫君） 田布施川水源ということで限定したものでということでは、こちら、あらかじめちょっと田布施・平生水道企業団の職員のほうに聞いてみたんですが、そういった切り分けとして、田布施川水源としてのそういった給水原価というものは、算定はしていないという回答でございました。

○議長（南 一成議員） 神田議員。

○議員（2番 神田 栄治議員） 分かりました。今後、統合までには時間もありますし、ぜひそのことも念頭に置いて御検討いただきたいと思います。

なぜ申し上げているかという、田布施川水源の水の単価が受水費よりも高いものであったとしても、じゃあそれをどうするのかという議論のときに、当面は水量が足りないから残る、コストだけで言えば、受水費で賄えよというようなことを言われる意見も出るかもしれませんが、やはり惨事の面からいったときに、田布施川水源は、私は残すべきではないか、今日御回答いただいた考え方に賛同するものでございます。

なぜかと申しますと、4年前ですが、大島大橋に貨物船が衝突して、配水管が破損して、周防大島の方々がどれだけ水を、何と申しますか、取りに行くのに困られたか、大島大橋も通行止めになり、多大な被害を及ぼしたのは本当ちょっと前のことなんですね。やはり1系統の怖さというのをまざまざとあの事故で見せつけられた気がいたしております。

田布施は幸いなことにも田布施川水源が残っており、2系統ございます。万が一のときでも田布施川水源を使うことができるんじゃないか、そう思ったときに、やはり供給単価が高いとしても、そこは残していくという議論が必要じゃないかと思って今回質問させていただきました。

次に、もう一つ思っているのは、事業所は、これは一つになるということなんじゃないでしょうか、今は各市町にございますが。

○議長（南 一成議員） 坂本町民福祉課長。

○町民福祉課長（坂本 哲夫君） これまたちょっと12月議会の場を改めて御説明をさせていただきますが、主な事業所と申しますか、主たる事務所としては、柳井市役所のほうに統合すると、そこに職員を集約するという予定となっております。

○議長（南 一成議員） 神田議員。

○議員（2番 神田 栄治議員） 分かりました。それで、その後どうなるのかなと思ったときに、もしそうなったとしたら、水道を、引っ越しのときに転入された方、また転出される方が給水開始届なり、給水廃止届を、今は町のこの隣の平生水道企業団に来られているわけですが、これを柳井に行かなきゃいけないということでしょうか。

○議長（南 一成議員） 坂本町民福祉課長。

○町民福祉課長（坂本 哲夫君） 今、先ほどちょっと町長の答弁にもございました。5つのプロジェクトチームで今協議を重ねているということですけど、その中ではサービスの低下を防ぐという意味でも、簡単な届出であれば、軽微な届出であれば、構成市町のほうで受付できないだろうかという検討を今進めておるところでございます。

○議長（南 一成議員） 神田議員。

○議員（2番 神田 栄治議員） ぜひその方向でお願いしたいと思います。当然水道事業は別会計でございますから、何といたしますか、無料でというわけにはいかないように思うんです。町の職員さんにその事務を受けてもらえば、委託し、何といたしますか、手数料を払っていくようになるんじゃないかと、つまり費用がかかるわけでございます。

そういった面もありますし、特に田布施は、まだ柳井に近いからいいんですが、周防大島町の人なんか、もし柳井市役所まで行かなきゃいけないと、物すごい距離を給配水の手続のために行かなきゃいけないという、これはデメリットだと思うんですよね。

ですから、そういった面、オンラインで、今はネットで申し込むこともできるんですが、高齢者の方はネット環境を持っていない方がおられましようから、そうした方への対応、今回の統合に関しては、ぜひデメリットへの対応が、どうするかというのが非常に重要ではないかと思います。

それと、もう一点お尋ねなんですけど、同じ関連ですが、例えば道路で配水管が破損して水が漏れ出したと、そうしたときに職員は皆、柳井市役所の事業所の1か所にまとめているのが、仮に田布施のどこかで漏水したとなったときに、今でしたらすぐ行けるところがちょっと時間がかかる、その辺りもこれからの検討課題ということなんではないでしょうか、どういうふうな解決を持っていらっしゃるか教えていただけたらと思います。

○議長（南 一成議員） 坂本町民福祉課長。

○町民福祉課長（坂本 哲夫君） 今議員お尋ねの件、まさに今協議を進めているところでございます。企業団設立部会でもそうですし、配水・給水部会でもそうでございます。まず、何かが起こったときに初動をどうするかと、やはり職員が持っている土地勘というものもございますので、まずはそこに行って応急的な措置、どれぐらいの緊急事態なのかというのにもよるんでしょうけれども、

水が噴いているのか単なる漏水なのか、それによって対応も異なってくると思いますが、まず一報を受けて現場のほうに赴いて必要な措置を講じていくということで、その構成市町の職員がどこまでできるだろうかというのを今検討しているところでございます。

○議長（南 一成議員） 神田議員。

○議員（2番 神田 栄治議員） ありがとうございます。いろいろお話を聞く中で、やはり経営統合をしないと、今後、今町長がおっしゃったように、水道事業としてやっていく、安定した水道の供給をしていくというのは本当難しいんじゃないかなという気はいたしております。

ただ、それに伴うデメリットをいかに解消するかもこれからの課題だと思っておりますので、大変かと思いますが、引き続きの御検討をよろしく願いしまして、1問目の質問を終わりたいと思います。

それでは、2問目でございます。

第三期の教育振興基本計画についてでございます。令和5年度から令和9年度までを計画期間とした第三期の教育振興基本計画が策定されました。平成25年度に第一期基本計画が策定されまして、第二期終了、令和4年度までの10年間の成果と、今後取り組むべき課題は何なのか、その課題を今期の計画でどのように解決しようとしていらっしゃるのか、また今期の計画の重点取組事項は何か、併せてこれから申し上げる個別の事項についての対策をお伺いいたします。

1つ目ですが、増加の一途をたどる不登校児童生徒数の減少に向けた対策はどのように取られているかです。不登校児は全国的に増加をしております、当町も例外ではございません。全国では昨年度の不登校の小中学生は29万9,000人にも上り、過去最多をまたも更新しております。田布施町においても1,000人当たりの出現率が令和3年度21.6であったものが、47年度には27.5になっており、過去最多となっておる状況でございます。

お尋ねの2点目ですが、長時間労働で疲弊している学校現場の改善対策についてお尋ねをします。

3点目ですが、郷土愛を育む教育として何を実施していらっしゃるかについてでございます。この郷土愛を育む教育は、第三期の教育振興基本計画で新たに教育目標に掲げられた項目でございます。

最後に、4つ目ですが、図書館サービス（特設コーナーの設置など）の充実状況についてでございます。教育振興計画においても、生涯を通じた学びの推進として図書館の充実が掲げられております。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（南 一成議員） 鳥枝教育長。

○教育長（鳥枝 浩二君） それでは、お答えをいたします。



田布施町教育振興基本計画につきましては、これまで国や県の教育振興基本計画を参酌するとともに、本町の総合計画等を踏まえて策定してきたところであります。

まず、お尋ねの第二期基本計画の終了期であった令和4年度までの成果に関しましては、コミュニティ・スクールの仕組みや地域協育ネットの機能を生かし、小中一貫した教育や地域連携教育の取組を始めたところであります。

また、GIGAスクール構想により整備された1人1台タブレットなど、ICT環境を積極的に活用して教育の質の向上を目指す環境整備を進めてまいりました。

一方で、今日ますます少子高齢化が加速し、技術革新やグローバル化が進展するなど、私たちを取り巻く社会状況や環境は急激に変化しております。

こうした中、児童生徒一人一人が自分のよさや可能性を認識し、多様な人々と協働しながら、主体的に未来を切り開いていこうとする意欲や態度を育てていくことが求められており、今後の重要な課題であると考えております。

こうした現状を踏まえ、本年度から令和9年度までを期間とする第三期の田布施町教育振興基本計画におきましては、「郷土を愛し、夢と志をもって、自ら学び続ける人づくり」、これを新たな目標に掲げて、1つ目に、「知・徳・体の調和のとれた教育」、2つ目に、「学校・家庭・地域が連携・協働した教育」、3つ目に、「生涯を通じた学びの充実」、4つ目に、「豊かな学びを支える環境整備の充実」、この4つを柱とした施策や取組を充実させてまいりたいと考えております。

とりわけ、小中学校におきましては、子どもたちの可能性を引き出し、個別最適な学びと協働的な学びを一体的に実現する、いわゆる令和の日本型学校教育、この充実を目指した取組を進めてまいります。

また、地域連携教育の推進・充実に向けて、地域連携カリキュラムの充実を図るとともに、地域の行事や地域ボランティア活動への積極的な参加を促し、人との関わりを広げ、つながりを深める活動や取組を一層支援してまいります。

さらには、いじめ・不登校等の諸課題への取組を充実させるとともに、インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進など、誰一人取り残されることのない教育の充実に努めてまいります。

次に、4点の個別事項についてお答えをいたします。

1点目の不登校児童生徒につきましては、議員御指摘のように、昨年度までの調査におきましては、小中学校の不登校の出現率は、全国、山口県と同様に、本町においても近年増加して憂慮すべき状況にあり、不登校問題への対応が喫緊の課題となっております。

減少に向けた対策といたしましては、各学校では、欠席1日目で電話連絡、連続欠席2日目で家庭訪問、連続欠席3日目でチームにより対応するという、いわゆる「心をつなぐ1・2・3運動」を進めておきまして、初期の段階で把握し、早期に対応する取組を進めているところであります。

教育委員会におきましては、さらに必要に応じてSC（スクールカウンセラー）やSSW（スクールソーシャルワーカー）、これを派遣・活用し、学校、家庭、保護者等の支援に努めているところであります。

また、小学校から中学校1年生に進級した際に、学習環境や人間関係が大きく変わることなどにより集団への不適応が生じる、いわゆる中1ギャップ、これにより中学校段階で不登校生徒数が急増する傾向にあることが指摘されているところであります。

こうした実態を踏まえ、今年3月から新たに中学校に入学予定の小学校6年生を対象に、個別に教育相談を実施して、様々な不安や悩みを抱え支援を必要とする児童を中学校入学前に把握し、入学前後の支援体制を充実させることにより、不登校等の未然防止を図る取組として、中学校0年生からの教育相談、この取組を始めたところであります。今後も、小中学校間の連携をより密にして、きめ細やかに対応してまいりたいと考えております。

2点目の長時間労働で疲弊している学校現場の改善策についてお答えをいたします。

近年、学校が抱える課題が複雑化・多様化する中、教員の長時間勤務の看過できない実態が明らかになっております。

本町の学校におきましては、令和3年7月、県教育委員会から示されております学校における働き方改革加速化プラン、これに沿って、1つ目に、業務の見直し・効率化、2つ目に、勤務体制の改善、3つ目に、学校支援人材の活用、この3つを柱に、時間外在校等時間が月45時間、年360時間を超えないよう上限を定めまして、教員の時間外勤務時間の削減に取り組んでいるところであります。

具体的な主な取組といたしましては、各学校に統合型校務支援システムを導入・活用し、児童生徒の基本情報、成績処理、出欠管理、保健関係情報などを統合して管理・処理することにより、業務の効率化・簡素化を図っております。

また、各学校にはICTカード等を整備、活用して、勤務時間管理の適正化に努めるとともに、時間外の留守番電話対応を導入したり、長期休業中に学校閉庁日を設けたりしております。

さらには、休日等における部活動の在り方を見直すことも含め、現在、学校部活動の地域移行について検討を進めているところであります。

そのほかにも、学校業務支援員や地域学校協働活動推進員を配置したり、家庭教育支援チームや

学習支援ボランティア等による学校支援をしていただいたりしているところでもあります。

3点目の郷土愛を育む教育につきましては、小学校では、郷土読本「わたしたちのまち田布施」、これを活用し、自分が生まれ育ったふるさと田布施を知ることについての学習を進めており、中学校におきましても、総合的な学習の時間を活用して「ふるさと学習」に取り組んでいるところでもあります。

また、多くの学校において、児童生徒が学校運営協議会に参画して、ふるさと田布施の魅力や課題、目指す将来の姿等について熟議を行っており、郷土についての理解を深める一助となっているものと考えております。

今後も、児童生徒が地域のイベントや伝統行事、地域のボランティア活動への参加を促すとともに、地域の人財を十分に活用しながら教育活動を展開し、「地域とともにある学校づくり」を推し進めてまいりたいと考えております。

最後に、4点目の図書館サービスの充実状況につきましては、年間を通してそれぞれの季節等に応じた展示コーナー、これを設けるとともに、子育て支援やビジネス支援などの特設コーナーを設置するなど、サービスの充実に努めているところでもあります。

また、昨年度は、図書館パワーアップ事業といたしまして、大幅に絵本や児童書の蔵書を増やし、お子さんや子育て世代の方々を中心に御利用いただいているものと考えております。

以上でございます。

○議長（南 一成議員） 神田議員。

○議員（2番 神田 栄治議員） 御回答ありがとうございます。1番目にお尋ねした不登校の対策でございますが、決定的な解決策がない中でどうするかでございますが、県が、やまぐち家庭教育支援強化月間のスローガンとして、次のようなものを上げています。「早寝早起き朝ごはん」「本を読んで外遊び」「みんな仲良く今日も元気」というスローガンを掲げているんですね。不登校がいなかった頃と現在の違いを思ってみたときに、この外遊びを今の子どもはしていないんじゃないかなという思いがやっぱりするんですね。

こういう教育の専門じゃありませんが、単純に外で遊ぶというのが、子どもにとって、いかに健全な心身を保つのかというところを思ったときに、やはり外遊びの奨励ということが大事だと思うんですが、何かいい具体的な方策とか、取り組む要素というものはないんでしょうか、お尋ねです。

○議長（南 一成議員） 鳥枝教育長。

○教育長（鳥枝 浩二君） 今議員のほうから紹介がありました「早寝早起き朝ごはん」「本を読んで外遊び」「みんな仲良く今日も元気」と、これがスローガンだと思います。それに関する外遊び、こ

れが必要なんではないかというお尋ねだと思います。

実は、この家庭教育支援キャンペーンとして、これは全国的に「早寝早起き朝ごはん」という取組はどこも各地で取り組まれています。山口県の場合は、その後が続くのが「本を読んで外遊び」「みんな仲良く今日も元気」と続くんですが、いろんな自治体や学校によっては、「早寝早起き朝ごはん」の後、「テレビをやめて外遊び」とか「ゲームをやめて外遊び」とか、そういうふうなものをスローガンとしてつくって取り組んでいるところもあります。

今、外遊びにつきましては、議員さんのお尋ねなんですが、確かに御指摘をされるように、コロナ禍のこともありましたけれども、近年体力の向上が大きな課題になっているという指摘がされており、これに対しましては、外遊びに限らず運動をする習慣を身につけようということで、去年度の中頃から体力向上維新プロジェクトという、山口県全体で体力の向上を目指そうという取組が始まっています。

その中では、おうちで運動という、家庭で何か宿題、課題として取組をしてほしいということもあります。それから、学校においては、昼休みであるとか、業間の時間に努めて外に出て運動をすると、そういった取組を奨励しているところでもあります。

ただ、なかなか、今求められている不登校との関係で申しますと、やはり基本的な生活習慣が乱れてしまって、なかなか学校に登校できないということが要因の一つとしてされていることと、仲間づくり、外で、昔のように集団で、地域の中で子どもたちが集まって活動したり遊んだりすることが、極めて少なくなっているという指摘があり、その辺りをこれから解決していかなくてはならない課題だと、そういうふうと考えております。

○議長（南 一成議員） 神田議員。

○議員（2番 神田 栄治議員） ありがとうございます。本当、地道な活動になるかと思いますが、ぜひ引き続き取り組んでいただきたいと思います。

3点目に、教育目標にも掲げられた郷土愛を育む教育をお尋ねしたわけですが、ふるさとへの愛着というものが子どもたちが就職を迎えたときに、Uターンに少しでも結びついてくれればと思って、やはり郷土愛という教育が必要じゃないかと思って質問させていただいた次第でございます。

田布施町には馬島をはじめ、石城山もあります。石城山には神籠石が八合目、ずっと一周回っていますし、第二奇兵隊の駐屯地跡もあって、非常に東田布施小学校の子はお別れ遠足で、昔は石城山への山道を通って山登りをしておったような状況でございます。非常に子どもたちのいい思い出になったと思っておりますので、ぜひこの郷土愛を育む教育のほうも充実させていただきたいと思っております。

4つ目の図書館サービスの充実でございますが、令和4年度の一般質問で、子育て支援コーナーやビジネスの企業支援コーナーの設置等を要望いたしました。早速子育て応援コーナー、それからビジネスの企業支援コーナーを設置いただきましてありがとうございます。

絵本のコーナーもリニューアルされておって、親しみやすさが増したのではないかと考えております。せっかく設置をされたわけですから、本の充実と広報等での周知を、こういうコーナーができたよという周知もしっかり図っていただけたらと思いますので、よろしく願いをいたします。

一方、開館時間の延長も一般質問でお願いしたんですが、現行の5時を6時まで延長ができないものだろうかということでございます。費用対効果の問題もありますので、3か月なり半年なり試行をしてみるのも、一ついいのではないかと考えているんですが、どうお考えでしょうか。

○議長（南 一成議員） 長谷社会教育課長。

○社会教育課長（長谷 満晴君） お答えします。

本町では、早朝からの高齢者の御利用が多いため、他市町の図書館より早めに開館し、5時に閉館しているという事情もございます。あくまで参考ですが、昨年度実施いたしました、小中学生の保護者のアンケート調査では、他市町の図書館を利用している理由として、開館時間が長いからという理由を挙げている方は161人中11人、率にして0.07%でありました。一概には申し上げられませんが、開館延長を行って利用される方の割合は限定的ではないかということもあわせて、現時点では現行どおりの開館時間とさせていただいております。

今後も開館時間延長を検討する場合には、職員の時間外対応、フレックス対応及び夕方の忙しい時間帯ですので、新たな雇用の確保の見込みだとか、安全対策、それに付随した緊急連絡体制、そういういったものの課題を消化していく必要があると考えております。

以上です。

○議長（南 一成議員） 神田議員。

○議員（2番 神田 栄治議員） ありがとうございます。状況がよく分かりました。確かにおっしゃるとおりかなというふうな気がいたします。

ただ、やはり田布施町に引っ越してきてもらいたいというようなサービス、住みよい町だという意識を持っていただくためには、仕事が終わった後にちょっと図書館に寄って本が借りられるという環境はあってもいいのかなと、よその市なんかは6時まで、7時まで開いている図書館もございますから、それと比較したときに、田布施町も開いているというのがいいなと思っておった次第でございます。

ただ、今課長から御回答がありましたように、現実として、じゃあ人が来るのかという問題が本

当ございますので、そこの辺りの兼ね合いかなという気がしております。

最後になりますけど、ちょっとこの今回の基本計画の範疇外かもしれませんが、小中学校の洋式トイレ、それからエアコンの設置状況がどのようになっているかということのお尋ねと、それから耐震化工事の未実施の建物があるかどうか、ちょっとこの点についてお尋ねをさせていただきます。お願いします。

○議長（南 一成議員） 惠元学校教育課長。

○学校教育課長（惠元 朗夫君） それでは、お答えさせていただきたいと思います。

小中学校の建物の中の洋式化については、全ての学校で洋式化されておりますし、そこでは1点、和式も一部残っております。

耐震化工事は、一応校舎ですか、それについては一応全施設ですか、その辺は終了しているということで、あとは体育館とか、講堂の辺が、まだ一部やらなくてはいけないところがあるようには聞いております。

以上でございます。

○議長（南 一成議員） 神田議員。

○議員（2番 神田 栄治議員） ありがとうございます。安心しましたが、今一番最後に、体育館の周辺で耐震化がまだあるところが今あるんですか、どうなんでしょうか。

○議長（南 一成議員） 惠元学校教育課長。

○学校教育課長（惠元 朗夫君） 申し訳ございません。私のちょっと記憶違いであつたらいけないんですけども、今ちょっと思い直して、耐震化については終わっているということでございます。

○議長（南 一成議員） 通告されていますか、今の質問は。だから、手元がないんで、答弁が中途半端になりますから、そのことはもう終えてください。

○議員（2番 神田 栄治議員） はい、了解いたしました。

○議長（南 一成議員） はい。

○議員（2番 神田 栄治議員） どうも大変失礼しました。通告外のことをちょっと思い立ったものですから、すみません。どうも御答弁ありがとうございました。耐震化が済んでいるということで、安心をいたしました。

今日は、教育振興の基本結果について質問をさせていただきましたが、教育環境を取り巻く環境、非常に大きく変化して、こうした社会の変化に対応した教育行政が求められております。子どもたちの健全な成長のため、引き続きの地道な努力をお願いしまして、質問を終わらせていただきます。今日はどうもありがとうございました。

○議長（南 一成議員） 以上で、神田栄治議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（南 一成議員） 次に、西本篤史議員。

○議員（3番 西本 篤史議員） それでは、通告どおり3問質問いたします。全て一問一答で、町長お願いいたします。

まず1問目、令和5年度一般会計当初予算は、前年度に比べ4億200万円減額の64億9,000万円でありました。9月上半期には73億7,000万円に増額されました。原因は、高熱費や新型コロナウイルス対策なのでしょうか。来年度予算は、現状を把握し、計画を立てていただきたいと思いません。

デジタル化を推進しますけども、今後の維持管理費の増大も懸念されております。事業計画の優先順位を決めて執行していただきたいと思っております。

また、少子化対策として住宅地の拡大、婚活イベントの開催、マッチングアプリの開設、これも婚活の関係ですね。また、住みよい町対策として、公式LINEアカウントの開設、これは災害時の緊急情報や町の取組、またイベント、プロモーション情報、また光市の場合は行政手続、ごみの分別方法、道路の損傷通報、これもLINEアカウント、LINEで光市に通報できるようになっております。

また、高額納税者の誘致、また駅前整備です。駅前整備は、前回神田議員が言われました駐車場です。無料駐車場、これなんかを整備していただいたらと思っております。

以上、質問いたします。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、お答えをいたします。

令和5年度一般会計当初予算額からの増額につきましては、御承知のとおり、4月から7月にかけて、新型コロナワクチン接種事業や子育て世帯生活支援特別給付金事業、住民税非課税世帯に3万円を支給する価格高騰重点支援給付金事業、町民1人につき5,000円の生活応援商品券を配布する事業等の新型コロナ地域支援対策費など、国施策により4回の補正予算において、国庫補助金を財源とする各種事業に約2億5,000万円を追加して、増額してまいりました。

また、既に広報等で公表済みの、令和5年上半期の財政状況報告におきましては、議員御質問のとおり、9月末の予算額として、73億7,000万円程度といたしておりますが、これにつきましては、先ほど述べました4回における補正予算に続く9月の補正約2億4,000万円に加え、保健センター整備事業等の令和4年度からの繰越事業に係る予算3億9,000万円、約4億円程度が繰

越事業として入っておりますので、その辺は御理解いただきたいというふうに思います。

また、中期財政の収支見通しでは、令和6年度は約2億8,000万円の財源不足が見込まれる中、来年度の予算編成方針において、経常的な経費の予算要求額を一般財源ベースで、令和5年度の当初予算を上限とするよう指示いたしております。

議員御指摘のとおり、情報システムの標準化等をはじめ、デジタル化を推進していきますと、それが今後削減困難な固定費となり、今後財政を圧迫することも懸念されております。

しかし、国全体の方針でございまして、デジタル化の推進は避けて通ることはできません。

また、少子化・人口減少対策や物価高騰等への対策など、中長期的、あるいは現在の課題に対しても直ちに対応していかなければなりませんので、事業の優先順位を明確化し、将来的にデジタル化の強みを生かした効率的な財政構造となるよう、またそれに向けた新年度予算の予算編成に努め、また予算執行を考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

具体的な提案につきましては、またお答えをさせていただきます。

○議長（南 一成議員） 西本議員。

○議員（3番 西本 篤史議員） ありがとうございます。

婚活イベントの開催、今、田布施町のホームページを見ると、「今こそ婚活！やまぐち」というのが載っておりますが、そこをクリックすると、エラーが出て開けないんですよ。これはちょっと問題があるかなと思います。

ほかに、やまぐち結婚応援センターが開いておりますホームページ見ますと、近くで言うと、柳井で枕投げ婚活というのがあるみたいです。また、下松ではボウリング大会、こういった婚活、これが開催されます。この近くでありますので、田布施町民で独身の方に、ぜひPRして参加していただいたらと思いますけども、これは地元の方しか参加できないんですか、その辺ちょっと分かればお願いします。

○議長（南 一成議員） 山田企画財政課長。

○企画財政課長（山田 浩君） 県が主催する婚活イベントについては、山口県の方であればできるというふうに認識をしております。

○議長（南 一成議員） 西本議員。

○議員（3番 西本 篤史議員） 田布施町は、今、年間72年後の出生数ということで、本当将来が危ぶまれております。こういった少子化対策としていろんな予算、これを組み込んでいただきたいと思いますが、それは来年度予算入りますか、どうでしょうか。

○議長（南 一成議員） 山田企画財政課長。



○企画財政課長（山田 浩君） 少子化対策については、町長の重要なテーマでございますので、具体的な予算編成は今からでございますけれども、実施計画等にも種々入れ込んでおりますので、優先順位を決めて計上していきたいというふうに思っております。

○議長（南 一成議員） 西本議員。

○議員（3番 西本 篤史議員） ぜひよろしくお願いします。

それから、公式LINEアカウント、この辺の予定はどうでしょうか。

○議長（南 一成議員） 山田企画財政課長。

○企画財政課長（山田 浩君） LINEの活用ということにつきましては、9月補正で予算に計上しておりますので、令和5年度内に公式LINEアカウントを開設して、情報発信の強化に取り組んでいきたいというふうに考えておりますので、現在、まさに庁内でプロジェクトをつくっております、取り組んでおります。現時点でどういうふうな、申請とかもできるようなにはしていきたいと思っておりますけれども、現時点では、まだ未定でございます。

○議長（南 一成議員） 西本議員。

○議員（3番 西本 篤史議員） 今進んでおるという状況ですけれども、道路の損傷とか、災害時、このときに、いち早く町に連絡できる方法、これはLINEの活用の中に入ると思いますが、その辺も計画に入れていただけますか、どうでしょうか。

○議長（南 一成議員） 山田企画財政課長。

○企画財政課長（山田 浩君） 全国的に災害時の通知ですとか、あるいはごみの分別の関係とか、そういう全国的に注目を集めているコンテンツというものはあると思っておりますので、その辺は当然プロジェクトの中でも話が出ると思いますが、意見をまとめてやっていきたいというふうに思っております。

○議長（南 一成議員） 西本議員。

○議員（3番 西本 篤史議員） ぜひともよろしくお願ひしたいと思ひます。

あと駅前の駐車場、前回の議会でちょっとお話があったと思ひますが、その後、無料駐車場、町民の方、近隣の方がJRを利用して、ちょっと日帰りでどっか行きたいというときに、今、田布施町役場とか、その辺でしかちょっと止め場がないものですから、駅の近くにあつたらいいと思いますが、その辺何か進んでおひますか。

○議長（南 一成議員） 川添副町長。

○副町長（川添 俊樹君） 言われるように、前回質問がございまして、内部で、今駅周辺で利用できる土地が若干ありますし、今駐車場に定期的に月決めて貸し出している用地もあります。その辺

の利用状況がどうかというのを調べて、方向性を今探っておりますので、もう少し時間を頂きたいと思います。

○議長（南 一成議員） 西本議員。

○議員（3番 西本 篤史議員） よろしくお願ひしたいと思います。これも、ぜひ予算に入れていただきたいと思います。

それでは、第2問に行きたいと思います。

これも少子化・高齢化対策ということで、農地の有効利用について御質問いたします。2050年問題では、今後、農家は8割減、農家は倒産し、老老営農時代になると予想されております。現在の農業従事者の平均年齢は68歳で、町内でも離農される方が増えているのではないのでしょうか。国は、大規模営農を後押ししておりますが、個人農家が頑張っって農村風景が保たれております。今後、圃場整備されていない圃場は、後継者も大規模営農者も耕作は困難と思われております。

また、食料安全保障では、現在、国の食料自給率は38%であります。町も地産地消を行い、食料自給率を上げてはどうでしょうか。生産性の高くない、優良農地でもない1種農地は農振から外し、2種農地にしてはどうでしょうか。

これはちょっと言い回しが難しいんですけども、今、生産性の高い優良農地が1種農地、当然、耕種農地とか、農用地区内農地、これは圃場整備されて1級農地ですね。だから、これは当然1種農地でもいいと思うんですけども、いわゆる圃場整備されていない、湿田で生産性の高くない、こういった田んぼが1種農地に入っておるんですよ。これはちょっと農地として適さないんじゃないかということで、今2種農地にしてはどうかという質問でございます。

また、住宅地に近い農地を3種農地、学校に近いとか、そういったところを3種農地にして住宅にする方法はどうでしょうかということです。

また、住宅地を増やし、若者定住対策をしてはどうでしょうかということで、これも学校に近いところですよ。これも住宅地つくってはどうか。

また、若い後継者に年収保障、これはスイスの話になるんですけども、年間年収、これを保障して、若者の農業従事者、これを確保するという方法も取っております。これはちょっと町の財源では難しいと思いますけども、その辺を含めて御質問いたします。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、お答えいたします。4つの御質問でございます。

それでは、1点目の生産性の高くない、優良農地でもない1種農地は農振から外し2種農地としてはとの御質問でございます。

本町では大きく分けまして、都市計画法による用途区域と農振法による農業振興地域に分けられます。その農業振興地域の中には、また農用地区域と農振の白地地域がございます。

農用地区域の農地は、農業上の利用を図るべき土地の区域で、原則、農地転用のできない農地となっております。

また、農振の白地地域には、農振法上の1種農地と第2種農地がありまして、第1種農地は集団農地がおおむね10ヘクタール以上ある良好な営農条件を備えている農地となり、原則、農地転用ができない農地となっております。

また、第2種農地は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い集団（おおむね10ヘクタール未満）の農地で、代替性のない場合、許可ができるとなっております。

御質問の第1種農地から第2種農地への変更については、冒頭で述べましたように、第1種農地では農振法に基づく例外規定を除き、原則、農地転用は不許可となっております。

町では、おおむね農地法上の第1種農地に相当する農地を農業振興地域制度に基づく農用地区域にしておりますので、農振法上の区域を除外した場合であっても、農地法の基準で、集団農地（10ヘクタール以上）や、また農業公共投資対象農地や生産力の高い農地など、第1種農地と判断されれば、第2種農地への規制緩和ができないということになっております。

第2点目の住宅地に近い農地は第3種農地へ、第3点目の住宅地を増やし若者定住対策をしてはどうかということでございますが、関連しておりますので、一緒にお答えをさせていただきます。

まず、第3種農地は用途地域内の農地でございますので、農地転用は、原則、許可となります。

御質問の第3種農地へ変更する場合、用途の見直しが必要となりますので、現在、山口県都市計画課と協議を行っております。西本議員からもいろいろ御提案を受けておりますので、いろいろ時間かかりますけれども、少しずつやっております。

また、住宅地域を広げますと、宅地開発をしやすくなるはありますが、逆に都市計画税といった新たな課税も必要となってまいりますので、その辺がデメリットではないかということが考えられますので、十分慎重にやっていきたいと思っております。

次、4点目の若い後継者に年収保障をしてはどうかとの御質問でございますが、近年農業を取り巻く環境は農業従事者の高齢化や担い手不足、後継者の不在等により、全国的に深刻な問題となっております。

本町においても、大規模農家が中心となりますが、後継者の確保・育成に資する様々な事業を展開しているところでございます。近年では、新たに農業経営を営む若年層に対し、経営初期段階の不安定な収入補填をするために交付される制度がありますが、交付が終了する3年後には専業農家

として一定の所得が確実に見込め、生計が成り立つ計画が必要となりますため、なかなか制度の利用に至らないケースも多くございます。

一方、町におきましては、食料自給率向上のため、優良農地等、あるいは守るべき農地で生産を行う農業者等に対し、県の担い手支援日本一総合対策事業を活用した新規就農・就業者の定着に資する事業を展開しております。これにより、新規就農者では確保が困難な優良農地での生産や栽培技術の習得、初期の設備投資などの諸問題を、農業者等が受皿となり、就農が促進されているケースが多く生まれております。

御質問の対策等につきましては、引き続き関係法令や国、県、各種事業を注視しつつ、必要な対策を適切に行えるよう情報収集や就農後のサポートを含め、頑張っまいると思います。

以上でございます。

○議長（南 一成議員） 西本議員。

○議員（3番 西本 篤史議員） ありがとうございます。

あとこの1種とか、農地の予定変更といいますか、これは5年に一遍ですか、10年に一遍ですか。

○議長（南 一成議員） 山中経済課長。

○経済課長（山中 浩徳君） 農業振興地域制度の、要は農振の見直しでございます。一応、国のほうでは、おおむね5年程度というので行っておりますけれども、社会情勢が変わったとき等々ございますので、本町においては、おおむね大体10年程度を目安に変更しておる状況でございます。

○議長（南 一成議員） 西本議員。

○議員（3番 西本 篤史議員） 10年というのは長いと思いませんか、5年ぐらいで見直しをしたほうがいいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（南 一成議員） 山中経済課長。

○経済課長（山中 浩徳君） 確におっしゃられるとおりでございます。前は平成23年度にやりかえておまして、次が令和2年度にやりかえております。御承知のように、今現在、国営圃場整備が進んでおりますので、その状況を鑑みながら実はやっておりますので、時期は、今のところ考えておりますのは、国営圃場整備が令和9年に今終わる予定となっておりますので、その後、二、三年後、要は令和11年を目途に変更したいというふうには考えております。

○議長（南 一成議員） 西本議員。

○議員（3番 西本 篤史議員） 令和11年といたら、まだまだ先ですね。この辺も含めて、だんだん皆さん高齢化しております。うちの近くも、今年度で農業をやめる方という方が3人ぐらい

いらっしゃいます。農業をやめて、不耕作地になった土地というのは惨めなもので、草ぼうぼうで、本当誰も管理されていない、今まで田んぼとか、農家の方が一生懸命草刈ったり、あれで景観を保っておりましたけども、そういった放棄されると、本当今年なんか特に草ぼうぼうで、一切入れんような状態になります。その辺も含めて、後継者といますか、その辺を農業委員会を通してでも、いろいろ対策をやっていたきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（南 一成議員） 山中経済課長。

○経済課長（山中 浩徳君） おっしゃられるとおりというふうに考えております。今年度から地域計画というのを立てるようになりましたので、各地区で担い手を張りつけて、守るべき農地はしっかり守っていく、また、今耕作地におかれましては、国の制度がございます。多面的機能支払交付金事業または中山間直接支払事業等がございますので、そちらを活用していただいて、農用地であればそういうメリットもございますので、そういうのをしっかり制度を活用させていただいて、地域を守っていただきたいというふうに考えております。

○議長（南 一成議員） 西本議員。

○議員（3番 西本 篤史議員） 先ほど言いましたけども、10年後には、農家は4割減るんじゃないかというような情報も聞いております。今、70代、80代の方も一生懸命農業に励んでおられます。本当頭が下がる思いですけども、本当今の元気な農業従事者が引退されたら、ほんま今後どうなるんじゃないかと、本当不安に思いますけども、これから対策を、何かいい知恵でもあればどうでしょうかね。

○議長（南 一成議員） 山中経済課長。

○経済課長（山中 浩徳君） 当然、農業はマンパワーでございます。従来から私、いろいろと答弁しておりますけど、今から10年前は、15年前ですか、集落営農という言葉がございましたけど、今年が延びておまして、我々も65歳という話になっております。まだまだ働けというのかも分かりませんが、なかなか集落に帰ってこないというのが現状でございます。個人、あと法人等もございますけど、今本町とすれば、できるだけ優良農地については、それぞれが守っていただきたいんですが、今のところ、できれば企業参入を、できるだけ積極的に進めてまいりたいというふうには考えております。

○議長（南 一成議員） 西本議員。

○議員（3番 西本 篤史議員） 田布施町は御存じのとおり、田んぼの田ということで、本当農業従事者がたくさんいらっしゃいますので、これからもいろいろ対策して、農業従事者確保していただきたいと思います。

次、3問目に行きたいと思います。これはちょっと答弁書がないですが、3問目の。ないんかな。それでは、3問目に移りたいと思います。

町内の国立公園の維持管理について御質問いたします。先日、新聞等で報道されておりますけれども、環境省の調査で、全国の国立公園において、歩道など整備や保全を担う管理者が設置されていない路線が50%あることが分かっております。町内も、馬島、勿島など、瀬戸内海国立公園に指定されております。馬島の全体集落と昔の養殖地、これは除外されておりますけれども、馬島全体は普通地域に指定されております。

また、勿島は、第2種特別地域に指定されております。ということで整備・管理、これはされているでしょうか、御質問いたします。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） お答えをいたします。

瀬戸内海国立公園は、内海の多島景観に加え、自然・人文融和した特徴的な景観を有することから、昭和9年に備讃瀬戸が国内最初の国立公園の一つとして指定され、その後、昭和25年及び昭和31年の区域拡張により、山口県も区域に編入され、馬島の一部と勿島は、昭和31年5月に国立公園に指定がされています。

御質問の馬島、勿島の歩道などの整備はどうかということでございますけれども、馬島にございます施設につきましては、平成8年にオープンいたしました、のうびらんど・うましまのキャンプ場、また、要害山に登る遊歩道、海水浴場等ございますが、これは指定管理者でございます馬島自治会が管理をされております。

なお、勿島におきましては、管理する施設等ありませんけれども、毎年、馬島の海岸を本町職員と馬島自治会とで清掃しております。その際に、勿島側でございます海岸も併せて清掃等を行っております。

以上でございます。

○議長（南 一成議員） 西本議員。

○議員（3番 西本 篤史議員） ありがとうございます。昭和9年に設定されておりました、今年で90年ということになります。ちょうど節目でございます。馬島の本土といいますか、本体の遊歩道、登山道、これは要害山に登る道なんですけれども、何か途中いろいろ崩れたり、いろいろ町の職員さんが一生懸命整備されておると聞いておりますが、この辺の整備、この状況、頂上へ上がったらすごい見晴らしがいいんですね。ここはね。私も以前上がったりしましたけれども、本当これ観光名所になると思いますけれども、今整備状況はどうでしょうか。

○議長（南 一成議員） 山中経済課長。

○経済課長（山中 浩徳君） それでは、まず要害山の上でございます。今年、本町の職員を中心に今刈っております、ほぼ刈り終わったところだと思いますので、来春には風光明媚な環境が見られるんじゃないかというふうに思っております。

それから、要害山に登ります遊歩道でございます。まず、入り口のところ、貯水槽があるところにつきましては、今年9月の補正予算で、災害ということで、一部整備をさせていただこうというふうに思っています。

途中の道でございますが、今県とも協議しながら、県の事業がもし活用ができるのであれば、その事業を活用して、一気にとはというのは、なかなか非常に難しゅうございます。重機が入るようなところでもございませぬので、どのような方法でできるかというのも検討しながら、もし予算がつけば年次的に整備をしていきたいというふうには今のところ考えております。

○議長（南 一成議員） 西本議員。

○議員（3番 西本 篤史議員） 下ののんびらんど・うましまから頂上行くまで、結構長いんですよ。それで、途中も休憩所ちゅうか、見晴らしのいいところがございまして、途中竹林があったり、本当楽しい遊歩道だと思いますけども、整備を以前、地元自治会ですか、いろいろやられたようですけども、何せ高齢化かと思えます。町の職員の皆さんも行っておられると思えますけども、どっかの島じゃボランティアを募って、チェーンソーで刈ったり、草刈ったりするともございしますので、町もちょっと、夏は暑いですから、木を切れば今時分と思えますけども、ボランティアとか参加募って、整備したらいかがでしょうかね。

○議長（南 一成議員） 山中経済課長。

○経済課長（山中 浩徳君） 貴重な御意見ありがとうございます。確かにマンパワーというふうに考えておりますので、そういうことができれば、であれば前向きにちょっと考えてみたいと思えます。

○議長（南 一成議員） 西本議員。

○議員（3番 西本 篤史議員） 先ほどちょっと言いましたけども、各地種区分というのがあるんですよ。1種、2種、3種、また特別保護地区とか、こういった区分があるんですけども、今回、馬島は普通区域、それと今の勿島の第2種区域、特別地域になっておりますけども、この辺の違いって何でしょうかね。

○議長（南 一成議員） 山中経済課長。

○経済課長（山中 浩徳君） 議員、今おっしゃったように、要は保護規制計画がございまして、特

別保護区、第1種、第2種、第3種特別区域、海域公園地区、普通地区、この地区があるようでございます。今言われました、まず勿島が第2種特別地域でございます。これは「農林漁業活動についてつとめて調整を図ることが必要な地域」ということで、第2種に認められているようでございます。

普通地域は、「特別地域や海域公園地区に含まれない地域で、風景の保護を図る地域。特別地域や海域公園地区と公園区域外との緩衝地域」というふうに分けられているようでございます。

○議長（南 一成議員） 西本議員。

○議員（3番 西本 篤史議員） なかなか皆さん知らない方がいらっしゃると思います。馬島に行くための麻里府の渡船場、また馬島に上がったところの渡船乗り場、ここに看板、この馬島のこの部分は普通区域、ここは2種区域というふうな、こういった看板を立てたら、観光誘致にもなるんじゃないかと思います。広島とか岡山、この瀬戸内海国立公園では、いろいろなホームページとか、観光誘致にするようなところもございます。

それで、山口県も国立公園というのは、本当、陸域は一部でございます。こういったのを観光資源として有効活用したら、すごいいいと思うんですよね。その辺を含めて、今後看板立ったり、いろいろできると思いますが、その辺どうでしょうか。

○議長（南 一成議員） 山中経済課長。

○経済課長（山中 浩徳君） ありがとうございます。まずは、これは国が指定しておりますので、まずその国のほうに確認をして、できることであれば、そういうPRもしていきたいというふうに考えます。

○議長（南 一成議員） 西本議員。

○議員（3番 西本 篤史議員） 国の環境省のホームページ、また瀬戸内海国立公園、このページを見ますと、各県の風光明媚なところがいろいろアップされております。ぜひとも山口県の馬島、これもアップしていただいて、宣伝効果利用していただきたらと思います。

本当瀬戸内海、私も知らなかったんですけども、本当瀬戸内海というのはすごい、日本で一番広い国立公園です。しかも山口県、この中の海域と陸域があるんですけども、陸域の上関地区、皇座山、そして長島の一部、佐合島、馬島、勿島、それで象鼻ヶ岬です。本当県内でも国立公園へ入っているのが少しでございます。じゃけえ、本当に有効利用して、これからいろいろ宣伝していただきたいと思っております。

以上で終わります。

○議長（南 一成議員） 以上で、西本篤史議員の一般質問を終わります。



.....

○議長（南 一成議員） ここで暫時休憩をしたいと思います。10時45分を再開時間としますので、よろしくお願いします。

午前10時32分休憩

.....

午前10時45分再開

○議長（南 一成議員） それでは休憩をほどきます。

最初に、長谷社会教育課長より発言の訂正がありましたのでよろしくお願いします。

○社会教育課長（長谷 満晴君） 先ほど神田議員への私の答弁の中で、他市町の図書館を利用している理由としての開館時間が長いからという方の割合が、0.07%と申しましたが、6.8%、約7%の誤りでございました。訂正してお詫び申し上げます。

○議長（南 一成議員） それでは休憩前に引き続き、一般質問を続けたいと思います。次に、内山昌晃議員。

○議員（1番 内山 昌晃議員） それでは、通告に従いまして、今回は3問質問させていただきます。答弁者は全て町長で、よろしくお願いいたします。まず1問目、県立高校再編についてです。

熊毛郡3町では、高校存続協議会を設置し、郡内高校の存続を県や県教委に要望等してきましたが、熊毛南高校は柳井高校へと再編統合され、普通科及び商業に関する高校へ、田布施農工高校は農業、工業及び家庭に関する高校へ再編統合される旨の説明が県教委であり、校地はそれぞれ柳井高校、田布施農工高校となるようです。本町として大変なじみの深い熊毛南高校の消滅、また田布施農工高校は存続が決定したとはいえ、今後ますます少子化が進行し、県内の生徒数が減少していく中、次の統廃合の対象になりかねないと危惧しているところです。この再編統合を機に、町として今後の高校存続に向け、どのように施策を展開していくのか、以下のことについて質問いたします。

- 1、通学圏外からの生徒の誘致はどう考えておられますか。
- 2、部活の移行についてはどう考えておられますか。
- 3、教室や部活の練習場所の不足が予想されますが、どう考えておられますか。
- 4、地域との連携、これはどう考えておられますか。

そして、最後に、駅前の整備について、どう考えておられるか質問いたします。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、お答えいたします。

県の教育委員会におかれましては、県東部の県立高校5校を2校に再編する方針を示されており、10月には、本町を初め、関係する自治体において説明会が開催をされました。

方針では、田布施中学校から進学して卒業した人も多い熊毛南高校が再編により、長い歴史と伝統に幕を下ろすこととされており、大変寂しく思っております。

一方、田布施農工高校につきましては、再編後には、熊毛郡唯一の高等学校として存続することとされており、まだ正式な決定ではございませんが、御質問でございますので、県が示されました方針、それを踏まえての御答弁とさせていただきますことは、御了承いただきたいというふうに思います。

まず、1点目の御質問でございます通学圏外からの生徒の誘致でございますが、通学面での利便性を考えますと、田布施農工高校から徒歩10分程度の距離に田布施駅があり、電車での通学の便は整っているというふうに考えております。

しかし、熊毛南高校が廃止を考えますと、熊毛郡内につきましては、公共交通機関が限られていることから、通学面において、生徒の負担が増えることとなります。

そうしたことから、熊毛郡3町で足並みをそろえまして、県知事や県教育委員会に対し、スクールバスの運行や公共交通機関への運営経費等に対する補助制度の創設等の通学支援策を要望いたしましたところでございます。

次、2点目の部活の移行と、3点目の教室や練習場所の不足についての御質問でございますが、県東部の5校の中には、全国的なスポーツの強豪校等もございますので、部活動の再編とその練習場所につきましては、住民のみならず、広く関心を集めていると思います。

今後、再編の動向を注視していきたいと考えますし、町として、また郡としてでも協力できることがあれば、そういうふうにしてまいりたいというふうに思います。

4点目の地域との連携でございます。本町と田布施農工高校は、平成31年3月に連携、協働に関する協定を締結し、以来、ワークショップやPR動画等、様々な取組を活発に進めてまいりました。

今年に入ってから、田布施地域交流館前のゆめはな花壇のデザインや設計、花の苗の提供等、完成まで御尽力をいただきましたし、田布施防災フェスタ2023では、農工高校敷地内で協働開催し、生徒の皆さんのブースでは大きな賑わいを見せておりました。

さらに、イベント等ではこれまでも、清掃ボランティア等で繰り返し貢献いただいております。

こうした、住民から顔の見える活動によって、地域との連携もさらに発展を見せてくれるものと考えております。

最後に、5点目、駅前整備でございます。

再編整備後の田布施農工高校につきましては、学科の新設等により生徒の増加が見込まれますので、田布施駅周辺につきましては、まずもって通学の安全面に配慮する必要があると考えております。

駅南線は既に拡幅がほぼ完了し、御承知のとおり、長年の課題でありました豆尾第1踏切の拡幅については、工事の開始となっております。

そのほか、駅前周辺の整備につきましては、一般乗降客の利便性の向上や、まちづくりの観点から、これまでも研究はしてはしておりますが、今後、田布施農工高校再編整備後の状況も見通しながら、研究、検討してまいりたいと考えております。

なお、駅前が少し暗いのではないかという農工高校からの生徒の話も聞きましたので、少しでもいいイメージを持ってもらえればと思い、この12月1日からは駅前のライトアップも始めております。また、今後、街灯等の新設も予定しておりますので、これからも、駅のイメージアップに取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（南 一成議員） 内山議員。

○議員（1番 内山 昌晃議員） ありがとうございます。町長も答弁していただきましたけど、まだ確定はしていないということで、私も、その県教委の説明を前提に、いろいろと質問させていただきたいと思います。

まず、私は、熊毛南高校の昭和60年卒業でありまして、OBです。やはり、3年間通った高校が消滅してしまうのではないかと、本当に残念ですし、残念ということで危惧しておるところです。答弁でありましたけど、スクールバスとか、そういうところを引き続き県に要望していくということで、これは引き続きお願いしたいということです。ちょっと私が質問したのは、通学圏外ということで、例えば県の中中部とか西部とか、北部、それから、周防大島高校なんかは、県外から生徒を募集しているというようなこともございまして、やはり、少子化で、生徒数も少なくなってくるので、県内から少ないパイを奪い合うというようなことにもなりますけど、やはりそうやって、県内各地から生徒を引っ張ってこないと、今後、その成り立っていかないのではないかなど、いうふうに思っています。で、そのことについて、どういう方法が考えられるかということ、ちょっとお尋ねしたいんですけど。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） お答えいたします。

現在の農工高校の通学の範囲というのは、周南から岩国まで、この田布施の子も、本当にそんなにたくさんいるわけではございませんし、郡内の生徒の数というのは限られております。今でも、周南からたくさんの子が来ておりますので、1つとしては、通学のダイヤですか、その辺は、JRとしても便を減らしてきますので、その辺は県としても、ここの山陽本線沿い、ダイヤの数が減っておりますので、その辺をちゃんとしてほしいと思うことと、先ほど申し上げましたが、駅を、何かきれいにしたいということがございます。なかなかJRとの協議が進みませんので、私の公約にしておりました駅のトイレも、なかなかいいお返事がいただけませんので、町のほうはやる気満々なんですけども、JRのほうからなかなか条件をやられて合意に至りませんので、その辺、今後できましたら、駅の改修とトイレ、その辺は、力を入れてやっていきたいというふうに思います。

○議長（南 一成議員） 内山議員。

○議員（1番 内山 昌晃議員） よろしくお願ひしたいと思います。

もう一つ、ちょっと論点ずらすんですけど、例えば、部活などで、競合チームというか、部活が盛んになると、例えば、本当に萩のほうから下関のほうから、選手が来ると言うんです。当然下関から通学ができないと思うんですけど、そうすると、残る手段は一つ、田布施に居を構えてもらうということで、居を構えると言ったらあれですけど、例えば、寮とか、そういう下宿とか、そういうのをつくって、幅広く県内から、募集も誘致をしていくということもあると思うんですけど、公立高校で、例えば寮をつくっているところというのは本当に少ないというか、ゼロに近いと思うんですけど、ほかのやらないことを、田布施町として応援してやっていくと、町が運営するのか、それか、補助を出して、応援していくのかというようなことも考えられると思うんですけど、そういうことについてはいかがですか。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 県立高校でございますので、田布施町の学校ではございませんので、町が寮をつくるのかということではできないというふうに思います。基本的には高校のほうで造っていただくか、部活ですと、部活の関係で造っていただくか、OB会とか同窓会とか、その辺で、運営をしっかりして、安全面もございますので、その辺、だから、町としてできることがあれば、郡内で協力しますよということは申し上げておりますので、そうした生徒さんがこの地域で住まれるということであれば、お手伝いできることがあれば熊毛郡3町でお話をして、支援はしていきたいというふうに思います。

○議長（南 一成議員） 内山議員。

○議員（1番 内山 昌晃議員） なかなか県立の高校、町で寮はつくれないということで、困難な

ことは十分承知はしております。2年前、議会の経済厚生委員会で、島根県の奥出雲町のほうですか、視察に行かせていただきまして、そちらは、やはり、ここは違って、なかなか生徒を誘致する子どもがいないということで、かなりいろいろと策を練っておられて、そこでは町で寮をつくって、管理、運営をしておるということでございますので、決してできないというようなことではなくて、もしできることがあれば、いろいろ研究をされて、ちょっとでも、生徒の数が増えるようにということで、お願いをしたいと思います。

それでは、次の質問に行きたいと思います。

教室や部活の練習場所が不足をするのではないかとということです。先ほども、もう何回も触れていますが、部活とかが移行してくることも予想されます。で、自分的には、やはり熊毛南高校から、もし部活が来るのであれば、近年、強豪校になった硬式野球部とか、それからフェンシング部、それから女子サッカー部といった強い部活もあります。できれば来ていただきたいなというふうに思っておるんですけど、そうすると、もうグラウンドは不足はしますし、体育館の練習場所も不足をするというようなことも考えられますけど、この辺りについて町ができることというので何かございますか。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） まだ再編が決定したわけではございませんし、私がこの場で申し上げること自体が僭越でございますが、先ほど申し上げました、できることがあれば、今町内にも、以前の田布施工業高校のグラウンドもありますし、スポーツセンターもありますし、スポーツセンターも、柳井商工の子がうちのスポーツセンターで練習をしておりましたので、その辺は、農工さんだけじゃなくて、やっぱり高校も今から減ってきますので、指導者不足もありますので、高校同士も連携して、部活を支えていくということになるかと思いますので、この柳井地域また周南圏含めて、高校生のそうした活動を支援するというのを、やっていくということが考えられます。そして、議員おっしゃいましたように、これからどうしても寮で、高校生は寮へ入るといふ、島根、鳥取のほうに行きますと、もう家から通うというもんじゃないんで、常識のようになっておりますが、この地域は、まだそうはなっておりませんが、今後、やはり寮とかいふものを、県等には検討していただきたいなというふうな気持ちは持っております。

以上でございます。

○議長（南 一成議員） 内山議員。

○議員（1番 内山 昌晃議員） 決まっていないということで、私のほうもちょっと質問がしづらくなってきたんですけど、例えば、グラウンドとか不足の問題と言いましたけど、例えば、今ある

田布施農工高校付近に、グラウンドを拡張するとか、そういうことがもしあった場合、そういう適地があるのかなど、そういう候補地があるのかということをお伺いしたいんですけど、いかがでしょうか。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 非常にお答えにくい話でありました。協力することがあれば、地元として、郡としても協力しますというのは、お約束をいたしておりますので、地元としては、協力はしていきたいというふうに思います。

○議長（南 一成議員） 内山議員。

○議員（1番 内山 昌晃議員） すいません。ちょっとこの高校再編のことで、私なりにいろいろ、これどうやっていくんだろうなという疑問があるんですけど、ちょっとそのうちの 하나가、部活の移行ということで、県の説明であれば令和8年から募集停止をするということで、それ以降、1学年ずつ減って行って、2年後には、部活に在籍する部員が1学年しかいないという事態に恐らくなっていくのかなというふうに思います。やはり1学年だけだと、部活も立ち行かなくなりますし、どうやって、またその統合先の高校に移行していくのかなというのが、私の率直な疑問があります。もしその統合先が決まれば、その統合先の同じ部活の人たちと一緒に統合に向け練習し、試合も一緒に出るというふうなことが円滑に進むのかなというふうに思いますが、こういう移行の決める協議の場を恐らくつくっていきなさいいけないのかな、というふうに思いますが、そういう場をつくる、町として、積極的にそこに働きかけるというか、そういうことを、これはお願いですけど、いずれそういうときが来ると思いますので、そこはしっかりとお願いしたいというふうに思います。

それと、ちょっと段取りが狂ってあれなんですけど、それから次が地域との連携というのがあります。今、田布施農工の話をしていただくと、田布施農工は特徴として日本酒を作っておられるということがあると思います。日本酒は製造しているんですけど、なかなかそれが世に広まっていかないということがありまして、どうしてかということで、まず酒税ですか、お酒の税金というか、ちょっとその辺の関係があったりとか、それから、やっぱり学校が作るものを売って利益が出づらいというふうな障害があって、世にはなかなか出ていかないというふうなことがあります。

例えば、町のほうで、農工さんのほうへ研究費というような名目で、助成をして、その見返りというか、その成果物としていただくと。そして、それをもらったものを町のほうがPRするというふうな方法も考えられると思いますけど、その辺はいかがでしょうか。

○議長（南 一成議員） 山田企画財政課長。

○企画財政課長（山田 浩君） 田布施農工の酒造につきましては、あくまでも研究免許というこ

とを聞いております。ですから、一般的にちょっと販売というのはできないので、最低限の原価を回収する程度の活動は認められているというふうにお聞きはしておりますが、ちょっと大々的に外部に対してということは、難しいのではないかとこのふうには考えております。

○議長（南 一成議員） 内山議員。

○議員（1番 内山 昌晃議員） まさしく今障害があるということの答弁です。もう1個、本町、お酒関連でいえば、どぶろく特区というものを取得しております。こちらについても、なかなか需要がないというようなことや、機械を導入するのにお金がかかるとか、いろいろ障害があって、これも実現しそうで実現しなかったというふうな経緯もあると聞いております。先ほどの田布施農工の日本酒とどぶろくも合わせて、やっぱりこの町の名物というか、そういうふうになれるものではないかと思っておりますので、ちょっとこちらのほうも、いろいろ研究をしていただいたらというふうに思います。

以前、前回の一般質問の答弁、町長の答弁の中に、今インバウンド、外国人の観光客がたくさん来られて、何がこう気に入ってもらえるかわからないと、恐らく、アオガエルかなんか例に例えられて、そういうのを外国人が見に来るんだということで、本当にこの日本酒とかどぶろくというのが、このインバウンドに、もしかしたら効果があるんじゃないかなというようなこともございますので、ちょっと研究のほうをしていただいたらというふうに思います。

それから、再編統合されるとして、田布施農工高校、今現在、生物生産科というのがありまして、これは植物栽培とか、フラワーアレンジとか家畜飼育とか、そういうことをされております。それから食品科学科というのがありまして、これは原料から食品へ加工したり、食品成分を分析したりするような科、それから都市緑地科というのがありまして、こちらは土木設計や造園デザインなど。機械制御科というのは機械成型やコンピューター、旋盤とか溶接とか、そういうこと。それから、熊毛北高校——もし統合されれば——からはライフデザイン科というふうなものが来るようです。ライフデザイン科というのは、服飾デザインとか食物文化、いわゆる衣食住のことをするというところで、本当に実業高校ということで、何か全てが田布施農工の中にはあるなというふうに思っています。

そこで、ちょっと例えばの話で、今、麻里府地区で、夢プランというものは、今まさに策定をされようとしているということでございます。今、傍聴の中にも、そこで中心になってされておる方もおられますけど、ちょっと差し出がましいというか、提案というか、決して策定の邪魔をするものでもなんでもないんですが、例えばの話でちょっと話をさせてもらいます。今年度中に策定されれば、来年度以降その夢プランというのは、その実施計画に基づいて、まちづくりというのが行わ

れていくんじゃないかなというふうに思います。

例えばその実施計画の中で、その田布施農工高校の生徒さんとか、そのまちづくりの中に参加をさせていただくというか、参加できる環境を整えていただけないかということです。生徒さんと麻里府地区の住民、一緒に地域の課題を検討し、話し合いながら、どうやって解決をしていくのかということ、一緒にやっていくのがいいのかなというふうに思っておりますけど、その辺のことについてはいかがでしょうか。

○議長（南 一成議員） 山中経済課長。

○経済課長（山中 浩徳君） 御提案ありがとうございます。現在、麻里府地区の夢プランが進められております。ちょっと進捗が遅れておまして、令和6年の春頃、夏までには、完成する予定でございますので、ちょっとそこについては、農工さんというのはちょっと難しいかなというふうに思っています。一応、麻里府が終わると、また次の地区の夢プランを作っていきたいというふうに考えておりますので、やはりその地区の方と話しながら、やはり若い農工生の力も、もし入っているというのであれば、農工生も積極的に御参加いただいて、その地区のプランを立てていきたい。要は若い方がやっぱり住みたい、今後も住みたい、5年後、10年後どうなっているかというのを想像しながらつくってもらいと、また違った計画ができるんじゃないかというふうに思いますので、それは前向きに学校さんとも、当然協議は必要だというふうに考えておりますが、検討してみたいというふうに考えております。

○議長（南 一成議員） 内山議員。

○議員（1番 内山 昌晃議員） ぜひ検討していただければと思います。

最後ですけど、駅前の整備ということで、いろいろと駅についてはこれまで課題が山積ということがあると思います。例えばホームと電車の段差問題だったり、立橋が急勾配であったりとか、トイレが古い汚いとか古い駅舎もそうですし、北口改札の開放はどうかというふうな問題もあります。

以前の一般質問の回答では、10年以内に駅舎を改装して、コンパクト化すると、これはJRがやるものだと思うんですけど、その辺の進捗状況というのがあれば教えてください。

○議長（南 一成議員） 山中経済課長。

○経済課長（山中 浩徳君） 駅舎につきましては、先ほど町長が申し上げましたが、一応、JRとすれば、5年計画をそれぞれ立てられているようでございます。先週JRと実は協議、ちょうど1年たちますので協議をさせていただいております。

令和5年から令和9年、5年間の計画の中では、本町の駅については、改修は入っておりません。

次の令和10年から令和14年の間には、どうも本町の駅が改修に入っておるというふうに聞いて



ております。

その際、駅舎を改修ということになると、かなりコンパクト化ということが出てきておりますので、そのとき、本町はどのような形の中で駅をつくり上げていくのか、当然駅だけじゃなくて、駅の周辺整備もそうでございます。それとまだ町長が先ほど言いましたように、町長の施策でありますトイレの改修もそのときに、多目的トイレも含めて改修してまいりたいというふうに、今のところ考えております。

○議長（南 一成議員） 内山議員。

○議員（1番 内山 昌晃議員） そうですね。JRは、かなり手強いというが、しっかりネゴしていただいて、いいように進めていただけたらというふうに思います。

高校再編問題については、ちょっとまだ決定していないということで、なかなか回答のほうも歯切れが悪いというか、そういう気もいたしますので、とはいえ、決定したからさあ始めようかというのではもう遅くなりますので、もう準備をしていただいて、よりよくなるようにしていただけたらということで、1問目のほうは終わらせていただきたいと思います。

それでは2問目、町職員の定員管理についてということです。人口減少や少子高齢化の進展、行政需要の多様化、さらに近年は、異常気象による災害の発生や新型コロナウイルス等の発生等、地方公共団体を取り巻く環境は日々変化しています。こうした状況に対応するためには、地域の事情を勘案し、行政課題に適切に取り組むことのできる定員管理及び職員配置が重要です。

本町の職員数は平成22、23年度の127人が最少で、その後微増し、最近では145人前後に落ち着いています。

そこで以下のことについて質問します。

- 1、定員管理計画を策定し、計画的に職員採用を行っているか。
- 2、適正な定員管理となるよう、類似団体や定員モデルとの比較、研究をしているか。
- 3、役職定年職員、再任用職員、会計年度職員、兼務職員、それぞれの役割が定義づけされ運用されているか。
- 4、子育て支援等、町長肝煎りの施策を担う部署は手厚くなっているか。
- 5、日常的な超過勤務者がいる部署については、事務分掌の見直しや増員を検討しているか。
- 6、現状の職員数は充足されているか。

以上、お願いします。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、お答えいたします。

まず、1点目の定員管理計画を策定し、計画的に職員採用を行っているかにつきましては、適正な職員数を確保し、質の高い公共サービスを継続して提供していけるよう、事務量や退職、育児休業等の状況を踏まえ、定員管理計画を策定いたしております。

定員管理計画は、毎年度見直しを行い、計画的に職員採用を行っております。

2点目の適正な定員管理となるよう類似団体や定員モデルとの比較、研究をしているかにつきましては、毎年行われる地方公共団体定員管理調査の中で、類似団体等との比較を行い、また、決算統計上の定員管理の比較分析表を公開した上で、類似団体のほかに、全国平均や県平均も参考にいたしておりますが、実態に合いにくい定員モデルとの比較は、現在は行っていません。

3点目の役職定年職員、再任用職員、会計年度任用職員、兼務職員それぞれの役割が定義づけられ、運用されているかにつきましては、今年度が定年延長初年度となることから、役職定年職員の人員配置等について、現在、検討を急いでいるところでございます。

また、それぞれの職員の役割の定義について、定義づけされたものはございませんが、役職定年職員、再任用職員ともに、これまでの経験を活かし、同じ一職員として、また、置かれた立場によって、人材育成も担いながら、それぞれの職務にあたってくれるものと理解いたしております。

また、役職定年職員や再任用職員には、副町長が面談を行い、本人の意向を確認しており、人事異動の内示のときには、係長以上の職員には、私が直接内示を行っておりますので、それぞれの職務に対し理解してもらっていると思います。

また、会計年度任用職員については、職種によって職務や役割が違ってまいりますので、各課長から職務の説明等もお願いをしておるところでございます。

次に、4点目の子育て支援等、私が重要施策としております施策を担う部署は手厚くなっているかについてでございますが、先ほどもお答えしましたが、類似団体との比較も行い、職員の配置バランスも考えて人事異動を行っております。

現在、子育て支援に限らず、国の新規事業や、法定事務が大変多くなってきており、担当職員には苦勞をかけておりますが、国の政策等に遅れを取ることがないように事業を進めるため、各課長との連携を密にして人員配置を行っております。

今後も様々な状況を判断しながら、適正な人員配置を検証してまいります。

5点目の日常的な超過勤務者がいる部署については、事務分掌の見直しや増員を検討しているかにつきましては、現在、長時間の超過勤務者については、課長から超過勤務となった理由や、今後の対応について毎月報告をさせており、また、日常的な超過勤務者については、事務分掌の見直しや増員について、課長が超過勤務者との面談等を行い指導、助言を行っております。

今後は、町の衛生委員会に報告し、衛生管理者の指示のもとで産業医の面談等を行うこととしております。

6点目の現状の職員数は充足しているかについてでございますが、職員の条例定数は150名でございます。

令和5年4月1日現在での職員数は、産休、育休の5名を除き、141名となっております。

一部の課から正規職員の増員希望等はございますが、中期財政の見通しでは、今以上の人件費の増額は大変厳しいと判断せざるを得ない状況でございます。

今後は、効率的な組織機構の見直しや、人材育成を図りながら、定員管理計画を定め、長期的な視点から職員数の適正化を図ってまいります。

以上です。

○議長（南 一成議員） 内山議員。

○議員（1番 内山 昌晃議員） それでは、定員管理計画を策定し、計画的に採用されているという事です。

私が在職中の役場というのは、すごい上の層が多くて、逆ピラミッドというか、そういう形でちょっといびつなあれだったんですけど、今、年齢階層というか、均等に上から下までなっているかどうかということですけど。

○議長（南 一成議員） 森総務課長。

○総務課長（森 清君） それでは、お答えをいたします。

確かに、私たちの層は逆ピラミッドの層でございました。今、田布施町の平均でいいますと、4月1日平均年齢が40.2歳ということで、県内でもトップクラスの若い職員構成となっているところでございます。

○議長（南 一成議員） 内山議員。

○議員（1番 内山 昌晃議員） そうですね。若い職員が多いというのは大変素晴らしいことというか、田布施の未来は明るいのかなというふうに思っております。やはり、毎年、定員管理計画を見つめ直すというか、していただいて、適正な年齢階層というか、その辺には努めていただきたいというふうに思っております。

あと、退職者とか、休職者、育児休業者という方いらっしゃると思うんですけど、その補充は、正職員で補充をされているのか、ちょっとその辺についてはいかがでしょうか。

○議長（南 一成議員） 森総務課長。

○総務課長（森 清君） そのあたりの休職については、正職員での補充もございますし、また

会計年度職員でも対応させてもらっているというところもございます。

○議長（南 一成議員） 内山議員。

○議員（1番 内山 昌晃議員） できれば、正職員で補充をするのが、正当ではないかと。会計年度職員を穴埋めに使わないというのが、私のあれですけど、いいのかなと。やっぱり会計年度職員というのは、その住民サービスをさらに拡大するための補完的役割があるなということを私は思っておりますので、この辺についても正職員で補充していただいたらなというふうに思います。

それから、類似団体との比較云々ということです。

田布施町と類似の団体というのは、総務省のホームページに出ていましたけど、全国で57団体あるということで、表でいろいろされておって、田布施の位置は真ん中あたりにあるということで、平均点ぐらいなのかなということで、うまいところに着地をしているなというふうに思うところがございますけど、例えば、なかなか調べることはできなかつたんですけど、和歌山県に上富田町というのがあって、面積もほぼ田布施町と一緒に、人口は1万5,000人ぐらいなので、ちょっと多いぐらいです。

ここは、一般会計の職員だけで言うと100人おられるということで、ちなみに田布施町は126人ということで、田布施よりも少ないということで、いろいろ調べられて、どうして少なくやっているのかなというようなことはまた今後、調べていただきたいというふうに思います。

それから、定員モデルとの比較は、なかなかそぐわないということで答弁されましたけど、これについても、総務省のホームページの中からダウンロードしたんですけど、こんなに厚くて、難しい、読んでみるとなかなか難しく、理解するには何か月もかかるなというような、あるんですけど、これも一度、数値は入力するだけでいいみたいなので、一回やられて、この特徴というのが、部門ごとの本町とモデルのところの乖離状況が分かるということで、部門でいえば、総務関係、税務関係、民生、衛生、経済、土木とか、こういうのが分析できるみたいです。これも今後研究をしていただいたらというふうに思います。

次は、役職定年者とか再任用職員とかの定義ということで質問させていただきました。役職定年ということで来年から運用されるということで、例えば今まで課長さんだった方が60になって役職定年をされて、また人事異動等あるかもしれませんが、その同じ課に所属をすることになって、新しい課長が就くというような事態が起きた場合、その古い課長さんのほうは、それなりにスキルとかいろいろ持っておられるので、アドバイザー的にはちょっと役に立つという言い方はいけませんけど、いいのかなというふうに思いますけど、一方、今まで上司だった方が自分の部下になるというふうな、ちょっと逆の弊害もあると思いますけど、そういうふうな配慮とか、そういう

のはいかがでしょうか。

○議長（南 一成議員） 森総務課長。

○総務課長（森 清君） 幾つかあったので、ちょっと先ほどのちょっと補足させてください。退職とか病休、育休の補充については、退職については、十分補充させていただいていると。病休、育休については、会計年度で対応させているというところは御理解いただきたい。

2点目の類似団体について、57団体、ちょっとこれ令和2年の国勢調査で区分が変わっております。というところで、今68団体の13位、上が職員数少ないで言えば、ちょっと少ないというほうの中にちょっと入っていきます。ただ、全国平均、山口平均よりかは1,000人の単位でいけば職員数は多いというふうな分析になっております。

3点目の定員モデルというところでいいますと、議員言われるように、この定員モデルというのは、これ類似団体では分析できない特殊事情、こういうのを反映させて職員数を求めるということが出来ます。言われるように、ただ、規模の大きな自治体が、この部門ごとの参考に用いられているところもございますので、ちょっと総務省の指標としても、私それ読んでみましたが、自治体のあるべき水準ということで、参考としてくださいという指標でございます。

ただ部門ごとということの分析はできますので、定員モデルの指標についても、今後ちょっと研究していきたいというふうには考えております。

4点目の御質問でございました役職定年等につきまして、今回、今年度から初めて法令改正されたことによるものなので、確かに同じ課に年上の部下がおるということ、ほかの会社でも同じこと言えると思いますが、ただマネジメントとしては、十分やっていけるとは思いますが、ただ、若い上司からいいますと、やはり使いにくい、意見が言えないということも考えられます。やっていきながらというところで、いろいろ改革もしながら、適正な人員配置等を行ってきたいというふうに思っております。

○議長（南 一成議員） 内山議員。

○議員（1番 内山 昌晃議員） わかりました。時間があまりないんですけど、町長肝煎りの施策を担う部署ということですか。やはり、町長がこれをやりたいというようなところは手厚くして、もっと施策に反映をしてもらいたいというのが思いです。例えば子育て支援とか、人口減少を抑制するとか、防災とか、この辺は本当に手厚くしてしかるべきだなというふうには思っております。ですので、ちょっとこの辺も、やはりいろいろ考えられて、人員配置なり、研究をしていただいたらというふうに思います。

それから、次が、日常的な超過勤務者がいる部署の事務分掌の見直しや増員はどうかというよう

なことです。これは、以前私が決算審査特別委員会の中でもちょっと指摘をした事項でもあります。どこの部署とは言いませんけど、超過勤務の金額がちょっと度を超えて高いというふうなところがあります。その辺もいろいろ調査もされており、面談とかもされていらっしゃると思いますが、その方がどのくらい残業されているか、時間的なものってわかります。

○議長（南 一成議員） 森総務課長。

○総務課長（森 清君） まず、超過勤務、先ほど教育長の答弁、学校の先生でございますが、月45時間というところがございます。平均的にその部署、偏ってはいますが、80時間であったり100時間——100時間なかったです。80時間程度というところは今まであったというふうには認識をしております。

最初の1点目の肝煎り施策についてちょっとお話させていただくと、町長の優先事項でもございます。ただ法定事務とか、デジタル化とかもございまして、そういうところも含めて人材育成を図りながら、限られた職員の中で適正な人材を適正な職員配置を行っていきたいというふうを考えております。

○議長（南 一成議員） 内山議員。

○議員（1番 内山 昌晃議員） 超過勤務者については、本当にいろいろ心のケアというか、そういうことにもつながってくると思いますので、増員するなり、やはりそうしたことで解決をしていただいたらというふうに思います。

ちょっと時間もないので、定員管理については、ちょっとまだ言い足りないところもたくさんあるんですけど、職員数については、定員数が150人ということで、まだ余裕もございます。もし本当に手厚くするのであれば、まだ余力もございますので、本当に見直していただいて、必要な部署には増員を図る、それから効率化でそのいろいろ省けるものは省いていく、職員数の適正化については、もっと研究をしていただきたいというふうに思います。

最後に、職員の働きやすい環境が、ひいては住民サービスの向上につながっていくというふうに私は思っておりますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

それでは、最後の質問です。

上関中間貯蔵施設について。

中国電力は、上関町で使用済核燃料の中間貯蔵施設の建設に向けた調査を進めていることについて、近隣市町である柳井市、周防大島町、平生町に、そして本町へは11月30日に説明を行われました。

内容については、新聞等で報道されていますが、懸念や不安を持っている町民もいることから、

どのような内容の説明があったのか、それを受け、町長はどう受け答えしたのかお尋ねいたします。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、お答えをいたします。

まず、11月30日の中国電力からの説明でございますが、主な内容は、調査、検討に至る経緯、つまり、上関町から新たな地域振興につながる施策を考えてほしいと要請を受け、検討した結果、上関町の所有地内に使用済燃料中間貯蔵施設の設置について検討を進めていくことが、島根原子力発電所の使用済核燃料対策の一環として、また、上関町の地域振興に向けた新たな施策の選択肢の一つになると考え、上関町に設置を、具体的な検討を進めたいということで、立地可能性調査を行ったという回答でございました。

そして、説明の中で、上関所有地への設置検討を進めることとしたこととして、地盤が強固なであることということ、そして、既に発電所の調査で確認済みであること、広い用地であること、また、島根発電所構内よりも建設の自由度が高く、より効率的な施設の検討が可能であること、施設設計や安全審査等のための調査データ等がある程度そろっていることを上げられました。

次に、中間貯蔵施設について、その位置づけや必要性、貯蔵方式や輸送の方法、安全面での管理体制についての説明があり、最後に、電力各社のこうした取組と経済産業大臣の談話についての説明がございました。

なお、調査場所については、所有地の東側、調査内容は文献調査、地表地質調査、ボーリング調査等であり、調査期間は半年程度とのことでございました。

以上が中国電力が私に申された説明の内容でございます。

次に、私からは、今回の話は本当に唐突でしたし、また、貯蔵する使用済み核燃料について、他の電力会社の名前も出して報道されるなど、もっと慎重に進めるべきではなかったか、また、その手順を間違われていたのではないかということは、厳しく指摘はさせていただきました。

その上で、田布施町を初め、柳井広域にお住まいの多くの方々に不安や不信がある。このことを十分踏まえて、事業者として説明していただきたいということは要請をいたしました。

あと、私からは、核燃料サイクルについて、再処理工場の稼働見通しと技術的な問題や、島根原子力発電所構内への中間貯蔵施設の計画ができないか、といったこと等も踏まえて質問をし、意見を交わさせていただきました。

以上が説明の内容でございます。

○議長（南 一成議員） 内山議員。

○議員（1番 内山 昌晃議員） ありがとうございます。町長、事業者としてしっかりと説明を

していただきたいということでございました。説明を、それを受けてされるものと私は理解しておりますんですけど、それがいつ頃行われるのかとか、例えば田布施町であれば、もうそれは1回やって終わりなのか、それとも何回かに分けてやるのか、場所とかそういう具体的なお話というのはありましたか。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 説明について、中国電力のお考えは示されませんでしたし、その後も聞いておりません。中国電力のほうでしっかり1市3町で要望したことは踏まえて説明されるものと考えております。

○議長（南 一成議員） 内山議員。

○議員（1番 内山 昌晃議員） 町民の方、やはり不安感とか不信感とか、本当にそういうものを持ってこの問題、関心を持って見ておられます。なので、これは事業者の方が主体的に取り組んでもらう問題だと思いますけど、そういう説明がある場合には、その開催の旨を広く周知していかなければいけないし、町民の関心のある町民の皆さんが聞けるように、本当複数回開催したりだとか、そういう配慮が必要だと思います。そういうことを事業者のほうへ要望していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 当然、内山議員おっしゃるとおり、皆さん不安をお持ちになりますので、まず、十分な説明をしていただいて、慎重に対応してほしいというふうに思います。要望のほうは、また今後考えていきたいと思います。

○議長（南 一成議員） 内山議員。

○議員（1番 内山 昌晃議員） しっかり対応していただきたいというふうに思います。あと報道では、この問題については、柳井圏域1市3町でしっかり連携して取り組んでいくというふうな報道もございましたけど、その辺についてはいかがでしょうか。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 1市3町で話し合って、方向性を持ってということでお話をいたしました。足並みをそろえてというのは、いろんな考え方がございますが、現在では、説明をされることについては、バラバラでは困りますので、一つの考え方を持って一緒に説明してほしいということで、足並みを持ってということで、具体的な対応については、各自治体、地域でまた異なるものもありますので、取りあえず説明については十分説明してほしいということで、足並みをそろえてということで申し上げました。



○議長（南 一成議員） 内山議員。

○議員（1番 内山 昌晃議員） 最後になりますけど、何回も言いますが、町民の方は本当に不安ですし、不信感を持っておられるし、いろいろ危機感も持っている方たくさんいらっしゃいます。

なので、今後については、町長も、答弁で言っておられましたけど、丁寧で冷静に、本当慎重に対応していただきたいと思いますが、もう一度その辺についてよろしくをお願いします。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 中国電力のほうへは、各区長さんが要望されておりますように、やっぱり丁寧に慎重に時間をかけてでもいいから、説明だけはしてほしい。その上で住民がどう判断されるかというのは、また、別の話でございますので、説明はそうしてほしい。町のほうとしては、やっぱり本当に慎重に対応してほしいということがございますので、多くの町民の方の気持ちに沿うようにしっかり対応はしてまいります。

○議長（南 一成議員） 内山議員。

○議員（1番 内山 昌晃議員） 町長が慎重に丁寧に対応するというので、今後、本当にそのように、町民の方にしっかりと説明が行き届くようお願いしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（南 一成議員） 以上で、内山昌晃議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（南 一成議員） ここで、暫時休憩したいと思います。

再開を13時、午後1時より再開したいと思います。1時間15分しかありませんが、よろしくをお願いします。

午前11時44分休憩

.....

午後 1時00分再開

○議長（南 一成議員） 休憩を解き、引き続き一般質問を続けます。

次に、瀬石公夫議員。

○議員（10番 瀬石 公夫議員） それでは、通告に基づきまして2件の質問を行います。質問方式はいずれも一問一答方式でお願いします。

質問事項1は、令和6年度の国保税、介護保険料を引き下げてはです。答弁は町長でお願いします。

質問要旨は、4年前、コロナウイルス感染拡大により様々な行動制限や収入減少で、長いトンネ

ルの中にあるような気分でしたが、少し明るい兆しも見えてきました。

一方、ロシアによるウクライナ侵攻、イスラエルとハマス戦闘により先行き不安です。そして、食料、石油をはじめ様々な物価が高騰し、特に電気代を見てびっくりします。給料や年金が増えない中、生活を切り詰めていかななくてはなりません。町民の生活を守るため、国保特別会計、介護保険特別会計には多額の基金、貯金があるため、この基金の活用でまかない、国保税、介護保険料を引き下げてはいかがですか。

そこで次のことについてお尋ねします。

1、国保1人当たりの医療費は、令和2年度47万4,978円、3年度46万9,114円、4年度47万1,920円とほぼ横ばいである。こうしたことから、基金1億7,858万8,000円を活用して、国保税を引き下げては。

2、県下の国保の保険料水準の統一の時期や前提条件について、どこまで話が進んでいるのか。

3、介護給付費の総額は、この3年間13億円台で推移しており、介護給付費はほぼ横ばいである。基金2億1,877万7,000円を活用して介護保険料を引き下げては。

以上、質問いたします。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、お答えいたします。

国保税と介護保険料に関する御質問でございます。

まず1点目は、基金を活用して国保税を下げてはという御質問でございます。

国保税につきましては、既に基金を計画的に活用し、税率の抑制を行っており、令和4年度には税率を引き下げております。このため、本年度当初予算では5,400万円の基金繰入れを計上しており、国保税を現状の据置きとするためには、令和6年度も4,000万円から5,000万円程度の基金繰入れが必要と見込んでおります。

2点目は、保険料水準の県統一の時期や前提条件についてでございます。

まだ確定ではありませんが、令和8年度から納付金の算定において、医療給付などによる傾斜配分を段階的に削減していき、令和12年度からの納付金ベースの統一を目指すことが、県の次期運営方針に盛り込まれる予定と聞いております。その後、完全統一に向けて、各市町の減免や給付基準、保険事業、基金の取扱いなどを議論していくこととされております。

3点目は、介護保険料を下げてはという御質問でございます。

現在、令和6年度から8年度までの3か年の時期の計画策定に取り組んでおり、この期間で必要となります給付見込額と保険料の算定を行っていますが、現計画期間中は、新型コロナウイルスの影響によ

り異例な実績となっておりますため、時期の計画の見込みが大変難しい面もございます。

試算では、後期高齢者数の増加により給付費の増加が見込まれておりますが、町としては保険料の上昇を最小限に抑えたいと考えており、基金を大幅に繰り入れることを前提とし、現在、計画の策定にあたっております。

以上でございます。

○議長（南 一成議員） 瀬石議員。

○議員（10番 瀬石 公夫議員） 答弁を見ますと、繰り入れはすると、それで保険税は下げるとも、下げんとも、介護のほうはちょっと下げるような意味合いもありますが、国民健康保険の場合、被保険者負担は保険税で賄うというのは30%なわけなんです。そうすると、基金が1億7,858万8,000円あるということは、医療費ベースでいえば、3.3倍の医療費が使えると、保険税を。医療費が3.3倍使われても、3分の1の保険税で済むと。そういうことで、約6億円の医療費が支払えるほどの今お金があるということで、1人当たり医療費も伸びていない現状を見ると、税の引き下げを行えると私は思っているんですけど、その辺のお考えはどうでしょうか。

○議長（南 一成議員） 寶城健康保険課主幹。

○健康保険課主幹（寶城 和之君） お答えいたします。

来年度以降の保険料につきましてなんですけれど、現在検討を進めておりまして、まだ正確なこととは申せませんが、できる限り負担がかからない方向で検討を進めておるところでございます。

以上でございます。

○議長（南 一成議員） 瀬石議員。

○議員（10番 瀬石 公夫議員） 一つ、よろしく願いいたします、今、検討されているということ。

そして次に、国民健康保険と同様ですが、介護保険料の被保険者の負担割合は第1号被保険者で23%なので、基金2億1,877万7,000円あれば、約4倍以上の医療費が支払えるということで、介護サービス費、これサービス費ですね、9億5,000万円程度支払えると思うので、約10億円近い介護サービス費が支払えるお金があり、今後3年間を見通しても十分資金的余裕はあると思われるので、介護保険のほうは大幅な引き下げを行っていただきたいと、このように思いますが、いかがでしょうか。

○議長（南 一成議員） 寶城健康保険課主幹。

○健康保険課主幹（寶城 和之君） お答えいたします。

現在、令和6年から8年までの介護保険の事業計画のほう、策定途中でございます。現状を見る

に、まだ推計の途中なので正確なことは申し上げられませんが、現状においても認定者数は、令和5年に入りまして増加の傾向を示しております。

また、今まで令和3年以降の状況を見ますと、コロナの影響を受けまして、多額の費用がかかる施設サービスのほうが、利用が減ってきております。そして、その状況が、今度コロナ禍が収まってから、また施設サービスのほうが増えてくるのではないかというふうな予測も思われるところで

す。

また、後期高齢者数も今後、増加の一途をたどります。特に85歳以上の——後期の後期高齢者と申しますか——という方々の人口も増えてまいるというふうに考えております。そういたしますと、介護給付費の増加要因となりますので、まだ確かなことは申せませんが、介護給付費は現状よりも上がると見込んでおります。そこに3年間で計画的に基金を投入いたしまして、できる限りの上昇を避けたいというふうな形で、現在、推計を進めておるところでございます。

以上でございます。

○議員（10番 瀬石 公夫議員） よろしくお願いたします。よく推計をされて…。

このたびの補正の予算書を見ると、歳入は2,900万円の繰越しが出ております、2,901万6,000円の、歳出では多くの繰越しが出たので、1,400万円を減額し、基金は元に戻して、そして予備費は1,501万6,000円増額しておると、3,000万円は繰越しが出たということですね。そして、今、10月末現在、それから先月末現在の保険給付費は、それから医療費は前年度対比マイナス5,800万円、5,800万円も減っていると。予算はもう十分余るわけですよ、今年の予算は。

そして私が思うのが、令和5年度の国保会計では、約1億円近い繰越しが出るだろうと、このように考えているわけです、このたびの補正を見るとね。そういうことを考えると、とにかく引き下げて、考える考えるじゃなしに、この数字だけを見ると、もう引き下げは必ずできると思うんですけど、その辺、補正等の予算、今、出されている予算書、その辺を見て十分余裕があり、また本年度も繰越しが1億円近いと私は見てるんですけど、今、主幹は知っておられるかどうか分らないのですが、前年度より5,800万円ぐらい、医療費が。医療費は伸びる伸びると言っておられるけど、国保については、それから半年で、毎月1,000万円程度、医療費が減っているわけなんです。その辺は御認識でしょうか。

○議長（南 一成議員） 寶城健康保険課主幹。

○健康保険課主幹（寶城 和之君） 申し訳ございません。国保特会のほうについて詳細のほう、私はまだきちんと把握ができておりません。

以上でございます。

○議長（南 一成議員） 瀬石議員。

○議員（10番 瀬石 公夫議員） 今日には課長がお休みなんで、これ以上申しませんが、それもちよっと勘案していただいて、その辺を精査していただくと、本年度の予算を精査していただくと、かなり余裕が出てくると思います。

そして、医療費というのは他人が使うんで、なかなか分からんわけですし、それで物価も上がる、そういうことで医療費は上がっていくという、どこの役所でもそういう言い方をするんですが、医療の高度化、そして1人、大きな病気になったら、500万円いる、600万円いると、それはもう県のほうで標準化されて、大体補助金も入るんで、その辺はダイレクトには答えんようになっていと思うんです。

そして、最終的には、国保財政安定化基金貸付・交付事業というのがあって、これは区市町村の国保会計に赤字が出ることになった場合、一般会計から、役場の金から財政補填をする必要のないよう、国保法第81条の2第1項に基づき、都道府県が義務的に設置を行うとされている。県はもう義務的に行わんにゃいけんわけです、こういう基金を設けるということに。

そうするとそのお金が、現在、全国で2,000億円規模を確保すると、国は言っております。貸付は3年間で償還することを原則として、貸付は無利子であり、また交付事業もあると。災害、景気変動等特別な事情が発生した場合は交付されることとなると。特別な事情があれば、ただでもらえるちゅうことでしょう。お金が。そして、このように安全面がついているので、町民の生活を守るために適正な国保税を賦課していただきたいとこのように思うわけです。

それどういうことかいうと、他人様が使って、私がいつ病気になるかも、自分は健康だと思って、ならないと思っても、そりゃいつなるか分かりません。そこまで心配して、町民から税を取るちゅうのはいかがなもんかと。そういうことがあってはいけないから、国では、そういう交付事業を設けていると。その辺もしっかりと考えて、税をはじいていただきたい。税というのは町民からの預かり金ですから、余るほど取ることはないというのが私の考えです。いかがでしょうか。

○議長（南 一成議員） 寶城健康保険課主幹。

○健康保険課主幹（寶城 和之君） お答えいたします。

おっしゃること、最もだとは思いますが、災害等何かがあったときに貸付けを利用することはやむを得ないことかなとは思いますが、通常期であれば貸付けが使われなくてもいいように、計画を立てて支出していくべきものと考えておりますので、ここの関係につきましては、課内でよく精査させていただきまして、また次年度の介護保険税等に御報告させていただけたらと

いうふうに思います。

○議長（南 一成議員） 瀬石議員。

○議員（10番 瀬石 公夫議員） 分かりました。よろしくお願いいたします。

今のことと一緒になんですけど、介護保険にも財政安定化基金があり、介護保険法第147条によると、区市町村が通常の実行を行っても、なお生じる保険料収納率の悪化、そして次に給付費の見込みを上回る増大による介護保険財政の安定化を図ることを目的として、都道府県に介護保険財政安定化基金を設置するものとしていると、国保と一緒にですね。そういうことで、田布施町介護保険の基金も必要以上必要ではなく、町民の生活を守るために適正な保険料の賦課をしていただきたいと思うということですが、介護も併せてということで、先ほど言われましたので、よく精査するという事なので、一つ、よろしくお願いいたします。

そして、2番目の県下の国保の保険料水準の統一の時期や前提条件について、どこまで進んでいるかということで、12年に山口県としたら、統一のそういう計画が出せるということでしたが、近隣県もインターネットなんかで見ると、保険料の統一が進んでいると思うわけです。高知県では令和12年に、今から6年先から統一の計画で進めてあるというようなことも見たんですが、この近県、島根、広島、岡山等ほどのように、もう統一がされちよるんか、それとも統一がこれからされるんか、一つ、よろしくお願いいたします。

○議長（南 一成議員） 寶城健康保険課主幹。

○健康保険課主幹（寶城 和之君） お答えいたします。

中国地方の状況でございますが、広島県が市町村ごとの収納率を反映した統一というのを令和6年度に行うというふうに計画をされておられます。完全統一につきましては、収納率が市町村間で均一化したとみなされる段階というふうになっておりますので、完全統一の時期は、まだ未定というふうになっております。

そして、岡山県のほうなんですけど、統一の目標年度については、まだ確定していないという状況でございます。鳥取県につきましても、統一に向けたロードマップを、本年度末、令和6年3月31日までに策定するというふうな方針のようでございます。また、島根県につきましても、現在の検討段階ということでありまして、収納率を反映した統一等々については、まだまだ未定という状況でございます。

以上でございます。

○議長（南 一成議員） 瀬石議員。

○議員（10番 瀬石 公夫議員） 山口県は12年にですかね、その辺を目標ということで、それ

までに基金が残っていると、県が統一の税率になったら、幾らお金があっても下げるちゅうことは保険税できないと思うんです。それはそうなると、保険サービスとか、そういうのに使われるんじゃないかと思うんですけど、それまでには統一がいつかされるというんだから、あまり基金を残さずに使用して、町民の方の負担を少しでも安くしていただきたいと思うわけです。

そして、本当に単年度収支が赤字になった場合は、やはりそれは説明すれば、町民の方は納得してくれると思うんです。医療費がこれだけ上がって、こうなるんだというのを説明すれば、どうしても上げなきゃいけないと。それは、余る余ると言うても、こういうとこで言いよるから、町民の方は知っておられんから、しょうがなしに払ってるんで、やはりぎりぎりのところで計算をして、税を賦課していただきたいと、このように思うのでよろしく願いいたします。

それでは、次の質問に移ります。質問事項には、生成AI「ChatGPT」などの活用についてお伺いします。答弁者は町長でお願いします。

質問要旨は、生成AI「ChatGPT」の登場をきっかけに、文章や画像などを自動で作る生成AIを中心とした開発競争が世界で加速している。

この生成AIは、行政の効率化や地域の課題解決など様々な可能性を持っている。特に、瞬時に膨大なデータが得られることで課題を見つけ、拾い上げることなどができる利点がある。

しかし一方では、偽情報拡散や人権侵害といったリスクの軽減対策やルールづくりが必要になってくると思われる。本町では、こうしたことを踏まえ、生成AIの導入に向けた活用と課題を検討されているか。

そこで次のことについてお尋ねします。

1、生成AIの活用により、町外で起きている課題を見つけ、拾い上げることができるなど、広い視野を持った行政サービスができると思うが、御見解は。

2、生成AIの導入の見通しは。また、運用ルールづくりはどのように考えておられるか。

3、日本はAIの研究が進む他国と比べ、後れを取っているといわれている。多くの人がAIを使用することで日本の研究開発が進むと思われるが、御見解は。

以上、質問いたします。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それではお答えいたします。

生成AIの活用についてですが、多くの地方自治体で試行錯誤しながら、ルールづくりや有効な分野の検討への取組がされており、一部の自治体では実証から実装への展開が進んでおります。利用される分野につきましては、御質問にございますように、企画立案に向けてのアイデア出しや業

務の課題の洗い出し、文書の作成など多岐にわたっております。県内では、県をはじめ岩国市や山陽小野田市などで活用に向け、ルールづくりや実際の活用を進められております。

一方で、かねてより、その生成A Iの回答の正確性や著作権等の侵害の恐れ、入力したデータが他の利用者に利用される機密漏えいにつながる等のセキュリティ面での懸念が指摘されております。国からも、9月及び11月にC h a t G P T等の生成A Iの業務利用についての情報提供があり、生成A Iを利用する際には、要機密情報を取り扱ってはいけないことや、利用するには承認が必要であるなどのルールづくりが必須であるとされております。加えて、一定の機密性がある情報を取り扱う際には、個別にシステム会社と契約して機密情報の取扱いを適切に行う必要があるとされております。今後、これらの内容を踏まえた地方公共団体におけるセキュリティポリシーに関するガイドラインの改定が予定されております。

本町においては、当初、この12月を目途にルールづくりを行う予定でございましたが、国の情報提供や、山口県がこの11月に策定された対話式文書生成A I利活用ガイドラインを踏まえ、ルールづくりを行いたいと考えており、年度内をめどにルールづくりを行いたいと考えております。その上で、来年度の利活用開始に向けた検討を進めてまいりたいと考えております。

それではまず1点目の御質問ですが、山口県内で先進的に検証に取り組んだ団体の検証を拝見いたしますと、情報収集面では非常に低い評価となったことが報告されております。詳細はよく分かりませんが、原因の一つと考えられますのは、生成A Iには幾つかのバージョンがあり、最新のバージョンであれば新しい情報を保有していることがありますけども、有償となるわけでございます。こうしたことから現在、多くで検証に用いられているのは、新しい情報を保有していない、無償の古いバージョンを使用しているものでございます。しかし、町外で起きている課題を見つけようとするのであれば、直近の情報が必要ですので、今のところ生成A Iよりも、これまでどおりの報道やインターネット等による情報収集のほうが有効なのではないかと思っております。

2点目ですが、先ほどお答えしましたとおり重なりますので、割愛をさせていただきます。

3点目でございますが、日本よりも研究が進む国が多くあることは事実であると認識しております。本町におきましても、A Iの活用を含め、デジタル化全般の波に乗り遅れることがないように、前へ、前へと進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（南 一成議員） 瀬石議員。

○議員（10番 瀬石 公夫議員） 今、最後のほうで、直近の情報が必要ですので、今のところ生成A Iよりも、これまでどおり情報やインターネット等による情報収集のほうが有効なのではない



かという文面ですね。

インターネットとちょっとこの生成A I ちゅうのは意味合いが違うと思うんですよね。生成A I だったら、「田布施町はこんな自然豊かな町です。この町のキャッチフレーズを3つ考えてください。」と言ったら、そういう答えが出てくるわけですね。田布施町といたら、桜とか、いろんな、そういうように、こちらが問合せたことが出てくるという。

そして、私も自分のことをちょっと引いてみたら、田布施町議会議員瀬石公夫とやったら、田布施で生まれ育って点々、まあ点はいりませんが、いろんなことが出てくる。この人は地域で非常に活躍して、地域で必要とされてる人とかね、うれしい限りですが。私もインターネットに載ってる限りじゃ、泥棒もしたこともない、悪いこともしたこともないんで、いいことが出てくると思うんですが、先ほどあったように、やっぱり役場で使うということになりゃ、使うときは承認とかそういうものはせんと、人のそういう個人情報みんな分かるですからね、人権とか、それはちょっと、どうかなと思います。まあその辺を今、考えられてるんだろうと思う。それで、さっきのインターネットと、この生成A I ちゅうのは全然意味合いが違うところですし、ちょっとその辺を御確認をしておきたいと。

○議長（南 一成議員） 山田企画財政課長。

○企画財政課長（山田 浩君） 生成A I とインターネットの閲覧というのはおっしゃるとおり、全く考え方はちょっと違うものであろうと思います。先ほど、町長答弁のほうにもありましたけれども、ある団体の検証によると情報収集については、少し、検討委員の中では、ちょっと弱いのではないかという意見があったということでございます。その原因として考えられるのは、その答弁にあったとおりでございます。

それから、生成A I の個人情報とかの危険性みたいなことをちょっと話されたと思うんですけれども、C h a t G P T とかは、そのまま使ってしまうと、そうした個人情報とか田布施町役場の情報とかですね、全部学習してしまいますので、これが全国に散らばってしまう恐れがありますので、そこで一つベンダをかましてですね、C h a t G P T をそのまま使うのではなくて、中に取り込んだ状態で外側から使っていくと、そういう仕組みがとられておりますので、一応参考までにお伝えしておきたいと思います。

○議長（南 一成議員） 瀬石議員。

○議員（10番 瀬石 公夫議員） その辺りはよろしく願いいたします。

問いかけると、確か無料のやつ、月3,000円ぐらい払うと、今、C h a t G P T プラスちゅうんですかね、出てる、そりゃお金がいるんで使うたことがない。かなり正確らしいですよ、リアル

タイムにインターネットの情報を拾うてきて。今のGPT3.5か、あれはちょっと変な拾い方する場合がある。それは取捨選択してね、使うものがヒントをもらうちゅう形で使わんとしょうがない。インターネットだってそうですよね、全部丸のみしてそのまま書いたって、これも、まあいろいろ正確な情報じゃないこともあるし。そういうことで、その辺はよく研究してください。人権侵害にならないように、その辺りが。

自治体の業務は法律や規則の専門的な知識が必要とされると。ものを作ったりじゃないわけですよ、文章を並べ替えるのが仕事みたいなことも多いわけですよ。住民サービス、それ以外に、それは住民に対して、ちゃんとしたあれもありますが、そういうことになると、政策立案や文章作成に多大な労力と時間がかかって、現在、おります。役所の人を見ると大変だと思います。

そうすると、生成AIは、こうした業務の効率を高め、行政の働き方そのものを変える可能性があると思われるわけです。これをうまく使って業務を改革して、町民にも、住民にもいいサービスをしていくと。さっき言いましたように、田布施のいいキャッチフレーズを3つ考えてとか言ったら、3つ考えてくれるわけです。それを、問い方ですよ。漠然に問うと、機械じゃから、わけ分からんことを返ってくるけど、目的を絞ってこう教えてくださいと言ったら、ちゃんとしたかなりの返事がきます。そういうことで、皆さんの仕事も、これを使うと楽になってくると思うんです。そうして効率も上がるというんで、企画課長、その辺はどのように。

○議長（南 一成議員） 山田企画財政課長。

○企画財政課長（山田 浩君） 再度、瀬石議員おっしゃいましたけれども、いわゆる問い方というお話がございました。やっぱりその辺の、上手に生成AIを使っていく、正しい、求めているものがちゃんと返ってくるような、そういうふうな問い方ができるように、職員の研修というものは、これから導入されてくると、当然やっていかないといけないと思います。

それから業務全般的に言いますと、議員おっしゃられましたけれども、やはり仕事というのは最終的な結果というか、成果物をつくるわけですけれども、そこに至るまでには非常にこう、コツコツと時間がかかるような、毎年同じ時期に、同じような時間がかかるようなことをしなければならぬと。そういう仕事のベースみたいなどころがあるんですけれども、そうした部分を効率化して、なるべく職員はその上で創作力を、創造力を使って、人間にしかできない、職員にしかできないことに集中してやることができれば、仕事の質は非常に上がってくるんじゃないかというふうに期待しております。

○議長（南 一成議員） 瀬石議員。

○議員（10番 瀬石 公夫議員） 今、言われたことだろうと思うんですいね、テレビをちょっと

見てるとインタビューに答えていた若者が、この生成A Iを業務で使用し出して、仕事が楽しくなったと、いろんな発想ができるからでしょうね。生成A Iでいろいろ問うてみると、それを丸ごと使うんじゃないし、こういう考えもあるんじゃない、こういうのは、わしの仕事をここでこういう起案をしようとか、全部丸々使うんじゃないし、そういうことで仕事が楽しくなったと。そして、中年の方ですが、これから生成A Iが日本を引っ張っていけよう、そのように言っておられて、これをなしには、前にも後ろにも進まんのではないかちゅうような言い方ですね。そういうことを言っておられたちゅうのが、特にちょっと気になって。

若者が生成A Iを使用し出し、仕事が楽しくなったと言われたことは、なるほどだなと思いました。私らでも、家で仕事をするのに、今、そういうインターネットがあるから楽しい仕事ができるんで、人と調べるちゅうたら、県庁に電話したり、柳井市に電話したり、大島に電話したり、もうやる気がせんくなりますよね、途中で。まあ、そういうことで、この生成A Iを頼れるパートナーとして、ぜひその辺をやっていただきたいと思うんです。その辺の将来に対する見通し、業務効率が上がって、また職員のモチベーションも上がって、いい製品ができるちゅうようなことは思われませんか、その辺り。

○議長（南 一成議員） 山田企画財政課長。

○企画財政課長（山田 浩君） 今、少子高齢化、これからますます進んでいくということも想像されますし、役場の仕事でいいますと、私が入った頃に比べますと非常に業務が増えてきて、高度化もしてきていると。そういう中で楽しく仕事をするというよりも、割と疲弊する職員もいたりします。

そうした中で、本当に仕事が楽しくなったって言えるということは、やはりそういう余計な仕事をみんな機械にやらすことができ、自分に余裕ができれば、恐らくそういうふうになるんだろうと思います。その方がどうして楽しくなったのかというのは、ちょっとよく分からないんですけども、私は今、そのようなことをちょっと考えております。

○議長（南 一成議員） 瀬石議員。

○議員（10番 瀬石 公夫議員） まあ、そういうことです。先ほど私も言いましたように、インターネットがあるから質問もできるんで。もう途中で調べるのが嫌になるんですよ、「ああこの辺で、もうやめとこう。」って。大島に聞いたり、柳井に聞いたり、光に聞きよったら。そういうことでよろしくをお願いします。

だけど、生成A Iへの利用のルールづくり、こういうのが非常に大切だと思うわけです。そして規制づくりが進まないことで、考え考え、どうしようどうしようと思って、規制づくりが進まない

ことで導入が遅れないようにしてほしいと、このように思うわけです。そして今までも、ネットは役場で利用して、我々も役場のときはいろいろ見よったわけですけど、その辺のルールといいましようか、規則といいましようか、それに上乘せするぐらいじゃ、ちょっと難しいですかね、生成A I。

そして、インターネットでも、出立ちはどうじゃこうじゃ、これを見るな、あれを見るなちゅうて言われよった規則があったと思う、今でもあるにはあると思うんですよ。それだけど、もうここまで来たら個人が取捨選択してやりよると思うんですよ。我々でも、ここで一般質問するとき、インターネットのまんま言うたら、それはおかしいのもありますからね、よその議会らで議会中継やりよるそのまんま使えんですからね、これはどうかちゅうのもある。その辺の、役場の今の機器の使われている状況というのを、ちょっと教えてもらえれば助かると思うんです。

○議長（南 一成議員） 山田企画財政課長。

○企画財政課長（山田 浩君） 今、議員おっしゃられたとおりでと思います。実際に、全ての職員が自分の目の前のパソコンからインターネットにつながれるということではないんですけども、私の前の端末であれば切り替えて使って、インターネットも閲覧することはできるようになっております。

そこについて、どうやって私はその情報を使うかということについて、なかなか全庁的なルールというのはないんですけども、実際に今、瀬石議員がおっしゃられましたように、私もそれをまるまる使うということは、もうそれは絶対にありませんで、それはあくまでも情報、一つの情報を参考とさせていただいて、あくまでも、それを私の自分の中で整理をして、文書等を作成したりはしております。コピーしてペーストするとか、そういうことはしてはおりません。

その辺のルールというのは、実際に今、みんな使っているわけですけども、その辺が十分でない面があるかもしれませんし、今後、生成A Iを導入するに当たってのガイドラインとかをつくる場合には、その辺りも整理していけたらいいかなというふうには思っております。

○議長（南 一成議員） 瀬石議員。

○議員（10番 瀬石 公夫議員） よく分かりました。

そして、あんまり規制づくりばかりすると、本当に悪いことに使ったら、そのとき、いろいろな処罰を受けるちゅうのは当たり前のことですからね。それは自分がそれをいつも腹に入れて、こういうことをやったら人権侵害になるとか、こういうことをやったら機密漏えいになるとか、そういうことになると、守秘義務違反ですかね、そういうのになるとか、そういうのは本人が自覚せんにゃいけんことで、あんまり規制づくりに追われて導入が遅れたり、そうしないようお願いいた

します。

今からの、ここではみんな、今、使っておられると思いますが、GPT3.5ですかね、無料のやつ。その辺で会社もここで慣れてもらって、今度有料に行ってくれということでしょうけど、今からの新しい形ですけど、一つ、前向きに考えて、業務を推進していただきたいと思います。

以上で、質問は。

○議長（南 一成議員） 以上で、瀬石公夫議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（南 一成議員） 次に、國本悦郎議員。

○議員（6番 國本 悦郎議員） 質問いたします。今回の質問方式は一問一答でお願いします。

では、大きな質問1に入ります。

質問事項1は、誰もが生涯スポーツを楽しめる推進計画をです。答弁は、鳥枝教育長と東町長にお願いします。

3月議会や6月議会、9月議会のときの一般質問と同様に、健常者だけでなく、障がい者と弱者を含む幼から老まで誰もが生涯スポーツを楽しめる推進計画を策定していただきたいと思って質問します。

平成26年度から10年間推し進めてきた田布施町スポーツ推進計画が、途中の改定を経て、令和5年度で最終年度を迎えます。その間には、スポーツセンターの指定管理を体育協会から外し、町のほうで直轄して管理をしてきた経緯があります。令和6年度から始まる次期計画の策定に向けた準備を怠りなく進めているとは思いますが、その策定前には、「生涯スポーツのまち田布施」の基本理念の実現に向けて、令和5年度まで10年間取り組んできたことを検証する必要がある、その上に立って、新しく令和6年度から10年間先を見通した田布施町スポーツ推進計画を策定する必要があるように思います。

そこで質問です。一つ、10年間取り組んできた基本方針について、1、生涯スポーツの推進、2、人材の育成、3、交流人口の拡大と地域の活性化の3点に分け、どの程度の達成で、何ができて何ができなかったかという、成果と課題は何なのかをまず答弁願います。

2番目、令和5年度が最終年度となります。遅滞なく次期計画を進めていくには、令和6年度の策定は責務となっていますから、それを回避することはできません。そこで気になるのは、令和5年度当初からのスポーツ推進計画と策定に向けての取組は、どうなっているかということです。これまでの策定に向けた進捗状況と、今後のスポーツ推進計画策定に向けた取組スケジュールをお聞かせください。

3つ目、スポーツセンターを町が直轄して管理するようになってから、社会教育課長とスポーツセンター所長が1年や半年で目まぐるしく変わってきています。こういった職員体制では、腰を据えて生涯スポーツの推進に取り組むということではできないと思います。計画を策定し計画を推進することができる職員の体制は、万全と言えるのでしょうか。

4つ目、当初は、教員の働き方改革の一環として、部活の地域への移行を進める論調が多かったのですが、最近はそれだけでなく、指導の一貫性等からも、幼から老までが参加できる生涯スポーツの中に、きちんと位置づける論調が多くなってきています。部活から地域のスポーツ組織への移行は、生涯スポーツの立場でお願いします。

5つ目、田布施町の3大スポーツイベントである田布施川桜まつりロードレース大会を、10月1日付の人事異動があったすぐ後、10月4日付のホームページで、中止という形の知らせを田布施川桜まつりロードレース大会実行委員会名で出しています。縮小ではなく、中止にした主な理由は何でしょうか。

6つ目、2021年に開催された東京パラリンピックを機に、テニスの国枝選手や女子マラソンの道下選手と、日本の障がい者選手の活躍により、パラスポーツが脚光を浴びました。そういった競技種目だけでなく、ボッチャ等といった障がい者が楽しむスポーツも大きく取り上げられるようになり、スポーツを通じて障がいのある人の自立や社会参加が促されるようになりました。多くの障がい者が気軽に参加できるパラスポーツの振興をお願いします。

以上です。

○議長（南 一成議員） 鳥枝教育長。

○教育長（鳥枝 浩二君） まず、私から、田布施町スポーツ推進計画に関する1点目から5点目までの質問にお答えをいたします。

本町においては、スポーツ基本法及び国のスポーツ基本計画並びに県のスポーツ推進計画、これを踏まえて、平成26年にスポーツ推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、田布施町スポーツ推進計画、これを策定して取組を進めてまいりました。

1点目の田布施町スポーツ推進計画に示しております3つの基本方針について、これまでに取り組んできた達成状況及び成果と課題等につきましてお答えをいたします。

1つ目の方針であります生涯スポーツの推進、これにつきましては、その達成状況を一概に推しはかることはできませんが、この間、新型コロナウイルスの影響はあったものの、各種スポーツ団体のスポーツ活動への参加は活発であったというふうには受け止めております。

成果といたしましては、健康づくり・体力づくりの充実を目指したウォーキングや、ちよんどうえ

え体操の活動の定着が挙げられます。一方、課題といたしまして、各種スポーツイベント等を通じて、町民がスポーツへの関心を深め、自主的にスポーツに親しむことができたかどうか、これを把握する必要があると考えております。

こうしたことから、今回、スポーツに関する町民アンケート調査を実施し、これまでの課題等を検証するとともに、今後の改善につなげてまいりたいと考えております。

2つ目の方針であります人材の育成におきましては、将来を担う人材の育成とスポーツを支える人材の育成という両面があり、その成果につきましては、学校現場において、子どもの体力や運動習慣等の状況を十分把握した上で課題を明らかにし、子どもたちが目的意識を持って運動に取り組めるよう体育活動の充実が図られてきたところであります。

また、指導者養成に関しましては、適切な資質能力を身につけた指導者を育成するために、主にスポーツ少年団に携わる指導者を対象に、資格取得に向けた支援を始めてまいりました。

課題につきましては、近年、運動機会の減少が顕著であり、子どもの体力が低下していることや、意欲的に指導者として資格取得を目指す方が少ないといった点などが挙げられます。

3つ目の方針であります交流人口の拡大と地域活性化に関しましてお答えいたします。

スポーツの推進によるまちづくりとして、観光協会を含めた関係者からなる実行委員会方式により実施してまいりました田布施川桜まつりロードレース大会につきましては、これまで、毎年、県内外から1,000人に上る出場者の参加を得ており、その成果といたしまして、スポーツと観光が連携した特色あるイベントとして長年継続して開催してまいりました。

しかしながら、御承知のとおり、新型コロナウイルスの発生等により、継続した取組が途絶えてしまう結果となりました。

こうした状況を踏まえながら、現在、基本理念である「生涯スポーツのまち田布施」の具現化に向け、これまでの進捗状況や運動・スポーツ活動の課題等を十分に把握し、整理して、第二期田布施町スポーツ推進計画策定に向けて準備を進めているところであります。

2点目の次期計画の策定に向けた進捗状況につきましては、先ほども触れましたように、今年度、スポーツに関する町民アンケート調査を実施・集約し、その結果を踏まえ、必要に応じて関係団体・機関等への聞き取りも行いながら、骨子案を作成する予定としております。

また、計画の策定及び見直しに関する必要な事項を検討するための協議会を設置する計画にしており、来年2月頃に公募委員を募集するとともに、他の委員につきましても、3月頃には推薦を依頼する予定にしております。そして、4月から1回目の協議会を開催し、令和6年度早期の策定に向けて鋭意取り組んでまいります。

3点目の計画の策定に向けた職員の体制につきましては、現在の職員体制の下で、今後設置する協議会での意見を十分に踏まえて計画を策定するとともに、その推進につきましては、スポーツ関係団体をはじめ、スポーツイベントなどに協力していただいている地域ボランティアスタッフや町職員と連携・協働して施策を展開してまいりたいと考えております。

4点目の部活動の地域移行と生涯スポーツに関しましては、今年度中を目途に、本町における新たな地域クラブ活動の在り方等に関する基本方針を取りまとめ、生涯スポーツの振興の観点からも、地域の各種スポーツ団体の理解と協力を得ながら、生徒の活動の場としてふさわしい地域クラブ活動への移行を目指してまいりたいと考えております。

5点目の田布施川桜まつりロードレース大会を中止した理由等に関しましては、本格的に再開されるようになりました桜まつりとの同時開催を想定した場合、これまで大きな課題とされてきた駐車場の確保、警察や地元住民からの通行規制に関する改善要望に適切に対応することが難しく、実行委員会の組織である体育協会、陸上競技連盟、観光協会の代表者を交えて協議を重ねてまいりましたが、現状では規模を縮小しても開催は困難との結論に至ったところであります。こうした現況も鑑み、教育委員会としましては、参加者や関係者、運営上の安全を確保する観点から、残念ながら中止の判断をしたところであります。

また、実質的な実務を担っていただいていた観光協会においても、運営のノウハウが十分に引き継がれておらず、今後、コース設定や参加定員、事務執行、委託内容等について、抜本的な見直しや改善を行い、令和7年度からの開催を目指して検討していくということにしております。

以上でございます。

○議長(南 一成議員) 東町長。

○町長(東 浩二君) それでは、最後の6点目のパラスポーツの振興についてお答えいたします。

本町のパラスポーツの代表的なものといしましては、田布施町心身障害者協議会が開催しております田布施町心身障害者ふれあい球技大会が挙げられます。これは、T A I K Oスポーツセンター田布施において、ボッチャや風船バレー、グラウンドゴルフなど、障がいをお持ちの方でも気軽に参加できる種目を、ボランティアや関係機関の御協力を頂いて実施しているものでございます。

この事業には、町の職員も行事運営の支援を行っております。このほか、県及び山口県障害者スポーツ協会が主催されます山口県障害者スポーツ大会への参加選手の取りまとめや、本町選手の参加支援などにも当たっており、障がいをお持ちの方の社会参加促進の面からも、様々なお手伝いをさせていただいているところでございます。

以上でございます。



○議長（南 一成議員） 國本議員。

○議員（6番 國本 悦郎議員） 再質問させていただきます。

今の教育長の答弁には、10年を経過して健康面でスポーツの効用、それから、障がい者スポーツの現状とこれからの課題を聞きたいと思います。ありませんので聞きたいと思います。

前回のスポーツ推進計画策定時に、スポーツを行うことでどのような効果があると思いますかとのアンケートでは、60%が健康面で効果があると回答しています。推進計画の策定から10年を経て、健康寿命の延伸を数値で比較すると、効果ありの結果は出ていますでしょうか。

すみません。健康保険課のほうにお聞きします。今お聞きしたんです。

○議長（南 一成議員） 寶城健康保険課主幹。

○健康保険課主幹（寶城 和之君） 健康寿命のこと。

○議長（南 一成議員） 國本議員。

○議員（6番 國本 悦郎議員） ええ、健康面のスポーツの効用についてです。

アンケートを取りましたら、スポーツを行うことでどのような効果があると思いますかのアンケートで、60%が健康面で効果があるというように回答しているわけです。じゃ、この10年間で健康寿命の延伸をどれだけやったかっていうのが分かりますか。

○健康保険課主幹（寶城 和之君） まず、健康寿命の比較についてなんですけれども、平成22年の健康寿命、田布施町でいきますと、男性77.35歳、女性で83.71歳でございます。令和2年度になりますけれども、男性79.98歳、女性84.26歳ということで、男性がプラスの2.63、女性がプラス0.55というふうな上昇を示しております。

以上でございます。

○議長（南 一成議員） 國本議員。

○議員（6番 國本 悦郎議員） じゃあ、同じく障がい者のある人と健常者のスポーツを推進するにはどのようなことが必要だと思いますか、というアンケートを取りましたら、障がい者と健常者が一緒に活動するには、バリアフリーの施設の整備と一緒に参加できるスポーツ活動が必要との回答が多くありました。推進計画の策定から10年を経て、そういった障がい者と健常者が一緒に活動する面での現状はどうなっていますか。

○議長（南 一成議員） 坂本町民福祉課長。

○町民福祉課長（坂本 哲夫君） まず、ちょっと施設のバリアフリー化ということにつきましては、一般質問の中でも出てきているとは思いますが、私どものT A I K Oスポーツセンターの中でも徐々にそういったバリアフリー化というものも図れているところもあるかとも思いますし、まだ課

題が残っているものもあろうかとは思いますが、それ専用のスポーツ施設を造るというよりは、やはり、今の施設をそういった面に改善していくということが現実的などころではなかろうかと考えております。

それと、障がいをお持ちの方と一般の方の交流、そういった面でいえば、今、町長の答弁にもございました、心身障害者協議会のほうでしておられますスポーツイベントなんですけれども、その中にも当然、ボランティアや職員のほうも入って、一緒にスポーツをして交流をしているという面もございます。

ただ、これはやはり心身障害者協議会の規約の中にある、何をするかという、これは次の事業を行うということで、その中に親睦を深めるための研究会であったり、レクリエーションであったり、スポーツ等を行うという、その枠の中での取組でございます。言ってみれば、広く外部に対して呼びかけをして参加をさせていただいているというのとは異なって、内部での親睦行事という側面もあろうかと思えます。

ただ、やはりこういった障がいをお持ちの方の社会参加、そういう点では、こういった行事は有効的なものではあろうかと思えます。障がいをお持ちの方と一般の方、それ以外の方との交流ということになれば、やはりいろいろなスポーツイベントの中で、そういったところに着目した種目であるとか、そういったコーナーであるとか、そういったものも含めて、検討していく必要があるのではないかなと考えております。

○議長（南 一成議員） 國本議員。

○議員（6番 國本 悦郎議員） 先ほど教育長が、これまで達成したこと、課題、成果、そういったのを述べられましたが、私は、ちょっとあんまり成果がなかったように感じております。そうなった一番の問題は、スポーツの指導者やボランティアなど、生涯スポーツを担い得る人材育成がしっかりしていなかったことに尽きるのではないかとも思っています。

特に、体育協会を指定管理から外し、町がスポーツセンターを管理するようになって以来、先ほども述べましたように、社会教育課長やスポーツセンターの所長が1年や半年でころころ猫の目のように変わるような人事異動では、腰を据えてスポーツ推進計画の中核となっている生涯スポーツへの取組はできっこありません。人事異動では教育委員会と町長部局との交流がありますので、異動命令を発する町長の責任が大であるように思っております。

第6次総合計画を見ますと、町では全ての住民が様々な形でのスポーツに関わり、健康で生きがいを感じることができる「生涯スポーツのまち田布施」の実現を目指していますと記してあります。町長は、そういったことを念頭に置きながら、この間のそういった猫の目のように変わる人員配置

をしてきたのでしょうか。町長に答弁をお願いします。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 御指摘は、言われるとおり、不幸にも短期間で変わるということは、続いてまいっているのも事実でございます。しかし、140人の職員を効率的に計画的に配置するというのは、やはり全ての福祉から、健康から、教育から、御質問にありますような生涯スポーツ、いろんなものが全てございます。ゴミから、消防から、防災から全てありますので、その辺、限られた職員の中でやっておりますので、やはり体調面で問題が出たり、急に事情があつてということも、職員としてはしょうがないものでございますので、何とか継続性のあるような行政運営ができるように努力はいたしておりますが、配置につきましては、できる限り長く腰を据えてやっていけるように職員を配置するというのも、町長の責任であると思っておりますので、また今後、十分気をつけたいというふうに思います。

○議長（南 一成議員） 國本議員。

○議員（6番 國本 悦郎議員） 先ほど教育長の答弁にありましたが、次のスポーツ推進計画が非常に遅れております。前回の推進計画の策定スケジュールと比べると、そういったように非常に遅れているが、その大きな要因は、担当した部下がそういった業務を怠ったからではなく、遅れざるを得ないような人事配置をし、人材育成を行ってきた町長の責任であると思っております。今、答弁ありましたが、その辺をよく心に留めて、これからお願いしたいと思っております。

令和5年度が最終年度となりますから、遅滞なく次期計画を進めていくには、令和6年度からのスポーツ推進計画の策定を社会教育課は責務と感じて、今年度以前から取り組んでいるのでしょうか。内閣府がスポーツ推進計画の策定は努力義務だと言っているから、少々遅れてもいいんだというような認識では困ります。前回は、1年かけてすばらしい計画を立ててきた実績があります。

4月に所長に就任した職員は休職し、10月に就任した職員を所長に据えています。他の職員も今年度インストラクター資格を取得したばかりで、会計年度職員から正の職員になったばかりだと聞いています。前任者の所長が休職して復帰しているとはいえ、新たなスポーツ推進計画を策定する業務をこなし、生涯スポーツの推進を主導するには、任が重すぎるように感じます。

町長と教育長双方にお聞きしますが、基本理念に「生涯スポーツのまち田布施」と掲げているのに、残酷とも思えるむごい人員配置とは思いませんか。どうでしょうか。

○議長（南 一成議員） 鳥枝教育長。

○教育長（鳥枝 浩二君） 今お尋ねのありましたのは、推進計画を策定に向けての進捗状況が遅いということと、それに携わるスタッフ、これが不十分ではないかといった御質問だったと思っております。

スケジュールにつきましては、前回策定したのが、26年の3月に策定しています。それから5年後にこれを見直しまして、令和元年の6月に改定をしてお示しをしました。

今、國本議員さん御指摘のように、国等の努力義務、策定ですね、これはありますが、私どもは義務として、できるだけ早くいい計画を策定をしたいと考えております。これ前回もそうでしたけれども、やっぱり広く、策定に当たっては、その原案につきまして、学識経験者のみならず学校関係者、それからスポーツ団体関係者、それから前回も委員になってもらっていますけれども、障がいのある関係の関係者等が入っていただきながら、協議会を中心として検討を進めてまいりたいと思っています。その進め方につきましては、現行の適材適所に配置されています町の職員と一緒に、それを力強く進めてまいり、あまり遅くならない時期に原案を策定して了承をもらいながら、実施をしてみたいと、こういうふうに考えております。

以上です。

○議長（南 一成議員） 國本議員。

○議員（6番 國本 悦郎議員） 前回のときには公募員はおりませんでした、今回は先ほどの答弁では入れるということですね。何名入れます。

○議長（南 一成議員） 長谷社会教育課長。

○社会教育課長（長谷 満晴君） お答えします。

前回の平成26年での協議会の委員の公募員はおりませんでした、改定時には公募員1名を募集をかけておりましたので、今回も1名と考えております。

○議長（南 一成議員） 國本議員。

○議員（6番 國本 悦郎議員） 前回のスポーツ推進計画を検証すると課題が山積し、これから部活の地域への移行や障がい者スポーツの振興、生涯スポーツの推進にこれまでは、「いつでも、どこでも、いつまでも」というようにしておりますが、宇土市、熊本県の宇土市のように「だれでも」と「だれとでも」を加えて、「だれでも、いつでも、どこでも、だれとでも、いつまでも」というように、町民総スポーツ参加を目指し、10年先を見通した推進計画を策定しようと思ったら大変なことです。他の市町、例えば、今紹介しましたように宇土市、昨年私たち総務文教委員会が研修に行きました南関町のスポーツ推進計画や、既に運営している総合型スポーツクラブを参考にしたらどうかと思います。そのためには、今年度は、以前インストラクターの資格を取得しているスポーツセンターの職員を総務課の業務支援に出向させ、兼務にしています。この際、兼務を解き、スポーツセンターの専任にさせませんか。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 兼務については、ちょっと事情の関係でございましたけども、本来専任にやらせたいと思いますが、全体の調整もございますので、何とか少し遅れておりますので、その辺の支援ができて、スポーツの計画が予定どおりできるように、全体として支えていきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（南 一成議員） 國本議員。

○議員（6番 國本 悦郎議員） 次に、ロードレースのことについてお聞きします。

ロードレースが中止になったのは実行委員会名で出していますが、議事録も作成していない公式の会議ではない場で、中止以外の意見は出なかったと関係者から聞いています。

しかし、そうはいつでも中止するかどうかは、最終的には教育長、町長の判断になるかと思えます。町内外のマラソン好きな人たちが待ち望んでいた、伝統ある田布施川桜ロードレース大会を、これまでに蓄積されてきた大会運営のノウハウがありながら、どういう判断で中止したか、その根拠を示してください。

○議長（南 一成議員） 長谷社会教育課長。

○社会教育課長（長谷 満晴君） お答えします。

コロナ禍での中止の判断は、全町総体的な判断だと認識しておりますが、今回の中止の決定につきましては、ノウハウの継承、また交通事情、また駐車場の問題、先ほど教育長の答弁がございましたが、そういった課題が解決できていないという部分もありまして、運営全体の再構築を図っていこうということで見送りの判断をさせていただきました。

また、コロナのときもロードレースをどうしていくかというような協議は、もう逐一、体育協会、観光協会と協議を重ねてまいりましたが、違ったイベントにしてはどうかとか、光市のような交通の安全が担保された周回コースのリレーだとかございましたが、やはり、桜が咲く時期に公道を走るということが、今回ロードレースの売りということで、そういった意見が大半だったので、従来の形を継続していこうということになりましたが、ただ、幾ら実行委員会形式といえども、安全性は必ず担保しなければいけないということが大前提だというふうに考えておりましたので、今回そういう判断をさせていただきました。

○議長（南 一成議員） 國本議員。

○議員（6番 國本 悦郎議員） 下関海峡マラソンは、平成20年に1回コロナで中止しておりますが、後は縮小したりして開催しております。上関町の、大会運営のノウハウのない有志が行ったロードレースをマラソン名にしてもどうかなというふうに思います。光市の大和総合運動公園で行

っている、マラソンの日本記録に挑戦するリレーマラソンというように、コースもスポーツセンターを周回するコースに変更したらできるんじゃないかと思うんです。これからそういった面も検討しながら、田布施町のそういったロードレースをどういう名前にしていくかっていうのは考えてもらえませんか。

○議長（南 一成議員） 長谷社会教育課長。

○社会教育課長（長谷 満晴君） 一旦は、ロードレース、今までの従来で、何とかやっという形で、今後、競技のほうを進めていこうと思ひまして、違つた形という案も先ほど申しましたとおりましたが、これまで令和3年度ですか、下関さんが実施しておりますが、その当時は、まだコロナの全容が分からない、また周期も定期的に来ている中で、参加者の安全、安心を最優先したという形で、取りあえずやってみようという判断にはいたらなかった。

また、よその市町とも、大会の運営の規模だったり、交通事情も異なりますので、単純によそがやっているから田布施もできるっていうわけではございません。

また、今、先ほども申しましたとおり、桜まつりのロードレース、これを何とか実行していきたいというのが関係者の中で固まっておりますので、それで進めさせていただきたいというふうを考えております。

○議長（南 一成議員） 國本議員。

○議員（6番 國本 悦郎議員） 今言いましたように、スポーツセンターの周りを回るとか、そういったんでも開催はできます。スポーツセンターの周りとかグラウンドを大きく回るコースの測定はしておりますか。どんなです。

○議長（南 一成議員） 長谷社会教育課長。

○社会教育課長（長谷 満晴君） ロードレースではございませんが、駅伝もこれまで中止期間があった際には、センターの周回コースということで、素案はつくったことはございます。

代替案につきましては、今のところは考えておりません。

○議長（南 一成議員） 國本議員。

○議員（6番 國本 悦郎議員） これからはウォーキングとかジョギングする人が、一応そういった目安になるように周回コース、ウェルネスパークのほうは、ここをスタートして何百メートルというような表示があります。それをお願いしたいと思います。

では、一応それをお願いして、次の質問に入ります。

質問は、関係人口を創出し地域振興を、答弁は東町長にお願いします。

田布施町では、通過型観光が多く、滞在型観光に移行する必要がありますが、宿泊施設が馬島以

外にない段階にある今、移行へのハードルは高いと言えます。田布施町の周辺地区では少子高齢化が進み、その地区内の里山整備が進まず、不耕作地や耕作放棄地も増える一方です。総務省では、それを解決するために、町外から人材を受け入れ、交流人口より地区住民との関係を密に取るといった関係人口増による地域振興を奨励し、補助金も出しています。

そこで質問です。

関係人口という概念はあまり認知されていませんので、関係人口を創出するということを意識しないで、町外の人の力を得て地域振興をしている地区が町内にもあるのではないかと考えています。そういった地区があれば、町で把握している範囲で披露できませんか。

2番目、町外在住の職員は、今、全職員のうち43%と聞いています。月に一度ぐらいはデスクワークを離れ、デスクワークでは見えない、いろんな周辺地区の現状や住民意識を把握するのもいいとは思いませんか。そこで、関係人口を創出するためには、まず、町外在住の職員が周辺地区住民との接点を持って状況を把握し、祭りなどの行事、町内一斉清掃、里山再生等に参加し、地域振興のための突破口にしたらどうですかと思っています。

3番目、周辺地区に在住する農業経験者の存命中に、野菜づくりのノウハウがある段階で、街中や町外から参加する週末農業の体験場として、不耕作地や耕作放棄地を有効活用しませんか。

4番目、ふるさと納税者を対象に、返礼品送付のときに田布施町の行事や祭りの予定表を送付し、行事や祭りを通じた関係人口創出の取組をしませんか。

今募集している地域おこし協力隊員（観光振興）には、ただ単に、一過性の田布施町に来てもらうという交流人口を増やすというだけでなく、リピーターとして何回も来ていただくという関係人口創出という面から取り組んでもらえませんか。

6番目です。総務省では、一過性ではなく継続性のある地区住民との関係を密に取るといった関係人口増による地域振興を奨励し、補助金を出しています。そういった関係人口を創出し、地域振興に取り組んでいる自治体や事業所が、かかわりラボに登録しています。まずは、かかわりラボへの自治体加入により成果を上げている他の市町との情報交換をしていきませんか。

以上です。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、お答えをいたします。

1点目の、町内で関係人口を創出し地域振興をしている地区は、についてでございますが、様々な交流を行われ、地域振興に寄与していただいているものはいろいろとあると思いますが、地区として取り組まれている例を挙げれば、馬島があります。

御存じのように、元地域おこし協力隊員が、のんびらんど・うましまを活用した子どもキャンプを2015年から春、秋に実施しており、その際、山口大学の学生のグループの協力を得ながらイベントを行っております。また、今年度、コロナの後に、久しぶりに宿泊を伴うキャンプが11月の4日と5日に開催され、多くの学生に協力をさせていただいたと聞いております。また、11月19日には、同じくのんびらんど・うましまにおいてキッズチャレンジショップが開催され、広島工業大学の学生の協力もありました。馬島では、平成8年から数年間、のんびらんど・うましまフェスタ（夢・美味海 in うましま）が開催されましたが、それ以来の大きなイベントで、多くの来場者があったというふうに聞いております。また、広島工業大学とは2014年頃から交流があったようですが、イベントとしては今回が初めての参加で、1、2年生の女子学生16名の協力があつたと聞いております。今後も継続していただけるよう支援をしてまいりたいというふうに思います。

2点目の、周辺地区住民との接点を持って状況把握し、地域振興のために町外在住の職員を関係人口の突破口に、ということですが、町では職員を4つのグループに分けて各地域のボランティア活動に参加させており、町外在住職員も全員このグループに入って活動を致しております。今年も地域イベントや清掃活動など、ほぼ全ての職員が各地域のボランティアやスタッフとして参加しており、地域の方々から職員の働きぶりに対しまして、感謝とお礼の言葉も多く頂いております。私といたしましても、休みの日に積極的に参加してくれる職員に対して感謝をいたしております。今後も引き続き、町外在住の職員とは限定せずに、職員が様々なボランティアを通じ、地域社会に貢献してくれることを期待しております。

3点目の農業経験者の多い周辺地区の不耕作地に週末農業の体験場を、ということですが、近年、中山間地域をはじめとする農村では、少子高齢化、人口減少が都市部に先駆けて進行している一方で、若い世代を中心とした田園回帰による人の流れが全国的に広がり、農村の持つ価値や魅力が再評価されております。一方で、優れた知識や技術を持たれた農業者の高齢化、後継者不足の問題も危惧されているところでございます。

御質問の、不耕作地に週末農業の体験場については、都市部で農業に関心がある方が実際に土に触れる機会を創出するために有効な手段の一つであると認識いたしております。

また、近隣市町での体験農場、いわゆる市民農園の整備状況を確認いたしますと、平生町では町営で農園を開設されておられましたが、指導者不足や日常管理の問題、利用者の減少により、現在は休園となっております。柳井市においては、JA山口県主体の市民農園が開設されておりますが、適切な管理や利用者の確保に苦慮されていると聞いております。

盛んな例としては、光市に古くから3つの市民農園が開設されており、長らく同じ人が利用し続



けていることもありますけども、そのほとんどの区画が利用されていると聞いております。いずれも農園には水道や駐車場、トイレ、農機具倉庫等を整備し、立地条件も比較的利便性のよい箇所に設置されております。

本町においての整備の検討に当たりましては、近隣市町の状況を把握し、まずはニーズの把握に努め、町内農業者等から構成する直売所、田布施町地域交流館の運営組織と連携し、町内に1か所、農業体験が可能なスペースの整備の検討を行ってまいります。

その他、県立農業大学の社会人研修、JA南すおう統括本部が開催する営農塾、田布施イチジク栽培大学等、既存の農業技術を学ぶ研修制度の周知に努め、農業に関心のある方の確保、育成に尽力してまいりたいと考えます。

4点目のふるさと納税を対象者に行事や祭りを通じた関係人口の取組をについてでございますが、ふるさと寄附金をしていただく方と関係人口の整理ですが、総務省の関係人口創出の取組の中で、地域との関わり合いを持つ者として、その地域にルーツがある者などと並んで、ふるさと納税の寄附者が位置づけられております。

総務省においては、移住した定住人口、観光に来た交流人口でもない、地域や地域の人々と多様に関わる者である関係人口とされており、地域との関わりを持つきっかけの1つとして、ふるさと納税があるとされております。

他の自治体においては、ふるさと納税をきっかけに、その地域に関心を持ってもらうための取組を多くの自治体が実施しております。

本町においては、現在、ふるさと納税の受領証明などを送付する際に、より本町に興味を持ってもらうように、観光パンフレットを同封いたしております。一方で、これだけではきっかけづくりとしては十分ではありませんので、継続的な関係づくりとして、来ていただくことを目的に、ふるさと納税の返礼品の1つとして、のんびらんど・うましまなどを活用した体験型コースの検討も既に担当部署に指示をいたしております。加えて、議員の御提案にもありますようなイベントのお知らせなども、どのような形で対応できるか検討してまいりたいというふうに思います。

5点目の地域おこし協力隊（観光振興）についてでございますが、関係人口創出の取組をというところでございますが、今年7月下旬から観光振興を主体とした地域おこし協力隊員の募集をいたしております。現在のところ、1名の方が応募していただきましたが、残念にも、書類選考で不採択とさせていただきます。引き続き継続して募集を行ってまいります。御提案の件につきましては、前向きに検討してまいりたいというふうに思います。

6点目の、関係人口を創出しているかわりラボへの自治体加入により、他市町との情報交換を、

についてでございますが、県内において6市町の自治体が会員登録をされているように聞いております。近隣の自治体も会員となっておられますので、まずは情報を収集し、検討してまいりたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（南 一成議員） 國本議員。

○議員（6番 國本 悦郎議員） ちょっと時間があまりないようなんですから、いろいろと質問したいことがあるんですが、関係人口を創出するキーワードは体験活動です。いつも地域で誰かが手を挙げるのを待つのではなく、特に地域振興係の職員は、これだと思う地域へ入り、その地域で体験活動を行えそうなアクティブな人を探り出し、関係人口の創出で起案してみませんか。

このたび、麻里府地域夢プランを作成していますが、まだ言い足りないことが多いし、役員や検討会のメンバーが変わったにも関わらず、1年間も検討委員会は持たれていません。担当者は、検討委員会には入っていない自治会の人意見を収集するように努めていますか、どうなんです。

○議長（南 一成議員） 山中経済課長。

○経済課長（山中 浩徳君） それではお答えさせていただきます。

現在、麻里府地域夢プラン作成に向けて動いております。少し進捗が遅れておるといのは、今言われたようなことも様々な要因だというふうには思っておりますが、検討会のメンバーにつきましては、当初集められたメンバーと、それにプラスアルファは今、自治会にもお話をしておりますし、連合会長にも入って、いろいろな様々な意見は聞いて、今回の夢プランに向けて、策定に向けて進んでおる状況でございます。

○議長（南 一成議員） 國本議員。

○議員（6番 國本 悦郎議員） 職員は地域に入ってもらいたいということです。以前、町の職員が麻里府小学校、麻郷小学校の放課後教室を開設するために、麻郷地区と麻里府地区在住の参加できそうな人を手当たり次第に当たり、私も麻里府代表として準備会に呼ばれたことがあります。「支えあいまりふ」を立ち上げるときも、私を頼りにして人選し、町内では真っ先に協議体を設立させました。デスクワークだけでなく、そういった地域との接点を持つ行動力のある職員が欲しいと思っています。

ここに、「飛び出す！公務員」という本があります。この本を見ますと、多くの公務員がデスクワークの仕事に飽き足らず、住民や地域との接点を持つと外に飛び出している事例が満載です。山中課長にはこの本を紹介しましたので、その先鞭をつけてもらいたいのですが、この中の実践で一番印象に残ったのはどういう事例でしょうか。

○議長（南 一成議員） 山中経済課長。

○経済課長（山中 浩徳君） まず、公務員はいろいろな部署がございます。出るところ、当然中で考えるもの、いろいろと様々あります。議員がおっしゃられた本につきましては、当然、机上でのデスクワークが嫌で、地域振興とかいって外に飛び出して、これは楽しいというのがほとんどだったような記憶がございます。その中で、私が2、3、これはというのは実はあったんですけど、近隣の下松市、ちょっとびっくりしたので下松市の職員の方もいらっしゃるというところで、少し思ったのは、要は「職員は町の総合プロデューサー」という言葉がございました。改めてこういう言葉を見ると、なるほどというのは感銘を受けましたし、あとは町をPRするためには、「ヒョウ柄の公務員、田んぼから愛を叫ぶ！！」このようなキーワードもありまして、いろいろな様々な公務員がいたということがございますけど、これは一つ参考にしたいというふうに思いますけども、全部が全部外に出るとするのはなかなか難しいと思いますが、これはやっぱり公務員として、一つの使命として、やはり議員おっしゃるとおり、それは大切だというふうに認識しております。

○議長（南 一成議員） 國本議員。

○議員（6番 國本 悦郎議員） 私の印象に残った事例は、「地域に出て100回失敗しよう」という実践と、「地域に暮らす住民が先生です」という実践です。町長にもこの本をじっくり読んでいただいて、その事例を紹介しながら、今日ひな壇に座っている執行部が隗より始めということで、地域との接点を求めて飛び出すよう、課長会議で促してみませんか。田布施町が必ず変わってくると思います。どうでしょうか。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） おっしゃられること、大変いいことだというふうに思います。しかし、一方的に命令するわけにはいきませんので、その本をもしくは職員が読んで、どういうふうに心に考えて行動するのかということがありますので、そういうことは既に実施している職員も多くおりますので、あえて言うのもあれかと思いますが、そういったことをまだ思っていないという職員は、そうしたものもあるよというのは、お知らせをしていきたいというふうに思います。ありがとうございます。

○議長（南 一成議員） 國本議員。

○議員（6番 國本 悦郎議員） ふるさと納税者をうまく利用すれば、関係人口を創出することができそうです。馬島のキャンプとか町の行事へ参加とか、いろんなアイデアを町民から募集することはできませんか。

答弁を早くお願いいたします。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） ふるさと納税については、いろいろ商品の開発、そこに目が行っておりますので、おっしゃりますような、そういった関係人口ということから見た取組も必要かなと思いますので、また今後検討させてみたいと思います。ありがとうございます。

○議長（南 一成議員） 國本議員。

○議員（6番 國本 悦郎議員） 大方これが最後になるんじゃないかと思います。

麻里府地区では、麻里府公民館が国道そばという町外からのアクセスのいいところに移転します。その駐車場で魚の新鮮市、軽トラに積んだ野菜、キッチンカー等を並べて、マルシェをしてはどうかと思います。麻里府地区からそんな声が出ましたら、関係人口創出で地域振興を図るということから、町有地などで使用料を安くする等支援してもらえませんか。すみません。

○議長（南 一成議員） 山中経済課長。

○経済課長（山中 浩徳君） お答えさせていただきます。

キッチンカーについては今、全国でいろんなところでブームになっておりますので、やはり麻里府公民館ができれば、そういうのは、ぜひイベントとして開催したいというふうに考えております。

○議長（南 一成議員） 國本議員。

○議員（6番 國本 悦郎議員） あと数々質問があるんですが、麻里府公民館の敷地にインクルーシブ遊具を備えた緑地が欲しいとか、それから地域おこし協力隊員が決まりましたら、関係人口で進めてほしい。町と一緒に進めてほしいということなんです。よろしく願いいたします。

以上で、質問を終わります。

○議長（南 一成議員） 以上で、國本悦郎議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（南 一成議員） ここで暫時休憩をします。再開を14時55分に再開します。

午後2時43分休憩

.....

午後2時55分再開

○議長（南 一成議員） 休憩を解きます。休憩前に引き続き一般質問を続けます。高月義夫議員。

○議員（7番 高月 義夫議員） それでは通告にしたがいまして、2問を一問一答でお願いいたします。

1問目は、子どもを核としたまちづくり、どう取り組むか、です。答弁は東町長と鳥枝教育長にお願いいたします。

世界では戦争や紛争で多くの犠牲者が出ています。民間人の中で犠牲者の多くは子どもや女性などの弱者であります。イスラエルとガザ地区の戦争では、国連のグテーレス事務総長は、この戦争で亡くなられた方の4割以上が子どもである現状を、子どもたちの墓場と表現し、人道的な即時停戦を呼びかけています。1989年11月、国連総会にて採択された子どもの権利条約は、1960年の国と地域が批准している、子どもの権利条約の4つの原則、差別の禁止、子どもの最善の利益、生命、生存及び発達に対する権利、子どもの意見の尊重であります。この4つの原則は、今年4月に施行されたこども基本法にも取り入れられています。子ども達はまちの宝。そこで、今後、子どもを核としたまちづくりに取り組むべきと考えます。

田布施町では、今年度から満1歳までのおむつ無料支給や、18歳までの医療費無償化などが実施され、大変評価できるところであります。さらなる子ども支援策を、子どもを核としたまちとなるよう推進していただきたいと願います。

そこで、田布施町の未来を担う子どもについて、行政、教育両面から問います。

1、柳井市、平生町とともに行うファミリーサポートセンター、以下ファミサポと言います、年間の町民利用者はどれくらいいますか。

2、ファミサポ、おんとも、ポコ・ア・ポコ、2525たぶせの違いは。

3、子育て支援の核となる場所、窓口を創設してはどうでしょうか。

4、町内の不登校児童、生徒数とその支援はどのようにされていますか。

5、不登校児童等の支援をする団体への資金面での支援は考えられませんか。

以上でお願いいたします。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） まず私からお答えをいたします。

1点目のファミサポの年間の町民の利用者についてでございますが、本町においてセンターに活動を依頼する会員数は、今年10月末で74名、令和4年度の年間の利用者は延べ180名でございます。

2点目は、ファミサポ、おんとも、ポコ・ア・ポコ、2525たぶせの違いについてのお尋ねでございます。

まず、ファミサポでございますが、地域で育児の援助を受けたい人と、援助を行いたい人が会員となり、相互援助活動を確立することにより、育児に頑張る人をサポートする事業でございます。

次に、おんともですが、町の補助を受けて法人保育園が運営されており、子育てサークルの開催や乳幼児及びその保護者が相互に交流を行う場として、子育て相談、情報提供、助言等の援助をい

たしております。さらに今年度からは、おむつ定期便の事業を担う場として、新生児との交流や相談等の支援が図られております。

次に、ポコ・ア・ポコでございますが、社会福祉法人はるかが、本町と平生町からの委託を受けて運営する地域の子ども家庭総合支援拠点であり、子どもたちが地域で健やかに成長するため、育児、しつけ、子育てに対する不安や悩みだけでなく、家庭内の問題など様々な相談を受けております。

最後に、2525たぶせでございますが、田布施町保健センター内で、妊娠期から主に乳幼児期までに渡り、継続して総合的な相談や支援を行う場でございます。

今申し上げました子育て支援に関する機関は、利用者に係る子どもの年齢や目的が少しずつ異なることもございます。そして、重複する部分もあり、それぞれの専門性を生かし、多方面から子育てを支援する支える基盤となっております。

3点目の、子育て支援の核となる場所、窓口の創設につきましては、児童福祉法の改正により定められた、児童福祉と母子保健の一体的な提供ができる体制を整えるこども家庭センターの設置を、現在検討しているところです。

最後の5点目、不登校児等を支援する団体への資金面での支援についてでございます。児童福祉法の改正により、不登校の子ども等を含め、家庭や学校に居場所がない、学齢期以降の子どもに対する居場所の整備を図る子どもの居場所支援整備事業が創設されておりますが、本町では現在利用される予定はございません。今後、事業を考えておられる団体からの御相談があれば、教育委員会や関係機関と連携を図り、一緒に方向性を探ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（南 一成議員） 鳥枝教育長。

○教育長（鳥枝 浩二君） 4点目の不登校児童生徒数とその支援についてお答えいたします。

まず、過去3年間において、年30日以上欠席した不登校児童生徒数の本町の状況については、令和4年度は小学校6人、中学校21人、令和3年度は小学校1人、中学校21人、令和2年度は小学校5人、中学校21人となっております。また、不登校の出現率は県とほぼ同様ではあるものも、近年、児童生徒数が増加してきており、憂慮すべき状況にあります。

次に、その支援や対応に関しまして、現在、学校に登校することはできるものの、通常の学級に入ることが困難な児童生徒につきましては、保健室や相談室等の別室にて個別の支援や対応をしております。また、登校することが困難な児童生徒につきましては、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを派遣し、学校、家庭保護者等への支援に努めているところで

あります。

午前中の神田議員さんの御質問にもお答えしたところではございますが、不登校問題につきましては、未然防止に向けた取組が重要で、ということになることから、学校においては、欠席1日目で電話連絡、連続欠席2日目で家庭訪問、連続欠席3日目でチームによる対応という、心をつなぐ1・2・3運動を進めておまして、初期の段階で把握し、早期に対応する取組、これを進めているところであります。

また、小学校から中学校1年生に進級した際に、学習環境や人間関係が大きく変わることなどにより、集団への不適応が生じる、いわゆる中1ギャップ、これにより、中学校段階で不登校生徒が急増する傾向にあるということが指摘されております。こうした実態を踏まえ、今年3月からではありますが、新たに中学校に入学予定の小学校6年生を対象に、個別にSC、スクールカウンセラーによる教育相談を実施して、様々な不安や悩みを抱え、支援を必要とする児童を中学校入学前に把握し、入学前後の支援体制を充実させることにより、不登校等の未然防止を図ろうとして、中学校0年生からの教育相談、この取組を始めたところであります。

今後、支援体制の充実に向けましては、児童生徒理解支援シートなど個別の支援計画を作成して、新級、進学する際にそれを引き継ぐことにより、一貫した支援ができる体制を整備するなど、小中学校間の連携をより密にし、きめ細かに対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（南 一成議員） 高月議員。

○議員（7番 高月 義夫議員） ありがとうございます。それでは再質問いたします。

まずはファミサポについてお聞きいたします。会員が74名、利用者が180名ということで、多分180名は延べ人数なんだろうなというふうに思います。ファミサポは、先ほど町長おっしゃられたように、育児の援助を受けたい人と援助を行いたい人が、それぞれ会員登録をされていらっしゃるということでございますが、それぞれ何名ずつ会員登録されているか教えてください。

○議長（南 一成議員） 坂本町民福祉課長。

○町民福祉課長（坂本 哲夫君） 先ほど町長の答弁の中にございました、会員数を受けたい人ということで、74人というところが、受けたい方が74人。援助を行われる会員さん、こちらの方が27人となっております。

○議長（南 一成議員） 高月議員。

○議員（7番 高月 義夫議員） ありがとうございます。会員数に、援助を受けたい方に対して援助を行いたいという方が、かなり少ないなという印象でございます。多分、このファミサポという

のは、あまり知られていないのではないかなというふうに思うわけでございます。ぜひ、そういう援助を行いたい方を広く募集していただくということもしていただければというふうをお願いいたします。よろしく願いいたします。

そして、子育て支援センターおんともと、ゆうなんこども家庭支援センター、ポコ・ア・ポコ、それぞれ利用者を教えていただけたらと思います。

○議長（南 一成議員） 坂本町民福祉課長。

○町民福祉課長（坂本 哲夫君） 子育て支援センターのおんともにつきましては、昨年度の利用者、延べになりますが2,036人。コロナ前、これは令和元年度の数字を申し上げます。2,901人。この令和元年度は、3月には閉館をしておりますので、例年であれば、これよりまだ多かったのかなと。それを考えると、やはりまだ子どもの数が減っているというところを差し引いても、やはりちょっと減少しているなという、そういったところはございます。

それと、ゆうなんこども家庭支援センター、通称ポコ・ア・ポコと言っておりますが、こちらはですね、ちょっとどこの町の方かというところの把握がありませんので、全体で申し上げますと、子ども家庭総合支援拠点としてのポコ・ア・ポコのご利用は延べで138人。それと、家庭のほうに赴く養育支援訪問事業では延べで10人という数字をいただいております。

○議長（南 一成議員） 高月議員。

○議員（7番 高月 義夫議員） ありがとうございます。おんともさん、かなりの方が利用されているなという印象でございます。先ほど町長の答弁にもございました。おむつ無償化、無料化に対して、おんともさんにおむつを取りに伺うと、その時に利用されるということもあるんだというふうに思います。

この利用者、おむつを取りに行かれる、おむつ対象者、1歳未満のお子さんがいらっしゃる御家庭でありますけれども、大体何割ぐらいが取りに行かれておるといのは把握されておりますでしょうか。

○議長（南 一成議員） 坂本町民福祉課長。

○町民福祉課長（坂本 哲夫君） 何割というちょっと把握はないんですが、すみません、ちょっと数字をざっと見たところだと、受付としては、もう100人を越えたところかなというふうに記憶しております。

○議長（南 一成議員） 高月議員。

○議員（7番 高月 義夫議員） はい、生まれた方が72人ですか、ということですので、それ以上の方はいらっしゃるんだというふうには思いますけれども、なかなか取りに行くということ



が難しい御家庭もあるのかな、というふうなことはちょっと考えております。そういったところを、もう一度調べただけならというふうに、せっかくなので、皆さんに利用していただきたいということもございます。よろしく願いいたします。

あと、ひとり親家庭への支援ということで、4つの事業、貸付制度というものがございます。これは広報にも記載をされておまして、あるわけですがけれども、対象の各御家庭へは資料は配布をされておられますでしょうか。

○議長（南 一成議員） 坂本町民福祉課長。

○町民福祉課長（坂本 哲夫君） こちら、今ちょっと御利用者の方ということで確認しましたら、今現在はおられません。それでですね、ひとり親家庭支援の施策というのが、町のほうは福祉事務所設置しておりませんので、県のほうがかなりの部分担っているところがあります。そういったこともありまして、県のほうで、このひとり親家庭の皆様へという、こういったリーフレットを作っておりまして、窓口のほうに置いております。窓口ですね、やはり最初に御相談にお見えになれるのが、離婚の手続でお見えになれる。そのときに、そういった世帯に何か支援制度がありますかという相談に、こちらにお見えになれる。もう住民係の隣に児童係ございますので。そのときに、この県が作ったリーフレットをお渡しして、こういった制度がございますということでの御案内しております。

その他につきましてはですね、ちょっと広報には記載をさせていただいてはおるんですが、ちょっと各家庭へということはまだしておりません。基本的にはまず、取っ掛かりというところとちょっと語弊があるかも分かりませんが、一番最初の段階で御相談があったときにお渡しをしているというのが実情でございます。

○議長（南 一成議員） 高月議員。

○議員（7番 高月 義夫議員） ありがとうございます。まあ、なかなか積極的にというのも難しい面があるのかな、事業としては確かに特殊な事業であります。ただ、高等職業訓練促進給付金等事業というものを、新しく手に職をつけるというようなことであれば、利用者もおられるのではないかなと。少し落ち着いた段階でそういうお知らせをするというのも、離婚の手続に行かれて、その場でというときに余裕があるのかというと、そうではないと思いますので、そういうタイミングというのも、ちょっと図っていただいて広めていただければというふうに思います。せっかくなので、利用していただけたらというふうに思っております。

次に、産後ケア事業についてお聞きいたします。田布施町ではショートステイ型やデイサービス型を利用される方、それぞれどのぐらいいらっしゃいますでしょうか。

○議長（南 一成議員） 寶城健康保険課主幹。

○健康保険課主幹（寶城 和之君） お答えいたします。ショートステイ、デイサービスを利用されている方につきましてなんですが、まず令和3年度がショートが2件ございまして、利用日数6日ございまして。令和4年度につきましてはショート5件、デイ1件、利用日数は延べで14日ございまして。令和5年度が11月末現在の状況でございます。ショート3件であります、3件目の利用日数がまだこちらのほう来ておりません。現在の利用日数2件で10日ということになっております。

以上でございます。

○議長（南 一成議員） 高月議員。

○議員（7番 高月 義夫議員） これも同じく産後ケア、ショートステイ型、デイサービス型、田布施で採用されております。そのほかに居宅訪問型というのがあります。田布施町で居宅訪問型を選ばなかった理由というのが分かりましたらお願いいたします。

○議長（南 一成議員） 寶城健康保険課主幹。

○健康保険課主幹（寶城 和之君） 大変申し訳ございません。今ちょっと手元にございませんで、また調べましてお答えさせていただけたらと思います。

○議長（南 一成議員） 高月議員。

○議員（7番 高月 義夫議員） 利用者にとっては居宅訪問型、来ていただくということのほうが利用しやすいのかなというふうに思っております。

産後ケア、申し込み方法をいろいろ確認いたしました。産後ケアの該当者というのは、産後1年未満のお母さんと赤ちゃんで、家族から十分な援助が受けられない人のうち、次のいずれかに該当する人、産後に心や体の不調がある人、育児に対する不安が強い人ということになっております。ホームページで確認いたしますと、どうもホームページからWord形式の申請書類をダウンロードし、そのダウンロードしたものを記入して、保健センターへ事前に提出するということになっております。こういう手続でお間違いないでしょうか。

○議長（南 一成議員） 寶城健康保険課主幹。

○健康保険課主幹（寶城 和之君） 大変申し訳ございません。手続のほうもまだ、不勉強で申し訳ございません。

○議長（南 一成議員） 高月議員。

○議員（7番 高月 義夫議員） ホームページにそのように書かれているのでそうだと思うんですけども、実際、頭で想像を膨らませると、そういう対象の方が非常に心や体に不調がある方であ

りまして、事前に保健センターへ申請するというのは、ハードルが非常に高いのではないかなというふうに思うわけです。このダウンロードし、ということもWord形式でありまして、主に使われているのはスマホだろうというふうに思うわけですが、Word形式をダウンロードしてスマホで編集してということは、非常にこれは、またハードルが高い問題だなというふうに感じております。

今、妊産婦の方はスマホアプリ、母子モというのを使われております。この母子モで申請ができるようになれば非常にいいのにな、というふうなことを思っておるんですけれども、いかがでございましょうか。

○議長（南 一成議員） 寶城健康保険課主幹。

○健康保険課主幹（寶城 和之君） すみません、調べましてまた御報告させていただけたらと思います。

○議長（南 一成議員） 高月議員。

○議員（7番 高月 義夫議員） 私も母子モをダウンロードして実際使ってみました。ただ、登録段階で母子手帳がないと登録ができなかったものですから、ちょっと内容が私も分かっておりません。ぜひ御確認いただけたらと思います。ぜひオンラインで申請できるようにしていただけたら、ハードルが下がってくるのではないかとというふうに思います。

続いて、核となる拠点づくりについてです。いろいろ支援センターのことを御説明いただきました。どのセンターでも相談業務を行っております。この情報、それぞれのセンター間で横口がされているのかということがちょっと気になりました。それとも横の連絡はなく、それぞれの対応でとどまっているという状況か、そういったことをちょっとお聞きできたらと思います。

○議長（南 一成議員） 坂本町民福祉課長。

○町民福祉課長（坂本 哲夫君） 核となる相談窓口ということで、先ほど町長の答弁にもございましたけども、今、子ども家庭センターの設置を現在検討しているところというところなんですけども、現状ではまだ当然そういったセンターの発足に向けて、今協議を進めているんですが、現場とすると、今、大体保健センターの中に、私どもの町民福祉の児童系の養護児童対策地域教育課の担当が配置されておまして、今まではやはりこちらにいますね、児童は児童、要するに保育であるとか、放課後児童クラブであるとか、そういったところからの情報が核として上がってきたと。一方、保健センターは、やはり日頃保健師さんが保健活動をなさっておられる中で、そういった情報が上がってくる。つまり特定妊婦であるとか。今はですね、そういった児童係としてそちらのほうに行っているということで、当然そういった児童福祉部門からの情報も行きますし、当然席を並べ

ているわけなので、特定妊婦の情報もそこに入ってくる。今、養護児童対策教育課の調整担当は非常に大変な思いをしていると思います。両方の情報が入ってきて、調整を取りながら、どういうふうに対応していくか、どういった支援をしていくかというのを、プランをそこで立てておりますので、逆に言うと、やはりその情報が今集約して、全部集まることとなっておりますので、先ほど申し上げたポコ・ア・ポコですね、平生町と共同で設置している。そういったところで、専門的な知見を持っておられる方の御協力もいただきながらケースワークをしていると、こういった状況でございます。

○議長（南 一成議員） 高月議員。

○議員（7番 高月 義夫議員） 今、子ども家庭支援センターというふうなものを新しく設置するというお話がございました。今、どう言いますか、いろんな各課に分かれて子どもの行政っていうところあるわけですが、利用者からすれば一本に絞って、ここに行けば何でも分かるという総合窓口みたいなものがあると、非常にありがたいなというふうなことも思っております。その場所というのがどこなのかなということを考えますと、やはり保健センターが新しく造られ、あそこは田布施ふるさと詩情公園も非常に近い場所の立地でございます。子どもに対する環境ってすごくいい場所だなということを、いろんなイベントを通じて感じておるところであります。そういった場所というものも、いろいろ検討をさせていただいて、子どもやお母さん方が利用しやすい場所というものを考えていただければというふうに思います。

ただ、一点残念なことに、今、保健センターは一般貸出というのが大変難しい状況というふうにお聞きしております。できれば一般貸出をしていただいて、子どものためにいろんなイベントや行事を考え、方々でいろいろご活躍いただいている団体というのがたくさんございます。そういった方たちも利用できるような保健センターにさせていただければ、子どもの核、ここに行けば子どものことが何でも分かるよ、そういった支援の場もそこで行けば分かるし、また、いろんなイベント、検診等もそこで行けば分かるよというような場所というか、そういったものにしていただきたいということを思っております。

不登校のお子様も一定数いらっしゃるということでございます。学校が行くのが辛ければ、保健センターを利用して過ごしてもらうのも利用方法の一つだろうというふうに思います。

例を挙げれば、川崎市の子ども夢パーク、その中に併設された、フリースペース「えん」のように、ふるさと詩情公園も含めた、この子ども達の学校外の学びのスペースというものにもできないかというふうに考えておるわけでございます。いろんな意味で、保健センターってすごくいい場所だね、中も本当に木がふんだんに使われてすごくいいよ、というようなことを広めていただければ、

先ほど関係人口、交流人口のお話もありましたけれども、大変よいことだというふうに思っております。こういったこともちょっと考慮していただけないでしょうか。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） ありがとうございます。今、保健センターは、ワクチンの業務が重くのかかかっておりまして、なかなか本来の使い方が、なかなかできないということもあります。コールセンターのほうはもうなくなりますけども、こちらの奥にある研修室のほうは、ワクチンが続く限りは、何らかの形で残すようになりますので、空いている部分につきましては、これまでも、いろんな団体から利用の申出があれば、御相談に応じてお貸しをいたしておりますので、一般の方はどうぞというわけでは、今なかなか言っていないんですけれども、折りを見ながら、そういった部屋の貸し出し等もやっていきたいなと思っておりますが、ちょっと今、様子を見ながらやっておりますが、子育てにつきましては優先してさせていただいております。

○議長（南 一成議員） 高月議員。

○議員（7番 高月 義夫議員） ぜひ今、ワクチンというお話がございました。来年度からは多分有料になって、町のほうでということではなくなると思うわけですが、そういった面もいろいろ御検討いただいて、子どもを子育てしやすいまちというものにしていただけたらというふうに念願しております。

それでは、不登校について再質問いたします。ただいま不登校児童生徒の人数を御報告いただきました。全国では不登校の小中学校、神田議員からもお話ございました。過去最多の29万9,048件ということでありまして。それから比べれば田布施町少ない、少ないからいいというわけではなくて、そういう何か悩んでいらっしゃるお子様がいらっしゃるということをございまして、この不登校の原因というものを、教育委員会のほうで把握されておるかどうかということをお聞きしたいと思います。

○議長（南 一成議員） 惠元学校教育課長。

○学校教育課長（惠元 朗夫君） お答えしたいと思います。不登校の原因ですが、児童生徒それぞれに様々な要因の原因があると思っております。千差万別というような形に認識しております。

○議長（南 一成議員） 高月議員。

○議員（7番 高月 義夫議員） いろんな原因があろうかと思っております。その中で、今、全国的に問題になっているのが、いじめという問題であります。このいじめ、田布施町ではそういう事案というものがございましてでしょうか。

○議長（南 一成議員） 惠元学校教育課長。

○学校教育課長（惠元 朗夫君） お答えいたします。学校における認知といたしまして、いじめにつながる可能性がある事案というのが認知しているというふうなことでございます。

○議長（南 一成議員） 高月議員。

○議員（7番 高月 義夫議員） まだそのいじめという形ではないのかなという今の御答弁でございました。今、全国ではいじめの件数68万1,948件、重大事態というのが923件であります。そのうち小学校のいじめが55万1,944件。この小学校の中でも、私は驚いたんですけども、最もいじめの多い学年というのが、小学校2年生、次が3年生、その次が1年生ということでございます。低学年に偏っているというところも、やはり肝に銘じて、いろいろ接しなければいけないというふうに思います。そういった問題もあって、国はSOSの出し方に関する教育を推進するというふうなことであります。田布施町では子ども達に、どのようなSOSの出し方に関する教育をされていますか。

○議長（南 一成議員） 惠元学校教育課長。

○学校教育課長（惠元 朗夫君） お答えいたします。まず日頃からの呼びかけや県からのリーフレットの配布のときに、道徳の時間や学活の時間での呼びかけ、生活アンケートや学期末懇談会や家庭訪問などで、そういったことの教育というふうなお知らせ等を行っておるようなことでございます。

○議長（南 一成議員） 高月議員。

○議員（7番 高月 義夫議員） 特に授業内では、というようなことではないのかなというふうに、今お聞きして思いました。自殺者というものです、自殺者も昨年2万1,881名、そのうち小学生17名、中学生が143名、高校生で348名、大学生専門学校生を含めた全ての学生総数で1,063名もの尊い命が、昨年1年間に失われておるわけでございます。そういったことも考えると、非常にこの教育の大切さということを痛感いたします。

また、厚労省のまとめた令和4年度人口動態統計月報年計の概況では、10歳から39歳までの年齢別死亡は、死因のそれぞれの1位が自殺となっております。私もこれは驚きました。あまり報道されていないことであるわけですが、大きな社会問題だと痛感しております。小学校、学生のみならず、これは社会人にも必要なSOSを発信する教育ということではないかな、というふうに思いますし、逆を返せば、その発信したSOSをしっかりとキャッチできる一人一人になっていかなきゃいけない、そういう社会になっていかなきゃいけないんだということを思います。自分一人で悩まず人に頼ってもいいんだよという学び、これは学校教育だけでなく、社会教育でも行うべきだと感じていますが、いかがでございましょうか。

○議長（南 一成議員） 鳥枝教育長。

○教育長（鳥枝 浩二君） 御指摘をいただきましたいじめ、不登校、共通する課題もあるんじゃないかなというふうに受け止めております。特に議員さん御指摘されたこと以外にも、例えば気軽に何でも相談ができる学校居場所とか、そういう雰囲気为学校の中で作っていくことが大切です、家庭ともよく連携が図られて、情報が相互に流れるということも大切だと思います。

なおSOSの声を出すということにつきましては、5、6年前からスクールカウンセラーによって、全ての小中学校で1時間以上、子どもたちに嫌なことは嫌と言える、あるいはやめてほしいときにはやめてってと言える、そういう力をつける授業、学習を行っておりますし、同時に教員も参加しております、教員としてはそれを見抜ける、SOSのサインだということを見抜けることを学習する、そういう、心理教育プログラムというんですけれども、これを現在実施しているところでございます。

○議長（南 一成議員） 高月議員。

○議員（7番 高月 義夫議員） ありがとうございます。ぜひとも、このSOSの出し方の教育です、ね、しっかりやっていただきたいと思います。

それとあと最後に一つほどお願いがございます。今、中学校で学校にはいけるけど教室にいけないお子さんたちが、別室で個別に学習をしていらっしゃいます。私も家庭教育支援チームの一員として、たまにしかいけないんですけれども、その中学校の見守りということで行かせていただいておりますけれども、その部屋にはエアコンがないんです。夏に冷風扇というバカでかい機械が入れてはいただいておりますけど、音がうるさくて、この子たち勉強できるかなというような思いでありました。ぜひなんとかその部屋にエアコンを入れていただけたらなということをお願いして、1問目の質問を終わらせていただきます。

続きまして2問目に移ります。答弁は東町長にお願いいたします。

移住定住どう取り組むかについてです。現在、田布施町の人口は11月末現在、1万4,357人です。毎年200人前後のペースで減少しています。これは多くの自治体が直面している喫緊の課題であります。その克服に、移住定住政策を一生懸命取り組まれております。田布施町では、令和7年度までの第6次総合計画基本目標6、にぎやかで活力のあるまちづくりの中に、移住定住の促進が挙げられています。主要施策として、UJIターン希望者への情報提供や地域おこし協力体制の活用、空き家バンクの活用、住宅取得支援事業や町内に住む若い人の交流イベントの開催など、地域に若い人が集まるきっかけをつくるなど挙げられています。そこで、現在までの取組とその問題点を洗い出し、さらなる移住定住施策の推進へ向け、関連する事項を尋ねます。

- 1、移住定住施策に関わる部署と担当職員数、移住定住世帯の推移は。
- 2、田布施U J I 推進協議会の構成員及び年間予算と今後の活動は。
- 3、移住体験暮らし、今年の状況は。
- 4、現在の町内の空き家数と居住に使える建物の数は。
- 5、近年住宅取得支援事業の利用件数及び町外からの世帯数は。

以上でございます。お願いいたします。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） お答えをいたします。

まず、1点目の移住定住施策に関わる部署と担当職員数、移住定住世帯数の推移は、についてでございます。

移住定住施策に関わります部署といたしましては、移住推進協議会、空き家バンクについては経済課が所管しており、担当職員は、主幹と副で2名でございます。また、住宅取得支援事業については、企画財政課が所管しており、同じく主幹と副担当の2人で対応いたしております。さらに、特定空家に関しましては、建設課が所管しており、同じく主担当と副担当の2人で担当いたしております。

移住定住世帯の推移でございますが、令和に入ってから町で把握できる範囲で申し上げますと、農業関係1世帯、漁業関係1世帯、地域おこし協力隊2世帯で、空き家バンクについては、平成27年から現在までで21世帯となっております。

2点目の田布施I J U推進協議会の構成員及び年間の予算と、今後の活動についてでございますが、田布施I J U推進協議会の構成員は現在9名で構成されており、商工会、農協、漁協、観光協会、地域おこし協力隊、U I J ターン者、移住定住事業に関係する経験を持つ方、そして行政関係者等で組織されております。今年度の予算は71万6,000円で、活動内容といたしましては、山口県への移住定住に興味・関心を持つ方々が、移住するために必要な情報を入手し、円滑な移住ができるよう、「住んでみいね！ぶちええ山口」県民会議が主催の福岡県で初開催された「YY！ターンセミナー」に参加し、田布施町お試し農業移住体験ツアーPRのため、田布施町のブースを開設いたしました。

また、漁業就業を希望されている若い意欲的な人材と、担い手の面談の場として、山口県漁業就業者支援フェア2023に田布施漁協と参加いたしております。その後、1名の方が田布施漁協で開催されました3日間の体験研修に参加されましたが、移住、定住には結びつきませんでした。

さらに、東京都日本橋にございます山口県のアンテナショップ、おいでませ山口館において、周



南地域地場産業振興センター、周南市、下松市、光市、田布施町の主催で、第9回周南地域うまいっちゃんフェアを開催いたしました。本町からは3種類のいちじく、いちじく外郎、梅サイダー、梅肉エキス飴の販売や、観光パンフレット、移住パンフレット、たぶちゃん貯金箱のペーパークラフトなどでPRをし、期間中、大変多くの方々の御来場いただき、食や地域の魅力の情報発信ができたところでございます。

3点目の移住体験暮らし、今年の状況は、についてでございますが、本町では、前年度、IJU推進協議会と就労支援機関で構成する田布施町担い手育成総合支援協議会との合同で、お試し農業移住体験ツアーを開催いたしております。内容といたしましては、移住就農を希望される方を対象に、田布施町の特産作物であるイチジクや農業法人での作業体験、町内の案内から地域おこし協力隊との連携した移住座談講談を行っております。今年の状況につきましては、8月と9月に合計2回開催し、町外から3組、延べ6名の参加がございました。

4点目の、現在の町内の空き家数と住居に使える建物数についてでございますが、現在は空き家の調査を行っておりませんので、現在の空き家の数といったものはお答えできませんが、平成27年に各自治会長さんに調査をお願いした時点で、おおむね1年間以上管理されていない空き家数は約250戸ということでした。

5点目の、近年の住宅取得支援事業の利用件数及び町外からの世帯数は、についてでございますが、令和に入ってからで申し上げますと、令和元年が33件で、そのうち町外の方が12件、令和2年度が22件で、町外10件、令和3年度が21件で、町外14件、令和4年度が24件で、町外8件となっております。

以上でございます。

○議長（南 一成議員） 高月議員。

○議員（7番 高月 義夫議員） ありがとうございます。今日は人事とか職員数とかいうような質問が各議員から出ておまして、なかなか言いにくいところではございますが、移住定住というのは、本当に未来に向けての大事な施策だというふうに私は思っております。これからの町を見据える担当部署、担当部署とすれば、地域化、経済化の地域推進振興係ということになるかと思いません。地域振興係、主な事業は本当に多岐にわたっております。地域振興、まちづくり、企業誘致、移住定住、商工水産、観光、消費者保護、労働、交通というふうな業務を行っていらっしゃるということでもあります。本当にそういった中で、今、地域振興係は4名の方が当たっておられますけれども、かなり無理をされているんじゃないかなということも感じるところであります。もう一度、今日各議員さんからお話出ておりましたけれども、そういう人員の配置というものもしっかりお考

えいただいて、無理のないように一人一人がウェルビーイングを保てるような日常の業務になっていただきたいなというふうに思っております。

本当に、この移住定住、先ほどの答弁の中にも、田布施U J I 推進協議会についてお聞きしましたけれども、この協議会、実はホームページ確認しますと、2019年で止まっております。お知らせ、新着情報というのも2019年が最後でありまして、これはどうなのかな、というふうなことを思うわけでありまして、今、ご答弁では、福岡のほうでもされたということでありまして、そういった情報というのは、漏れなく、やはり出して告示すべきであると、せっかくやるのであれば、告示すべきだというふうに思います。もしやらないのであれば、もうこういうホームページでなくした方がいいのではないかなと。田布施町にとってイメージダウン、見る人にとっては、ここは何も更新しない、本気ではないんだなということを見て取られるような状況になろうかと思いません。そういったことをしっかりと踏まえていただきたい。

また、U J I 推進協議会については、窓口が経済課内というふうに記載されているわけです。電話番号も経済課の電話番号であります。これはどうなのかというふうなことでありまして、ホームページを見、また、それを見た方がどう感じるか、そういったことも踏まえて、ちょっと見直しをしっかりとやっていただきたいというふうに思っております。いかがでございましょうか。

○議長（南 一成議員） 山中経済課長。

○経済課長（山中 浩徳君） 貴重な御意見、大変ありがとうございます。

推進協議会につきましては、事務局が経済課ということですので、経済課内にさせていただいております。

実は、当初は「おいでえ」、観光協会がございましたので、そちらが実は事務局の電話番号にしておったんですが、空けることもあるということになりますと、やはり経済課が所管しておるということで経済課にさせていただいております。

今、いろいろと御意見をいただきましたが、それは、見直すところは、ぜひ見直していきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（南 一成議員） 高月議員。

○議員（7番 高月 義夫議員） ぜひお願いしたいと思います。

さらに、「おいでえ」、お試し住宅であります。以前も一般質問でほかの議員さんから質問がございました。他の自治体、例えば平生町、1泊1,000円、最長30日までというふうになっております。田布施町は1泊2,000円。安い、高いと言えは高い。平生が安いかということ、多分、全国

のスタンダードが1,000円ぐらいというふうなことだというふうに思うわけであります。

さらに言うと、平生町の体験宿泊予約というのが、10月、11月、ほぼ埋まっております。今月も既に半分以上埋まっている状況であります。この差というのは一体何なのかということであります。そこを、多分、ひも解いて原因を究明しないと、田布施町はよくなるまいだろうというふうに思うわけであります。そういったこともしっかりと踏まえて改善をしていただきたいと思えますけれども、ちょっとその所見をお願いいたします。

○議長（南 一成議員） 山中経済課長。

○経済課長（山中 浩徳君） その件につきましては、以前、國本議員からも御質問がございました。早速、担当のほうに指示いたしまして、来年度からこの近隣に合わせたような形の中で、1泊1,000円がいいのか、2,000円がいいのか。今、本町は1人2,000円いただいております。お子様は無料でございますけれども、かなり高くなるというふうに思いますので、そこら辺は整理して近隣に合わせたいというふうに思っておりますし、また、利用期間につきましても、せっかく田布施に移住をする前の前提の宿泊というか、利用する場でございますので、その辺はまた考えてまいりたいというふうに思っています。

ただ、今、本町は旅館業法の許可は実はとっておりませんので、今、その辺に向けてもちょっと動いております。もし、旅館業法が取れるのであれば、新年度から、それも踏まえた上で、ぜひやっていきたいというふうに思っています。

それから、あと、平生町のホームページ、私も見させていただきました。確かに、利用状況、かなりいいと思います。内容については、まだちょっと確認しておりませんので、内容については、また確認したいというふうには思いますけれども、やはり、今、この情報社会の中で、インターネットが使えないというのは、少し不利だというふうに考えておりますので、これは経済課だけでなく、担当部署とも協議しながら、ちょっと前向きに、できるところから進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（南 一成議員） 高月議員。

○議員（7番 高月 義夫議員） ありがとうございます。これから移住定住、いろんな諸問題があります。今夏、上関のほうで勃発した問題というのも、移住定住には直結した問題であります。いろんな問題がありますけれども、町として避けて通れない問題ということでありまして、全町を挙げて、ぜひ、いい方向になるように取り組んでいただきたいというふうに思うわけであります。

そういった中で、この移住定住施策、推進するのに何がネックなのか、田布施町において何がネックだというふうに思われますでしょうか。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 移住定住、非常に言葉としては簡単なんですが、働くところ、生活ができるところ、高齢の方であれば年金でという、自然環境でということもあろうかと思いますが、子どもさんをお持ちの方でしたら教育とか、仕事の関係が一番かというふうに思います。

農業であればいろいろ支援もできますし、本町の場合は就農ということをして1つのメインにしておりますので、なかなか農業も、今は難しい状況でございますので、観光面でのお試し住宅であれば、非常に、それは満杯になるかも分らないのですが、本町の場合、観光という面で移住定住ということがなかなかできませんので、農業ということにしておりますし、子育てとか、教育環境ということで特化してやっていけばと思いますので、よそと同じことをやっちゃったんじゃ、結局、奪い合いになってしまいますので、移住定住、東京から引っ張ってくるのか、広島、福岡、この近辺から来ていただくのか、その辺のターゲットを絞ってやっていきませんか、国が一律的に言うような移住定住策というのは、やっぱり東京という大きなマーケットを主眼に置かれておりますので、そうすると、関東地域への移住定住の提言から見ると、山口に東京の方が来るというのは、非常に勇気のいることでしょうし、難しい。

考え方は、2つ住所があるという、完全に移住してくるというタイプでないような気がします。東京にもあるし、こちらにもあるしということ。特に、北海道とか、山形とか、スキーの関係で、スキーの時期は山形とか北海道に行っているけど、雪がなくなったら東京へ帰ってくるとか、そういうこともあります。なかなか本町の場合は、そういったポイントが言いにくいところで、年中同じようないい天候のところでございますので、難しいと思いますが、空き家とか、移住とか、難しいんですが、少し専門的なコンサルタントのような方を地域に入れて、職員だけで何ぼ頑張れといっても、通常の一定の業務を持ちながら、ウルトラマンじゃありませんので、なかなか難しいと思いますので、地域にいろんな専門的な考え方を持った方を嘱託として入っていただいて、掘り起こしをして、それを町のほうで使うというのが一番効率的なのかという気がいたしますので、今、指示いたしておりますので、どういった形ができるのか、また議会にも御相談したいというふうに思います。ありがとうございます。

○議長（南 一成議員） 高月議員。

○議員（7番 高月 義夫議員） ただいま町長より民間のと言いますか、提案もというお話がございました。非常に楽しみにしております。ぜひ強力に進めていただきたいというふうに思います。

移住定住というのは、多分、まちづくりがしっかりしてくると増えてくるものだというふうに私自身は思っております。移住定住者で一番気になるのは住のほうかな。働くというのは、もちろん

の話ではあるわけですがけれども。

先ほど、住、空き家ということで調査が最近できていないので分からないというお話でございました。ぜひ調査をしっかりとさせていただきたいというふうに思います。調査も居住ができるのかどうなのか、直す場所があるのか、ないのか、そういう細部にわたって調査をして、移住希望者の方に提案ができるような状況にさせていただきたいというふうに思うわけであります。全町でやるという、なかなか大変であります。地域を限定してやるとか、そういういろんな方法があるかと思えます。いかがでございましょうか。

○議長（南 一成議員） 吉藤建設課長。

○建設課長（吉藤 功治君） お答えします。

調査を行うこととなると、前回調査のように、自治会長さんのほうに結構な御負担をおかけすることになるかと思えます。現在、建設課のほうでは、空き家の近隣の住民からの連絡により、特定空き家等に該当するかどうかという調査に追われておりますので、戸数調査については、今後、検討していきたいと思えます。

○議長（南 一成議員） 高月議員。

○議員（7番 高月 義夫議員） 多分、町だけでやろうとすると、難しいのかというふうに思います。先ほども町長もおっしゃられたように、民間活力を利用して、そういうものを掘り起こしていただけたらというふうに思うわけであります。多分、そういうことをしっかりクリアしていかないと、移住定住になかなか結びついていかないということだというふうに私自身は認識をしております。

今日、質問した子育て支援、それから、この移住定住、多分、関連したことなのだというふうに思います。いろんな意味で、まちづくりがしっかりしてくると、こういう2つのことってだんだんクリアしてくのかというふうに思うわけであります。そういった意味で、今、子育て支援、非常に田布施町では力を入れて取り組んでいただいております。大変ありがたく思っております。

その子育て支援、よく事例で出てくるのが兵庫県明石市であります。手厚い支援ということ、今現在、10年連続人口増というようなことが続いておりますけれども、よく聞くのは、お金がある自治体だからできるというお話をよく聞きます。ただ、今年、泉元明石市長から直接いろいろお話を聞く機会がございました。そこでお聞きしたのは、やはり、子育てを、思い切って子どもを核としたまちづくりに予算をシフトして取り組んだ成果ということをおっしゃっておられました。子どもを本気で応援すれば、町も元気になるんだということをおっしゃっておられたわけでございます。

何を優先するか。予算にはマスト (m u s t) とベター (b e t t e r)、メイ (m a y)、ドン

ト (d o n' t)、この4つがあるんだと、これを徹底的に仕分けを明石市ではやったということをおっしゃっておられました。マスト (m u s t) はやらなければならない事業、ベター (b e t t e r) はやったほうがよい事業、メイ (m a y) はやってもやらなくてもよい事業、ドント (d o n' t) はやらなくていい事業、この4つをしっかりとやっていったときに、何らかの資金というのは出てくるんだということをおっしゃっておられたのが、すごく印象に残っております。

やはり予算組というのは、なかなか、今までこういう予算をつけていたから、今年もこれはつけんにゃいけんというような予算というのがあるかと思うわけですがけれども、前例主義的なことではなくて、やはり一度しっかりと立ち止まって見直しをかけるということも、予算面では必要なことだというふうに感じております。そういった意味で、何を優先するかということもしっかりやっていかなければならない。

今、変わっていかないと、人口推計を見ますと、13年後の2040年には、田布施町の人口1万1,029人、人口の2.3人に1人が65歳以上の高齢者ということになってまいります。生産年齢人口の比率は1:1.1であります。ほぼ、青年、壮年、中年世代、1人が65歳以上の高齢者を支えるという社会に突入してまいります。変わるのであれば、今であるというふうに私自身もすごく思っている、認識しているところであります。

ぜひとも、これから来年度、様々な計画があろうかと思えますけれども、今の田布施町に何が必要かということ、もう一度しっかりと練り直していただいて、私たち議員もそういう目でしっかり見ていかなきゃいけないということを感じております。

非常に、今日、いろいろ御答弁いただきました。次へ向けてのいろんな施策等もお話いただきましたけれども、ぜひとも町が今の子どもたちをしっかりと大切にして、核となる町となるように、みんなで取り組んでいきたいというふうに思わせていただいております。どうぞよろしく願いいたします。

以上で私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（南 一成議員） 以上で、高月義夫議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（南 一成議員） 次に、松田規久夫議員。

○議員（4番 松田規久夫議員） 一般質問の事前通告の質問事項に、あれについて、質問要旨、ここにはあれを尋ねますが、町長、あれはどうなっちゃうんですか。町長の回答は、あれについてお尋ねですが、あれはあれですいね、過去のあれのような事案ですいね。職員にあれについて、あれするように指示しております。

これで質問1件終了です。本当に便利な「あれ」です。

昨日は、駅伝大会でした。本日の最終ランナーです。ウォーミングアップに気分転換をしてみました。

それでは、今からあれを始めます。

新型コロナ対策の振り返りについてと題して、町長、教育長に一問一答で3問しますので、よろしくをお願いします。

住民の安心・安全を守るため、役場組織一丸となり感染症対策に対処したと言える。初めての経験で戸惑う場面もあったと思うが、職員一同頑張ったと思う。様々な住民組織の協力もあり、対策実施が可能となった案件もあったと思う。コロナ患者の生活環境には差があり、一律の対応は困難で、また、苦情等で苦労した職員もいたであろう。患者の発生から感染症が5類となるまでの約3年間の振り返りをお尋ねします。

1、補助金で町の予算は2から3割増となったが、使途は適正であったか。その効果はどうか。

2、今、政府は異次元の子育て対策と言っているが、子育てに関してはどうか。

3、感染症対策として約3年間の総括はしたのか。また、その結果はどうであったか。

4、ワクチン接種はどのように推移したのか。無料化の今年度の予想はどうか。

5、集団となる学校、幼稚園、保育園の子どもへの対応で困難なことは何であったか。

以上、お尋ねします。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） お答えいたします。

まず1点目は、新型コロナウイルス感染症対策での補助金の使途は適正だったかどうか、また、効果についての御質問でございます。

国からの補助金等につきましては、会計検査院による検査も受けることになっております。また、今回の一連の新型コロナ関係の交付金につきましては、令和4年1月に山口県と県内14市町において、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を中心とした検査が行われ、本町におきましても2名の調査官が来庁され、調書を基に各担当者と対面による検査が実施され、特に指摘を受けた事業はありませんでした。

効果についてでございますが、令和2年度から令和4年度まで、交付金を活用して感染防止のための施設整備や商品券の配布等の給付事業を中心に、多岐にわたる事業を実施し、全体で6億円を超える事業実績となっております。これら一つ一つの効果を検証することは、様々な見方もありますので難しいと思いますが、本町におきましては、感染拡大の中でも行政機能を維持することがで

きましたし、住民生活にも大きな混乱は起きず、多くの町独自事業によって、地元経済の下支えや住民の皆様の生活支援にも一定程度貢献できたのではないかと考えており、事業の趣旨や目的は達成できたと考えております。

2点目の子育てに関してでございますが、国の交付金や補助金を活用し、保護者への現金給付や保育所、児童クラブ施設の継続した開設のため、感染対策に必要な物品の購入やトイレ、屋上防水改修などの保育園環境衛生整備などを実施いたしました。

また、新型コロナの影響により、子育てに大きな負担がかかっていたことから、その負担を軽減するための令和2年度における児童クラブ利用児童保護者に対する昼食費の補助、お弁当サポート事業や独り親世帯への現金給付、令和3年度、4年度におけます子育て世帯への商品券の配付・支給、国の補助事業で行き届かない子育て世帯への給付金の拡充など、経済的負担の軽減の取組を行いました。

経験したことがない感染症に直面し、そのような中においても、子どもの安心・安全、子育て世帯への迅速な経済的支援や負担の軽減、子育て支援を担う施設や職員への支援など、交付金などを活用して適切に子育て支援施策を実施し、効果は上げられたものと考えております。

次に、3点目の感染症対策として3年間の総括はしたのか、また、その効果は、との御質問でございますが、町内で初めての感染者が確認された直後から、山口県や庁舎内の部局相互、関係機関とで情報を詳細に交換し、新型コロナウイルス感染症の5類移行が決まる直前まで感染動向を把握し続けることができたことなどが、急激な感染拡大を防ぐことができた1つの要因だと考えております。この間、職員や関係者には大変御苦勞もかけましたが、施設の閉鎖決定や消毒なども迅速に対応できたと考えており、そういった面では大変評価をいたしております。

4点目のワクチン接種の推移と無料化の今後の予想についてでございますが、転入転出による増減や対象年齢につきましても当初から変動し、接種者数と分母となる数値が常に変わってまいりますことから、およその目安とするため、分母を1万4,000人として11月末の接種者数で比較した場合、1回・2回目の接種者は約9割ありましたが、3回接種が8割弱、4回接種が6割弱、5回接種が約4割、6回接種になりますと3割弱とあって、回数を追うごとに減少してきております。7回接種は現時点で15%となっております。

現在、申込者の数は減ってきましたが、無料のうちの駆け込み需要は、あるものではないかとも思っております。

無料接種は今年度末までとなっており、来年度からは通常の定期接種となります。詳細がまだ示されておりませんので、自己負担額はまだお示しできませんが、情報が入り次第、周知を行いたい



と考えております。

5点目の幼稚園、保育園の対応で困難なことにつきましては、感染症に伴う濃厚接触者の対応、休園の判断、保護者への連絡、感染症園児の名簿管理、職員のシフト編成、施設の消毒、机のパーティションの設置等がございました。

特に、感染対策への対応では、当初は、国や県の通知等により、利用制限の枠組みを作り、保護者や保育園・児童クラブの運営を担う方々の御理解をいただきながら、子どもの安心・安全を確保してまいりましたが、日々刻々と変わる状況に、かろうじて対応してきたという感じもあります。

その後、新型コロナウイルスの変容に伴い、制限緩和の動きとなったとき、国・県の通知を受けながらも、子どもを預かる立場として、直ちに緩和していく問題でいいのか、慎重な判断が求められた場面もありました。

このような感染症への対応、特に、制限緩和をする場面で、そのスピードと範囲については、1つの正解があらかじめ用意されているものではないように思います。今回の対応を資料として残し、今後の生きた参考資料として役立てられるように、努めてまいりたいと考えております。

○議長（南 一成議員） 鳥枝教育長。

○教育長（鳥枝 浩二君） 5点目の学校における子どもへの対応に関してお答えをいたします。

令和2年から感染が広がった新型コロナウイルス感染症対策につきましては、基本的には、国や県から示された、新型コロナウイルス感染症対策に関する衛生管理マニュアル及び学校における新型コロナウイルス感染症対策対応ガイドライン等を踏まえて、新しい生活様式の実践、3密の回避、十分な換気、手洗いや手指消毒、会話時のマスクの着用、共用部分の消毒作業などの基本的な感染症対策に取り組んできたところであります。

とりわけ、感染拡大の時期におきましては、保健所等の関係機関や保護者と連携を図りながら、速やかに陽性となった児童生徒を把握するとともに、濃厚接触者の有無を確認したり、必要に応じて迅速に消毒作業を行うなど、感染拡大やまん延防止に向けた対応やクラスターの発生を防ぐ対策に苦慮したところであります。

また、感染拡大防止の対策等により、小中学校では臨時休業や時差登校を余儀なくされ、この間の学習の学びを保障していくことが大きな課題となりました。併せて、感染が確認された児童生徒等に対する差別や偏見等が生じないよう指導の徹底にも努めてまいりました。

さらには、校内においては、一定の距離を保ちながら学習や活動をしたり、給食時は黙食を実施したりすることになりました。また、ほとんどの学校行事が中止、縮小となるなど、児童生徒にとって、学校生活の中で我慢を強いられることも多く、学校生活に対する充実感を損なうことのない

よう、努めて新たな活動を考えたり、代替となる取組を工夫したりしてきたところであります。

なお、今年の5月8日から感染症法上の位置づけが5類感染症に変更されたところではあります  
が、今後も基本的な感染対策には引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（南 一成議員） 松田議員。

○議員（4番 松田規久夫議員） 先月、町の広報と一緒にコロナウイルスワクチンの接種のお知らせという形で、こういうパンフレットが各家庭に届きました。これを見ますと、平日の月曜から木曜には、もう予防接種はしない。そして、コールセンターは御用納めをもって閉鎖するというお知らせで、町長の回答には、今のところ、今年度15%程度接種が、一、二回目は9割、これが8割、どんどん下がって、今は無料でも15%程度ということですから、駆け込み需要も期待できるかも分かりませんが、そんなに数字は伸びんのじゃないかと。もう、意識として、コロナも従来のインフルエンザも大差ないという、そういうふうな状況、みんなの考えの思いじゃないかと思えます。

このような中で、来年以降のコロナ対策と言いますか、インフルエンザ対策と言いますか、町のほうは、どのような予防対策というのを計画されていますでしょうか。

○議長（南 一成議員） 寶城健康保険課主幹。

○健康保険課主幹（寶城 和之君） お答えいたします。

令和6年度以降につきましては、コロナワクチンのほうも定期接種、インフルエンザと同様の扱いになるということでございますので、コロナとしての特別な対応というのは終了するものだろうというふうに考えます。

インフルエンザにつきましては、やはり秋、冬に大流行期を迎えますので、その時期に心配な方はマスクをされるなりというふうな対応を各自でやっていただく、ということになるかというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（南 一成議員） 松田議員。

○議員（4番 松田規久夫議員） それでは、5項目で質問しました集団となります学校、保育園、幼稚園で、教育長のほうから、コロナについては、クラスターの発生を防ぐことに大変苦慮したという回答がありました。

それと、また、今日も何名かの方が不登校とか、そういう質問もされましたが、コロナが大きな偏見とか、あるいは差別につながるようなことがあっちゃいけないということで、学校、幼稚園、保育園、職員、教員の方、大変苦勞されたんじゃないかと思えますが、来年以降のインフルエンザ、

コロナに対する、集団となります学校、幼稚園、保育園についての対策というのは、コロナが収束した、5類となった今の状況を引き続いて、また来年度以降もやっていかれるというふうに思っておれば、そういうふうに考えておればいいのでしょうか。

○議長（南 一成議員） 惠元学校教育課長。

○学校教育課長（惠元 朗夫君） それでは、お答えしたいと思います。

議員おっしゃられるとおりのような感じなんですけど、令和5年の5月8日以降に実施している対策と同様のこととなるんですが、来年度以降も、基本的な感染対策の考え方といたしまして、マスクの着用は個人の判断、手洗い等の手指衛生、教室等の換気、3つの密、密閉空間、密集場所、密接場面の回避、人と人との距離の確保、そのようなことを引き続いて実施していくようにと考えております。

また、新型コロナウイルスの出席停止の扱いにつきましては、季節性インフルエンザと同様の扱いと現在なっております。

以上でございます。

○議長（南 一成議員） 松田議員。

○議員（4番 松田規久夫議員） 子どもたちへの指導ですから、大変苦勞される面もあると思いますが、現在と同じような感じで来年以降も進めていかれるというふうな、そういう思いで受け止めましたので、苦勞はあるでしょうが頑張ってもらったと思います。

このコロナに関しては、学校、幼稚園、保育園、そういう人が集まる場所、あるいは町役場の職員、みんな一丸となり、私はよく頑張ったというふうに評価しております。また、数字的にも、税や保険料の徴収率が非常に、コロナに関わらず高い数字を維持しております。この数字は、本当に頑張った、頑張っている証拠だというふうに捉えることができます。

ですが、このコロナで日本経済と言いますか、地方経済も随分落ち込んでおります。それに輪をかけたように、ウクライナあるいはパレスチナで戦争があって、原油をはじめとする資源高の影響で、今、インフレが始まってきたんじゃないかという、こういう時期ですが、この12月ですから、来年以降の予算、町の財政に、インフレ対策というふうなことは考慮された予算を作成されるのでしょうか。

○議長（南 一成議員） 山田企画財政課長。

○企画財政課長（山田 浩君） 価格高騰に関しては、特には入れておりません。原油高と燃料等の値上がり、さらなる値上がりということも考えられないこともないんですけども、現状、今の状況としては、令和5年度の決算見込みをベースに要求するようにと、燃料についてはそういうふ

うに思っております。

○議長（南 一成議員） 松田議員。

○議員（4番 松田規久夫議員） 従来と同じような感じで電気料、あるいはガソリン代等の値上がりを配慮した予算の枠組みをするというふうな形でしょう。

私は、この質問を、振り返りの質問をした、これには、1つの思いがあるんです。財政的には町の予算決算、単年度ですから、今を見とけばいい、足元だけ見とると。もしくは今年度を見とるというふうな感じで、将来を見るのであれば、事業計画なり、あるいは将来の推進計画とか、そういうもので3年、5年先、長くて10年という形で将来を見られますが、今年度の1年の過去は見るが、2年前、3年前という、ずっと過去から今に続いてきているというふうな、こういう見方っていうのが、どうしても単年度決算ですから、町の職員には、連続して過去から振り返って今を見るというあたりの発想というのが、乏しいんじゃないかという思いが強かった、そういう関係で、この予算を作る、コロナが収束した6月議会でこの質問をせずに、12月まで待ってこの質問をしたのは、足元だけ見るんじゃなくて、やはり過去も見んにゃいけん、過去を見て、現在を見て、将来を見るんだという、職員にも意識というのを持ってもらいたいからこの質問をしたんです。

また、財政について聞くんですが、今後、国・県からの補助金のカットの可能性が、コロナで国の財政も大きな借金を作って大打撃を受けていますから、来年度予算の編成というのは、ひょっとしたら、補助金削減があるんじゃないかというあたりを考慮して作られるかどうか、というのをお聞きします。

○議長（南 一成議員） 山田企画財政課長。

○企画財政課長（山田 浩君） 今、補助金という言葉でございましたけれども、いわゆる国庫補助金とかということではなくて、私どもが予算編成で一番心配するのが、地方交付税の関係でございます。

これにつきましては、今のところ、12月、大体、来年の地方財政対策というのも国のほうで出ておりますので、急にカットされるとかということはありません。財源については、維持されるということでございますので、そこら辺の影響の考慮はしておりません。

国庫補助金とかっていうと、建設工事の兼ね合いになりますので。

以上でございます。

○議長（南 一成議員） 松田議員。

○議員（4番 松田規久夫議員） 1問目の最後の質問にしますが、コロナで振り返ったことを、住民のみんなに宣伝の意味も込めて、田布施町としてこんなことをした、あんなことをしたというこ

とで、住民に、職員は本当に頑張ったというふうに私は思っているんですが、そういうアピールを兼ねて、町の広報紙に振り返った結果をみんなに、住民に周知するというふうな、そういうことをされる計画はありませんか。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 私もホームページを何回直したか分かりませんし、刻々と変わっていきま  
すし、ひどいときには毎週のように国の考え、県の考えが変わってきて、ホームページもどうやっ  
て作るかという時期もありましたし、今は落ち着いてきておりますが、それを整理すると、非常に  
複雑で、町がやってきたこと自体を振り返っても、非常にたくさんの事業をやってきましたが、議  
員の皆さん方にも感じておられますが、国からお金が来て、町が事業をやって払う、また国から来  
る、払うという、通常、こういった施策には考えられないような、その場のぎと言ったら国にも  
大変御無礼でございますが、その場の対応で施策がどんどん変わってきて、現場は非常に苦労した  
というのが実感でございます。

議員おっしゃれましたように、1回整理をして、町として残しておくということも、当然必要だ  
ろうと思いますし、私も、任期が始まってからずっとコロナとつき合ってきたような感じでござい  
ますので、私自身も、またそういった整理をして、資料として残せるようにしていきたい。それが  
町民の方へ提供できれば、また考えていきたいと思っております。ありがとうございます。

○議長（南 一成議員） 松田議員。

○議員（4番 松田規久夫議員） 最後の質問と言いましたが、町長が、今、国・県等からお金が下  
りてきて、またそれがころころ変わって、対処するのに大変苦労されたと、そういう実感を持って  
おられる、こういうふうな苦労したということを、僕は住民に知ってもらい、そういうのを広報に  
何かうまいこと載せてもらえんかというふうに。

町のみならず、役場職員が頑張っていてコロナ対策、感染症対策をやってくれたというふうに思っ  
ている人、多いと思いますので、苦労話を、実名でもいいですから載せてもらったら、おもしろい広  
報にもなるんじゃないかというふうに思っていて、この発言で2問目に行きます。

図書館の岸文庫、佐藤文庫についてと題しまして、町長、回答をよろしく申し上げます。

図書館には、岸文庫、佐藤文庫がある。御存じの人は高齢者に多く、スマホ世代の若い人は知ら  
ないように思う。岸文庫、佐藤文庫の読者は少数で利用は多くないが、田布施町にとって蔵書は貴  
重な財産である。当然、粗末には扱えないし、良好な管理、保存が望まれる。それゆえ、私には図  
書館スペースの2割程度が占有されていると思える。10月3日に図書保管庫、建物屋上、各種帳  
票、事務処理などを点検、視察した。この結果から2つの提案をしたい。

1、新たに保健センターが完成し、西公民館の事務室が空室となっている。エアコンもあり温度管理が可能なので、図書館分館としてはどうだろうか。

城南の吹田邸には、吹田文庫があると聞く。また、貴重な本を多数を持っておられる人も、後継者の問題で、町に寄附したい人がおられるかもしれない。広報紙で寄附を呼びかけ、図書館分館の宣伝をするのはどうか。

2、以前提案した川の駅。交流館、図書館エリアを文教地区として、萩市の明倫館を参考に、費用の削減が可能なプレハブ校舎を新築し、郷土館の展示物と文庫本を収納する。移転後の旧郷土館は、町の中心部にあり、契約は解除しなくても利用方法はあると思う。

2つの項目の提案をしますが、どちらかが実現すると私は大変うれしく思うんです。町長、回答をよろしくお願いします。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） お答えをいたします。

田布施図書館の文庫室で閲覧可能な岸文庫、佐藤文庫など、本町にゆかりのある人物の文献は、その御親族や県立図書館から譲り受けた貴重なコレクションであり、他の図書館では類を見ない、田布施図書館の大きな特色であり、強みと言えます。

文献を含めた関係資料は、文庫室にその一部が、誰でも手に取って見られるように、本棚に収めておりますが、大半は保管庫で保管がされております。若い方への認知度は高くありませんが、国立国会図書館にそうした資料がなく、田布施図書館にあることを知った、全国の歴史学者や研究者の方から問合せは多く、また、ほかの図書館へ貸し出すという頻度も増えてきております。

御質問の1点目は、西田布施公民館を図書館分館としてはどうか、ということですが、保健センターが新しく建て替わったことに伴いまして、これまで西田布施公民館内にあった保健センターの事務室は、現在は空き状態となり、今後の活用を今検討しているところでございます。

議員から御指摘の御質問のありました、図書館で所有している文献、または町民の方から寄贈される資料を、その事務室を活用し閲覧や保管する御提案については、地元、西田布施や町民の方が誇りを持ち続け、思いをはせることができる、大変有意義な活用とも思われます。

しかしながら、大変貴重な資料であるため、その管理・運用面に配慮した対応も求められます。

また、古い資料も多く、扱いも慎重に行われなければなりません。それ以上に、先ほど述べました、資料を基に調査研究に役立ていく図書館としての使命を果たすための体制整備も必要となります。現時点でも、図書館に学芸員を配置して対応すべきレベルの専門的分野ではございますが、公民館で一元的にレファレンスサービスが可能かなども検討を行う必要があると考えます。

2点目の郷土館の展示物と文庫本が収容できる施設の新設についてでございますが、現時点では、現在NTTからお借りしております施設で運営していく予定といたしております。

以上でございます。

○議長（南 一成議員） 松田議員。

○議員（4番 松田規久夫議員） 1点目の提案は、まあ、難しいと。それで2点目は、そういう考えはないと。というふうな形で、両方とも、まあ1点目は検討はされるか分かりませんが、なかなか実現には至らないだろうというふうな受け止め方をいたしました。

徳山市は、駅前に、駅前図書館として、いいものができました。柳井市は、商工の跡地に新しい図書館が計画されております。私、なぜ図書館が、その柳井も徳山も——あ、「徳山」と言うちやいけんのか。「周南」と言ったほうがええんですかね——新しくなったんだろうかという、その原因といますか、そこを考えたときに、新刊本がどんどん増えていきましたら、図書スペースが足りなくなると。

図書スペースを確保するには、3つの方法しかないというふうに思っているんですよ。まず、その既存の本を処分する。あるいは、図書スペースをつくるために図書館を増築する。もう一つは、新たな図書館をですね、大きな図書館を造ると。この3つしかない。

で、田布施町の財政では、増築も、新築も、難しいと思います。柳井市を見とったら分かるように、図書館の新築というのが表に出ました、その関係で市が、住民が二分されるような、そういう思い。図書館を利用している人間というのは、本の収納とか保管・管理という、そういう面よりも、実際に読むのに困ってないわけですよ。管理する職員サイドからいくと、もう現状のままじゃいかんという。だから、司書の方も本の管理には苦勞されているようですし、前の司書の方も、そういうふうなことを言われとったというふうなことを耳にしております。

今の図書館でそのスペースを空けるには、大量の本を捨てるわけにはいきませんから、そうした場合に、どうしたらスペースが空くかということで、まあ2割程度ぐらい岸文庫と佐藤文庫がスペースを占めているだろうから、それをどこかに移せば、図書館の蔵書能力が増大するという思いがあって、この2問目は提案したわけです。

10月3日に、その図書館の、まあ時間の関係があるから、その隅々までは見ていませんけど、屋上のほうへ上がったり、保管庫を見たり、日頃行けないようなところも、監査という形で点検させてもらいました。すばらしいと思ったのは、屋上に上がって、桜並木を見て、10月じゃなくてこれが4月の始めか3月の終わりなら、桜を見ながら、ここがビアガーデンで、ビール飲んだらね、うまいじゃろうなあというふうな、そういうふうな思いもしました。

いい場所に、文教地区として、本当にですね、町の中心に図書館があって、利用してもらいたいという思いで、何とか、新刊本もどんどん増やせるような、そういう図書館になったらいいなというふうな思いでおりますので、何か、現在ある図書館のスペースを増やすような、そういう方法を考えてもらったらという思いで、この2問目を終わります。

じゃあ、3問目の質問に行きます。

「公民館は新築せず小学校へ」と題しまして、町長、回答をよろしく申し上げます。

急激な少子化で、現在の出生数は年間約70人。10年後を考えると、希望的な数字でも50人程度となりそうである。

小学校、幼稚園・保育園の将来構想を9月議会で質問し、当面は現状のままとの回答を得た。統廃合について、住民と保護者の強い要望があれば、町の財政力の制約はあるが、可能な限り存続が望ましい。しかし、統合のハードルを乗り越えるのは、困難と思う。近い将来、避けて通れぬ話題だろう。現在の4校は、いずれ1校になるだろう。

麻里府公民館は、災害時の避難所となるので、予想される津波の高さ以上の高台に海岸から移転新築される。他の4地区の公民館は、小学校の近くにあるが、麻里府公民館同様に、公民館の更改が予想される。

中央公民館、麻里府公民館と新築だが、残り4地区の公民館は小学校に近いので、古くなった公民館は建て替えず、小学校に移転すべきである。新築という住民費用負担を回避すべきである。将来構想として、残り4地区の公民館は新築せず、各地区の小学校へ移転と明確にすべきと思うので、お尋ねします。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、お答えいたします。

学校の統廃合につきましては、令和5年9月定例会の教育長の答弁にございますように、当面は現行の4校をできる限り存続していく方向に変更はございません。いずれは、急速に進んでいく少子化に対して、一定の方向性を出さなければならない時期が来るものと考えてはおります。

また、老朽化した公民館の新築を行わず、小学校に移転してはどうかという御提案については、それも一つの案であるというふうに認識はいたしております。

しかしながら、麻郷公民館と城南公民館につきましては、建物内外のあらゆる劣化、特に既に故障しております特殊な照明器具の改修が喫緊の課題となっており、本来、建物自体の改築が望ましいところではございますが、現在は、改修工事による長寿命化対策を見据え、検討もしているところでございます。



こうした公民館の在り方については、様々な御意見もございますので、小学校の問題も含め、今後広く検討してまいりたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（南 一成議員） 松田議員。

○議員（４番 松田規久夫議員） 公民館の長寿命化を含めて検討していくということですが、なかなか、古い建物にお金を投入しても、新築並みには、大金を投入しても新築並みにはなりません。

それで、建て替えが無理で、その安心、安全の、人命にも影響があるようなことがしばしば発生するようであれば、私は、小学校の児童がいなくなってから公民館機能は学校へ移転するのが、児童の安全対策を考えた場合に、一番のいい方法だろうと思うんですが、公民館の建物が、小学校の児童がいなくなるまでに、その公民館がもたないということになれば、少子化で教室が、小学校は空いているわけですから、安全対策も考慮して、学校と公民館が併存するというふうな方法もですね、検討を、まあ早急には必要ないでしょうが、将来的には、子どもと一緒に学校に、公民館と学校機能があるというふうな、こういうことも検討される必要があると思います。

この提案をしまして、本日の私の一般質問は終わります。ありがとうございました。

○議長（南 一成議員） 以上で、松田規久夫議員の一般質問を終わります。

以上をもちまして本日の会議を終了し、明日は午前９時から会議を開き、引き続き一般質問から行いますので、定刻までに御参集をお願いします。

本日はこれをもって散会いたします。

（ベル）

午後４時４１分散会

---

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 南 一成

署名議員 西本 篤史

署名議員 神田 栄治

議事日程(第2号)

令和5年12月12日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 一般質問
- 日程第3 議案第64号  
令和5年度田布施町一般会計補正予算(第6号)議定について
- 日程第4 議案第65号  
令和5年度田布施町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)議定について
- 日程第5 議案第66号  
令和5年度田布施町介護保険特別会計補正予算(第2号)議定について
- 日程第6 議案第67号  
令和5年度田布施町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)議定について
- 日程第7 議案第68号  
令和5年度田布施町下水道事業会計補正予算(第1号)議定について
- 日程第8 議案第69号  
田布施町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について
- 日程第9 議案第70号  
田布施町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
- 日程第10 議案第71号  
田布施町空家等対策の推進に関する条例の一部改正について
- 日程第11 議案第72号  
田布施町職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例の一部改正について
- 日程第12 議案第73号  
田布施町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第13 議案第74号  
町長等の給与に関する条例の一部改正について

- 日程第 1 4 議案第 7 5 号  
田布施町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について
- 日程第 1 5 議案第 7 6 号  
田布施町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第 1 6 議案第 7 7 号  
田布施町保育所条例の一部改正について
- 日程第 1 7 議案第 7 8 号  
財産の無償貸付について
- 日程第 1 8 議案第 7 9 号  
田布施町のんびらんど・うましまの指定管理者の指定について
- 日程第 1 9 議案第 8 0 号  
田布施町地域交流館の指定管理者の指定について
- 日程第 2 0 議案第 8 1 号  
たぶせ特産加工センターの指定管理者の指定について
- 日程第 2 1 議案第 8 2 号  
小行司特産加工センターの指定管理者の指定について
- 日程第 2 2 議案第 8 3 号  
田布施町心身障害者福祉作業所の指定管理者の指定について
- 日程第 2 3 陳情第 1 号  
「刑事訴訟法における再審規定の改正を求める意見書」の国への提出を求める  
陳情書
- 日程第 2 4 陳情第 2 号  
「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書

---

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 一般質問

- 日程第 3 議案第 6 4 号  
令和 5 年度田布施町一般会計補正予算（第 6 号）議定について
- 日程第 4 議案第 6 5 号  
令和 5 年度田布施町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）議定について
- 日程第 5 議案第 6 6 号  
令和 5 年度田布施町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）議定について
- 日程第 6 議案第 6 7 号  
令和 5 年度田布施町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）議定について
- 日程第 7 議案第 6 8 号  
令和 5 年度田布施町下水道事業会計補正予算（第 1 号）議定について
- 日程第 8 議案第 6 9 号  
田布施町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第 7 0 号  
田布施町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
- 日程第 1 0 議案第 7 1 号  
田布施町空家等対策の推進に関する条例の一部改正について
- 日程第 1 1 議案第 7 2 号  
田布施町職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例の一部改正について
- 日程第 1 2 議案第 7 3 号  
田布施町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第 1 3 議案第 7 4 号  
町長等の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第 1 4 議案第 7 5 号  
田布施町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について
- 日程第 1 5 議案第 7 6 号  
田布施町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第 1 6 議案第 7 7 号  
田布施町保育所条例の一部改正について

日程第 1 7 議案第 7 8 号

財産の無償貸付について

日程第 1 8 議案第 7 9 号

田布施町のんびらんど・うましまの指定管理者の指定について

日程第 1 9 議案第 8 0 号

田布施町地域交流館の指定管理者の指定について

日程第 2 0 議案第 8 1 号

たぶせ特産加工センターの指定管理者の指定について

日程第 2 1 議案第 8 2 号

小行司特産加工センターの指定管理者の指定について

日程第 2 2 議案第 8 3 号

田布施町心身障害者福祉作業所の指定管理者の指定について

日程第 2 3 陳情第 1 号

「刑事訴訟法における再審規定の改正を求める意見書」の国への提出を求める

陳情書

日程第 2 4 陳情第 2 号

「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書

---

出席議員（12名）

1 番	内山 昌晃議員	2 番	神田 栄治議員
3 番	西本 篤史議員	4 番	松田規久夫議員
5 番	落合 祥二議員	6 番	國本 悦郎議員
7 番	高月 義夫議員	8 番	河内 賀寿議員
9 番	谷村 善彦議員	1 0 番	瀬石 公夫議員
1 1 番	伊村 渉議員	1 2 番	南 一成議員

---

欠席議員（なし）

---

欠 員 (なし)

---

事務局出席職員職氏名

事 務 局 長 増原 慎一君 書 記 有吉 純一君

---

説明のため出席した者の職氏名

町 長	東 浩二君	副 町 長	川添 俊樹君
教 育 長	鳥枝 浩二君	総 務 課 長	森 清君
総 務 課 主 幹	堀 昌子君	企画財政課長	山田 浩君
税 務 課 長	藤本 直樹君	町民福祉課長	坂本 哲夫君
健康保険課主幹	寶城 和之君	経 済 課 長	山中 浩徳君
建 設 課 長	吉藤 功治君	学校教育課長	惠元 朗夫君
社会教育課長	長谷 満晴君	会 計 室 長	江良 和美君

---

午前9時00分開議

(ベル)

○議長(南 一成議員) これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

---

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長(南 一成議員) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、松田規久夫議員、落合祥二議員を指名します。

---

日程第2. 一般質問

○議長（南 一成議員） 日程第2、一般質問を行います。

順番に発言を許します。伊村渉議員。

○議員（11番 伊村 渉議員） おはようございます。本会議2日目ということで、一般質問トップバッターです。よろしくお願ひいたします。

質問は2問です。いずれも答弁者は東町長でお願いします。

質問方式一問一答で、質問事項1、田布施町内各自治会の編成。

現在、町内に73の自治会がありますが、町内を分析すると、中心部と端のほうでは多くの違いがあり、麻里府地区では地域の高齢化により、10年前と比べて30%以上人口が減りました。特に尾津西自治会では全戸数の43%が独居です。班の維持、自治会の運営が非常に難しくなっています。また、尾津東自治会では約24%が独居、尾津中自治会が約20%であります。この状態は、各自治会の会長をはじめとする役員を受けることが危ぶまれています。また、1人が何役も受けている人も複数おられます。役職の継続も難しい状態であります。人口減少は、班編成も考えなくてはいけない状態ではないでしょうか。空き家、更地が増えていく中で、次の家に回覧を回すこと自体、年々難しくなっている。

そこで質問します。

1、町内各自治会の運営で問題点はないでしょうか。役職について、班編成についてなど、現状の不満点の調査を行うことはできないでしょうか。

2、町内からの配布資料、回覧について、現在の回覧配布方法で問題点はないでしょうか。

3、民生委員・児童委員についての調査、現状の人数、調査内容でよいでしょうか。

この3点をお願いいたします。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それではお答えをいたします。

議員御指摘のように、少子高齢化の進行やライフスタイルの多様化など、社会情勢の変化により、多くの分野で個の努力や行政の取組だけで対応が難しい課題が増加し、地域や事業者など、様々な担い手による協働のまちづくりが必要となっておりますが、地域の基礎的な組織である自治会においても、役職の担い手の確保や負担の増加など、多くの問題を抱えられているのが現状であることは十分認識いたしております。

それでは、御質問第1点目でございますが、町内各自治会の運営で問題はないのか、また、役職や班編成など、現況の不満点の調査を行うことはできないかについてでございますが、基本的に自治会内の役職や体制、また、班といったものは、自治会で規約をもって決めるとされております。



昔は、区長制度という中で町がお示ししてきたこともございましたが、現在では、町が自治会に対して指示をしたり示すということはできませんので、あくまで自治会の中で十分話し合っていたいただき、規約でもって決めていただいたらというふうに思います。

また、各地域でも、例えば、今後の公民館の運営をどうするかなど話し合っていたいただき、見直していただけるものがあれば、現状に即したものとして町としても対応させていただきたいというふうに思います。

なお、毎年、各地域の自治会長さんと意見交換会などを通じ、様々な意見、御要望を頂いておりますし、また、各地域ごとの特性もございますので、改めて町として自治会の不満点などを調査するという事は現在の時点では考えておりません。また、自治会連絡協議会とも協議をして、連絡協議会のほうで実施するという事であれば可能かなという気はいたします。

2点目の町から配布資料について、現在の回覧方法で問題はないのかについてでございますが、自治会長の皆様には月2回の回覧配布業務をお願いしているところでございますが、議員御指摘のように、空き家や高齢化の問題もあり、月2回の回覧配布が御負担となるような御意見があることは承知いたしております。

町といたしましても、こうした回覧配布の在り方を見直そうと、過去、月2回から1回に変更してはという案をお示しをしたことがございます。その案を令和3年3月に田布施町自治会連絡協議会にお諮りをいたしましたところ、協議会の委員の御意見としては、メリットは、持ち帰る回数が減るといったメリットがあるんですけども、他方、デメリットとして、1回になると持ち回る量が増える、そして情報伝達が遅くなるといった御意見もございました。さらに、近隣住民との付き合い方が希薄になっている中で、業務を理由に訪問する機会があれば情報交換ができるし、地域の絆もできるといった意見もあつたり、協議会委員の反対多数で回数を減らすことは見送られた経緯がございます。

私は、今のままでの回覧方法で問題はないとは考えておりませんが、自治会長の負担軽減対策として、1回に持ち帰る回覧物の量を抑えるため、情報を発信する側が情報を取捨選択すること、また、議会だよりや町民だより等の配布物の時期が重ならないように工夫・調整するなどの対策を引き続き考えるように指示をいたしております。

3点目は、民生委員・児童委員につきましてでございますが、本町におきましては、県条例により44名となっており、この人数には主任児童委員の3名を含んでおります。地域の身近な相談相手として相談や支援などの活動をなさっておられるほか、高齢者保健福祉実態調査など、地域の把握に努められております。

国が定めております配置基準は、70世帯から200世帯に1人となっており、世帯数が比較的少ない自治会では複数の自治会から1人を出していただくなど、地域の実情に応じた配置とさせていただきます。

しかし、少子高齢化の影響で、支援の対象となる高齢者の方が増える一方で、民生委員をお受けいただく方を探すことが難しくなっており、自治会と協力しながら人選に当たっているのが現状でございます。

今後も、民生委員・児童委員の方の活動支援に努め、負担の軽減について探ってまいりたいと考えております。

全ての地区について言えることではございますが、本町の将来の人口の推移は、思った以上に早いスピードで少子高齢化が進んでいると感じております。議員言われるように、とりわけ、町内の中心部から離れた地区は、コミュニティーの維持、また、町民生活や集落機能の維持が困難となるなど、人口減少に伴う衰退は深刻な問題となっており、そこに暮らす方々の不安や懸念について、私も城南に住んでおりますので、十分承知をいたしております。

公約に掲げております「支え合い、共助のまちづくり」をより一層進めるとともに、地域の支え合いの仕組みづくりのため、今後、どういったまちづくりや地域づくりができるか、地域の皆様と一緒に考えていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（南 一成議員） 伊村議員。

○議員（11番 伊村 渉議員） ありがとうございます。さらさらっと言葉で返答をさせていただきましたけど、今現在、非常に困っておられる自治会、尾津西自治会であろうと思うんですけど、1年ごとに自治会長を受けなくてはいけないというような状況で、次に受けられる方も、「病気を併発してどうなるか分からない。こういう状況じゃあ、みんなに迷惑をかけるし」というような話も聞きまして、他地区の自治会の話であっても、当然、我々、尾津東、尾津西、尾津中という海岸べりの3自治会は、同じような雰囲気、状態であります。その中で、尾津東は今現在37戸、自治会長、副自治会長、それから会計、それから班長という主立った役を受けられれば、班が4班あるので、7名の方がこの役で埋まるというような状況。それに、社会教育部長、補導委員、社会福祉協議会のほうから福祉委員というのが2名さん。社会教育部長と補導委員は1名ずつなんですけど。これと、神社が2つありまして、高松様を受けるところと住吉神社と、麻里府地区はこの2つの神社を受け持っておるので、その氏子ということで、これが任期が4年、総代が1名、これで1名ずつ埋まりまして、それから、我々の地区はテレビが映らないので、テレビ組合というのをつくって、

そこでまた役員を選出しておるという状況で、これには麻郷の戎ヶ下も入っております。その流れの中でいくと、8名さんの人員が要りまして、最初の7名からいうと、15名の方が役員としてつくような形になろうかと思えます。そして、その下にまた婦人会さんとか敬老会さんとかいうような役がありまして、子ども会もあったんですけど、現在はもう子どもが1家族さんしかいないので、子ども会もなくなりました。一応、行事には部落が担当すると、自治会が担当するというような形に、今現在はなっております。

そこらでちょっとお尋ねをするんですけど、社会教育部長の活動内容、それから補導委員さんの活動内容、それから社協さんのほうの福祉委員さんですか、これの活動内容がどういうふうなものかを教えていただけたらと思えます。

○議長（南 一成議員） 長谷社会教育課長。

○社会教育課長（長谷 満晴君） お答えいたします。

社会教育課関連で申しますと、社会教育部長会に関しましては、自治会制度以前の区長区制度当時、昭和52年から麻郷地区で設立されてから、地域の人権問題に関する重要な役割で、その啓発に携わっていただいておりますが、自治会役員の一つという位置づけになってからは、あらゆる地域課題について、自治会役員の一つとして、人権にとらわれず、様々な活動を自治会の中で担っていただいている、そういうところでございます。

あと、補導委員会に関しましては、田布施町青少年健全育成会議の中の補導委員会が各地区設置されておまして、街頭補導に関して、補導パトロールを主にやっていただいております、また、青少年健全育成に関する啓発活動、そういったものも担っていただいているところでございます。

以上です。

○議長（南 一成議員） 坂本町民福祉課長。

○町民福祉課長（坂本 哲夫君） 福祉委員のほうでございまして。近年、少子高齢ですとか核家族化が進行して、地域住民のつながりであるとか関係が希薄になっておまして、福祉課題も多種多様化しておるところでございまして。公的機関ですとか民生委員・児童委員さんだけでは、地域の全てを把握して支援することが難しくなっております。地域で実際に生活している方に、地域の細かい部分まで見逃さないアンテナ役として福祉委員を設置して、そういった公的機関であるとか、民生委員・児童委員へのつなぎ役として御協力を頂くということが仕事と申しますか、そういった役割ということなんです。

で、自治会から推薦されて、田布施町社会福祉協議会の会長が委嘱をしております。自治会の事情で、任期1年であるとか、任期は一応原則2年でお願いしているということで聞いておりますが、

自治会の事情で、任期1年であったりとか、班長さんが兼務される自治会もあると聞いております。

今申し上げましたように、福祉委員の役割は、地域での福祉活動を推進することでありまして、民生委員・児童委員さんと相談して、協力して、地域のさりげない見守りをお願いをしておるといところでございます。

○議長（南 一成議員） 伊村議員。

○議員（11番 伊村 渉議員） ありがとうございます。今の報告でお聞きしたんですけど、今の福祉委員さん、この2名の方なんですけど、これはもう今、東、中、西という流れの中で、民生委員さんが1名おられまして、中郷、上郷、見田団地で1名、麻里府地区の場合は2名の方の民生委員さんで運営されておるといような流れであろうと思うんですけど、なかなか尾津西のことが、東の民生委員さんがなった場合に、尾津西のことはなかなか把握しにくい。コロナの部分で途切れた部分もあったんじゃないと思うんですけど、やっぱり自治会に民生委員さんがおられれば、特に独居の家は、ちょっと具合が悪うなって入院したというようなケースの場合もありますし、なかなか高齢化というのがいろんな部分で、クレームをつけるというか、そういう流れで非常に足かせになっております。

ほいじゃけえ、今の福祉委員というのが各自治会から2名さん出ておられるんですけど、これが非常に役割として重要な部分じゃないかと思えますし、また、民生委員さんのフォローをしていただいておりますというような役割じゃろうと思えます。

それと、社会教育部長ですが、これは様々な活動の流れの中でそういうお手伝いをしていただく。これもまた、なくてはならない部分で、ただ、補導委員さんというのがおられるんですけど、これは子どもを中心とした活動の中で仕事をしておられるので、地区によっちゃあ、補導委員さんというのは、なくてもいいんじゃないかというところもあろうと思うので、そこらは地域によって分けていただいて、そういう町から指導をするということではできないんでしょうか。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） こうした話は、自治会長さんとの意見交換会の中でも随分出て、お話も聞いております。で、結局、町の関係だけじゃなくて、青少年健全育成町民会議、田布施町の社会福祉協議会、そうした各団体の役というものが有りますので、町だけでは、なかなかやめますとか、増やします、減らしますというのが言えないんですけども、そうした御意見は既に頂いておりますので、全体で教育委員会を含めて、そうした社協さん、町民会議と一緒に、今後の役員の出し方について話し合うようにいたしておりますので、それについては検討しているということで、もう少し時間を頂いて、議会にはまた御相談をして、見直すべきところがあればやっていきたいという

ふうに思います。

○議長（南 一成議員） 伊村議員。

○議員（11番 伊村 渉議員） そういうところを、とにかく地域によって非常に格差があるので、そこらを重点的に配慮していただいて、お願いしたいと思います。どうぞよろしくお願ひします。

それでは、2の町からの配布資料、現在の配布方法で問題はないかという質問をしましたが、これも月に2回、町から木曜日ですか、水曜日の夕方かにお配りをしてんじゃないかと思ひますけれど、これも唐突な意見かも分かりませんが、郵便であるとかどのような配布方法というのは考えられんわけですかね。

○議長（南 一成議員） 森総務課長。

○総務課長（森 清君） 今、回覧方法の郵便というところについては考えておりません。

○議長（南 一成議員） 伊村議員。

○議員（11番 伊村 渉議員） 分かりました。それでは、極力、そこらの地域とのコミュニケーションを取りながら、回覧の配布方法もいろいろ検討していただいて、ほかでどういうことを、どういう配布をしておられるかというところも考えていただきたいと、調べていただきたいと思ひております。

それと、民生委員・児童委員、この件についてですが、これはもう、今お聞きするのには、国の定めでそういうことになっているということなので、どうしようもできんと思ひんですけど、先ほども言ひましたように、福祉委員さん、各自治会から2名さん出ておられますので、この方と民生委員さんとのコミュニケーションを、情報の共有といひますか、そういうところはもうしっかりとできるような体制を取っていただきたいと思ひます。そういうことで、1の質問はこれで終わりたいと思ひます。よろしくお願ひします。

それでは、2の質問に移ります。

質問事項2、町内緊急避難時の連絡網。

近年の雨は、線状降水帯の発生により1つの場所に集中的に降る豪雨が多発して、全国では至るところで土砂崩れ、土石流災害、河川の氾濫により、貴い命が奪われております。町内でも毎年のように避難場所の開設案内が町内放送により行われ、被害も発生しています。

町内各公民館や避難場所に避難時の避難備品などが設置してあり、年に1回程度は避難訓練を計画し、実行した自治会もあり、地域住民の避難意識が昔とは様変わりして高くなっていると思ひれます。

そこで、避難発生時、地域住民への連絡方法と、避難支援の必要な避難者・高齢者の移動手段が大事であります。また、住民の高齢化により、独居家庭の場合、住居環境が刻々と変化をすることが多く、絶えず情報の共有を自治会内で把握が必要であります。

そこで質問をします。

1、風水害、高潮などで避難指示が発動されたとき、連絡方法の対応は、自治会、地域消防団との連携はできていますか。

2、移動方法はどのような方法を取りますか。

3、要支援者の場合の避難はどのようにしますか。

以上3点をお願いいたします。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それではお答えをいたします。

1点目の避難指示の連絡方法等についてですが、高齢者等避難や避難指示など、避難情報を出した際は、町のホームページや防災行政無線、田布施メールや自主防災組織の連絡網を活用し周知するとともに、現在準備中のLINE公式アカウントでは、災害や防災の情報をより多く皆様にお伝えするために、災害用メニューの導入も検討いたしております。

なお、城南地域と西田布施地域の自治防災組織は、結成してまだ間もない組織であるため、これまでは自治防災組織の連絡網の活用を控えており、これまでどおり、町から各自治会長様へ直接連絡をして、自治会の連絡網を活用していただくということにいたしております。

次に、消防団との連携につきましては、必要に応じて団長・分団長や部長へ直接、町から連絡を取っております。

2点目の移動方法についてですが、避難の移動につきましては、それぞれの事情で異なりますが、原則、本人や家族、また、地域の支援を受けて避難場所へ移動いただいております。

3点目の要支援者の避難についてですが、避難情報を発令した場合、現在の手挙げ方式の登録者には町が直接連絡を取っており、避難の移動につきましては、それぞれのプランで異なりますが、原則、タクシーなどを利用し避難をしていただいております。

なお、今年10月1日より施行しております田布施町避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に関する条例や規則に基づき、対象となる避難行動要支援者と避難支援をする方のマッチングを行い、一人一人の状況に合わせて個別避難計画を作成していきます。その名簿情報等を、平時から避難支援者等実施者と共有して関係づくりを促し、災害時に逃げ遅れがないように取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（南 一成議員） 伊村議員。

○議員（11番 伊村 渉議員） ありがとうございます。1の風水害での避難が発動された場合、この連絡方法、まずは自治会長に連絡をすると。例えば、自治会長に連絡が行かなかった場合というようなケースが今までにありましたか。

○議長（南 一成議員） 森総務課長。

○総務課長（森 清君） 今までも、自治会長がお留守の場合もございました。そういった場合は、次の班長のほうに回したりとか、何度も何度も自治会長には連絡するんですけども、次の方に連絡を取るよという事で対応していると思っております。

○議長（南 一成議員） 伊村議員。

○議員（11番 伊村 渉議員） とにかく連絡が取れないようなケースがあろうと思うんですね。そういう場合に、いかに早く連絡ができるか、そういうことを絶えず考えておかないと、もしも何かあったときに、今まで田布施町では、あんまり大きな災害が起きてないんですね、なんですけど、いつ何が起こるか分かりませんので。ちょっと調べてみると、東日本大震災の岩手県ですかね、南三陸町防災計画というのがありまして、この南三陸町は大変な災害を受けまして、防災から減災へという方向に進んでおると。災害の発生を防ぐということに加え、減災、災害の発生時において、いかに被害を最小限にとどめるかといった考え方を基本にしていますと。たとえ被災したとしても、人命を失わないことを最重視した上で、住民の方々が自らを守る自助、地域社会が互いを守る共助、そして、町や国、県などによる公助が適切に役割分担されることを目的とした内容で構成されていますと。それと、最低3日間、推奨1週間分の備蓄をお願いしておく。東日本大震災からの経験で、各家庭、企業、最低3日分の水や食料、備蓄をお願いしますと。そういうことを絶えず耳に入れながら、防災だけでなく、減災ということも考えていかななくてはいけないんじゃないかと思います。それにはやっぱり避難訓練、年に必ず1回は避難訓練を行うというようなことが大事になってくるんじゃないかと思うんですけど、今までに町内の自治会で何回ぐらい訓練をされましたかね。

○議長（南 一成議員） 森総務課長。

○総務課長（森 清君） まず、最初の三日の備蓄のことについてなんですけど、これについては、町の広報とかホームページに、3日間の備蓄のことのお願いは呼びかけているところでございます。

避難訓練については、各自治会で、その訓練内容というのはちょっといろいろ濃淡があって、麻郷地域であれば2年に1回やられていたりというのもありますし、各自治会によってそれぞれお任

せしているところもございます。町としては、ぼうさいフェスタなどを通じて訓練をしているというところがございます。

○議長（南 一成議員） 伊村議員。

○議員（11番 伊村 渉議員） ありがとうございます。避難訓練は、とにかく非常に一番大事な部分でありまして、訓練をすることによって、緊急時に落ち着いた対応ができるということができんじゃないかと思うんですよ。こういう一般質問でも、質問事項がある程度用意をして段取りをするから効率的に動くのであって、突然何があって、さあ何をしたらええか、どこへ行ったらええか、うろうろするだけでどうしようもできんというような状況にもなるかと思うので、この避難訓練は、町が主体性を持って各自治会に、どういうことを提案したらこの自治会でその訓練ができるかというようなことも提案をしながら、まずは1回やってみなさい、そういう流れの方法は取れないもんじゃないかと思うんですが、そこらはどうでしょうか。

○議長（南 一成議員） 森総務課長。

○総務課長（森 清君） 町として、自主防災組織に対してどういった提案をできるかというのは、ちょっと考えてみたいと思いますが、おっしゃるとおり、本当に避難訓練というのは大事な、常日頃からやっておかないといけない行動だと思っていますので、どういうことが自主防災組織に対してお話ができるかというのは、ちょっと考えてみたいと思っています。

○議長（南 一成議員） 伊村議員。

○議員（11番 伊村 渉議員） ありがとうございます。そこらはとにかく、まずは1回訓練を試みるということを前提に考えてもらいたいと思います。

それと、この南三陸町は、避難の方法として、今、2の移動方法というのがありますが、要支援者の場合にはタクシーを使うとか、そういういろんな方法を、今現在取っていますというお答えであったと思うんですけど、風水害、南三陸町の場合の地震発生の場合のことを限定に言いますと、避難の原則は徒歩による避難というのが原則にしておるんです。それはなぜかというと、家屋の倒壊やら道路の損傷、渋滞や交通事故の発生などのおそれがある。だから徒歩で避難をなさい。やむを得ず車を使用する場合、例えば、先ほど言いました要支援者ですね、そういう方に使用していただいて、健常者、特に歩ける人は徒歩で避難をなさいという、原理原則といいますか、そういうところまで踏み込んでそういうことを決めておる。こういうことも大事じゃないかと思うんですよ。この原則を徹底することに併せ、高齢者や障がい者をお持ちの方など、避難行動に支援を必要とする方々の避難には、車の使用も想定される。そういった例外も踏まえ、警察、その他関係機関と、避難が安全かつ確実に避難できる方法についてを検討しているというようなことが書いてあ



りますので、そこらも十分把握されて、そういうこともやっていただきたいと思いますが。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 今おっしゃいました避難訓練、大変重要だろうと思います。津波なのか、高潮なのか、河川の氾濫なのか、土砂災害などで避難の方法が全く変わるわけでございます。今おっしゃられたのは、本当に津波で今南海トラフが来ますと、もう10分、20分で何十メートルという津波が来るとい地域にとってみれば、本当に避難訓練というのは、もう何分が命の生死が分かれるということになりますので、具体的にやるということになります。

で、避難訓練ですけれども、津波の訓練というのは、津波の波、やっぱりその海岸沿いから麻郷、東田布施のほうまでやるということですから、そのときには当然、地震がその前に起こっているわけですから、地震の後に津波が来る、どういった避難行動をとってもらおうのかということで、麻里府、麻郷、東田布施で連携してやるということが必要だろうと思いますし、田布施川とか灸川の場合ですと、西田布施と東田布施。これはもう、雨が降るといのは大体分かるわけで、最近はですね。だから、あらかじめ分かっておいて、あらかじめ避難するんですから、やっぱりそれなりの方法があります。今、伊村議員がおっしゃられました津波の場合は、いきなり起こっていきなり避難するということですから、本当にある程度マニュアルが決まって、自動的に住民の方が動くということでないですね。先日も町のほうで、国のほうから来ていただいて訓練をやったんですが、地震が起こるとい訓練をやったんですが、次から次にこういった災害が起こってる、救助を求められている、死者が出ている、ここは家屋が倒壊している、津波が来るといのを1回に出されて、職員もそれをどうさばくかとい訓練をやったんですが、なかなか地震・津波のときには、普通、予定どおりに意思のあれが進むんですが、なかなか職員も対応にうろうろしてできなかったと。ですから、そういう経験をして、そういうときに混乱しないというんでしょかね、こういうのが1回に起こるとい職員も経験をさせていただいたので、次はもう一回訓練をやっても落ち着いて対応ができるんじゃないかな。そういう経験、ですから、避難訓練もそうした経験をみんなが持っていていただくということが重要なと思いますので、自主防災のほうへ町から、津波のことが今、地震を含めて国のほうも言われておりますので、目的を絞った訓練といのは、町のほうから提示をしてやってみたいと思いますし、灸川のほうは毎年のように避難勧告を出しておりますので、大体こういう形といのはお分かりになっているかと思いますが、そうした何通りの避難訓練もいろいろ考えて、実効性のあるものにさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（南 一成議員） 伊村議員。

○議員（11番 伊村 渉議員） ありがとうございます。それと、水害ですけど、5年ぐらい前

に、岡山県の真備町というところで大きな水害が発生したと思うんですね。これは、岡山の高梁川という一級河川じゃろうと思うんですが、これが氾濫をした。そのときに、岡山県全体で64名の方が亡くなられて、真備町で51名の方が亡くなられて、そのうち要支援者、介護が必要な人が42名亡くなられておるんですね。ということは、この要支援者が必要な方が亡くなられたというのは、やっぱり事前に支援者や避難方法を決めておく必要があるという結論を出しちよるんですね。家屋が倒壊をすとか、住むところがなくなるとかいうことは大変なことですけど、命がなくなるよりもいいわけで、いかに要支援者を避難させるかということも非常に重要な部分じゃろうと思うんです。そういうことも踏まえて、避難訓練ということを十分考えられて、いざというときにうろたえないで対応ができるような行動を取っていただきたいと思います。ということで、私の2問の質問をこれで終わらせていただきます。

○議長（南 一成議員） 以上で、伊村渉議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（南 一成議員） 次に、河内賀寿議員。

○議員（8番 河内 賀寿議員） それでは、一般質問をいたします。質問事項は2問で、一問一答でお願いいたします。質問の相手は、2問とも東町長でお願いします。

質問事項1は、電気自動車（EV車）の充電器、もっと設置できないかということで、東町長、またお願いします。

町内の5カ所に電気自動車の充電器が最近設置されました。麻里府の馬島の波止場では、観光前に充電器をつなぎ、帰りに満タンで帰れるなどの用途の説明がありました。役場周辺だと、保健センターの前に1基設置されております。

国の補助などで、役場の公用車もEV化、徐々に進み、民間のEV車も毎年台数が増えて、立地のいい役場、充電器の使用頻度もますます増加するはずです。

問題は、1基だけでは充電待ちの列がいずれできると思います。今のガソリン車ならほんの2分程度で補給できますが、電気はまだまだ時間がかかります。急速充電器か普通充電器かなど、設置コストの差はあるであろうが、立地のいい場所の充電器を3基などに増やせないか。もちろん、新たな設置予定などあれば、説明をよろしくお願いします。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それではお答えをいたします。

町役場敷地内における電気自動車の充電器につきましては、保健センター前に設置した急速充電器1台とは別に、町役場正面入り口の横に、6キロワットの充電器2台を新たに設置をする予定と

いたしております。本定例会に議案として提出させていただいているところでございますが、町有地の賃貸を無償することで、前提として、町の負担なしに民間事業者が設置をすることといたしております。設置予定期間は、令和6年4月以降を予定しております。設置後も、料金設定、徴収、維持管理については、全て管理業者が行うこととなるため、町の負担なくサービスを提供することが可能となっております。

なお、これとは別に、図書館、スポーツセンター、のんびらんど・うまし駐車場に各2基ずつ設置されることとなっております。

設置基数を増やしてはどうかというお尋ねでございますが、脱炭素化への流れや国庫補助金を活用した町負担がない民間事業者の事業ということで、大変有意義な取組ではないかなというふうに思います。一方で、利用者数の見込みが立ちにくいこと、また、来庁者向けの駐車場の台数に限りがあることを考慮いたしますと、町役場については、まず、目につきやすい入り口付近に2台置き、急速充電器と合わせて3基ということで利用者数の推移を見守るとともに、今後の補助制度や民間事業者の動き等を踏まえ、判断してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（南 一成議員） 河内議員。

○議員（8番 河内 賀寿議員） 今の最後ら辺の答弁なんですけど、まだ役場の立地のいいところもある、考えながら、また何か増えそうな話でしたので、ぜひよろしくをお願いします。

2問目は、町役場、新築できないかということで、東町長、またよろしくをお願いします。

最近、上関町、平生町と、役場が新築されました。50年たち、寿命が来たための新築や、合併し、自治体が大きくなったことによる新築など、国の補助金や独自財源など、新築予算は日本中でいろいろだと思います。本町も、前町長時代に新築の議論はありましたが、結局、耐震補強しただけで終わりました。

南海トラフ地震や津波はいずれ来ます。本町も上関町や平生町役場に倣い、新築できないでしょうか。4階建てないし5階建てなら、津波からの避難所としても使用できます。場所は、現在の役場の駐車場にするか、別の場所にするかなど、今後、また議論すればいいと思います。

それでは、町役場の新築できないかということで、町長、お願いします。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） お答えいたします。

御承知のとおり、東日本大震災や熊本地震、そして、毎年のように集中豪雨などの大規模災害が多発しており、改めて、防災・災害対策を担う庁舎機能の重要性が認識され、耐震基準に満たない

自治体では、庁舎の建築・建て替えに取り組まれております。

本町では、平成27年に、庁舎問題等町民検討委員会や町議会の庁舎問題等調査研究特別委員会で、庁舎への対応が話し合われました。その結果として、本町の場合、庁舎は建物の構造面を耐震補強し、同時に老朽化対策を図ることとした方向性が出され、これを受け、平成30年度に耐震改修工事を行いました。

しかしながら、これまでの大規模災害では、庁舎に構造面で耐震補強を行い、建物の倒壊・崩壊は免れたものの、庁舎内部が損壊し、防災拠点として機能せず、復旧作業や被災者支援の窓口設置等が遅れ、機動的に対応できなかった自治体も事例としてございました。

庁舎内には、町民生活に関わる多くの機能、大切な情報が集約されており、これらを守り、役場としての機能を維持しつつ、大規模災害時には防災拠点としての役割を果たすには、将来的にはさらなる検討もしていかなければなりません。多額の経費もかかり、十分な検討と町民の皆様の理解が必要となります。

私は、現在の財政状況を鑑みますと、伝統と格式のある現庁舎をできるだけ長く大切に使用していきたいと考えております。

なお、今年度は4年ぶりに、庁舎の内壁・外壁のひび割れや建物の傾きについて、約1,800カ所の建物点検を実施いたしました。いずれも点検結果は問題なしとの判断を頂いております。

以上でございます。

○議長（南 一成議員） 河内議員。

○議員（8番 河内 賀寿議員） 新築よりも、やはりね、補強で頑張られたので、悪くない答弁というか、立派だとは思いますが。

役場は、建設当時は、2階・3階は吹き抜けのモダンな構造でしたが、途中で今のような普通の2階・3階の構造に改築されました。万一、直下型地震などが起きたら床が抜けるのではと、町民の心配事もありましたが、今の話で大丈夫と思うんですけど、念のためですけど、床が抜けるようなことはないようなことは大丈夫でございましょうか。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 御心配いただきありがとうございます。耐震のほうは基準を満たしておりますので、議員おっしゃるのは、内部が影響を受けて業務に支障が出るということは当然考えております。そういったことを予測しないと、想定外とは言えませんので、新築の建物も壊れたりするということがもう事実として起こっておりますので、もう被害を受けるというのを前提に、保健センターもできましたので、そういったときにどういうふうに機能させるのかというのは、もう想定

をして対応するというにいたしておりますので、そういうことがないことを願っておりますが、もしくは、そうあっても大丈夫なようにリカバリーをするということをマニュアル化して訓練もいたしております。

以上でございます。

○議長（南 一成議員） 河内議員。

○議員（8番 河内 賀寿議員） ありがとうございます。結局、役場のこっち側のほう、吹き抜けを潰して、今みたいな2階・3階になったんですけど、今の答弁だとちゃんと補強されているので、床が落ちるようなことはないのでございますね。お願いします。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 耐震補強のときに確認をいたしました。私も入ったときは吹き抜けだったんですが、そんなに負荷はかかっていないということで、耐震にはほとんど影響がないということでございましたので、大丈夫だろうという判断でおります。

○議長（南 一成議員） 河内議員。

○議員（8番 河内 賀寿議員） どうもよろしゅうございますね。床の問題はこれで聞いてよかったなと思っております。

本題なんですけど、前町長時代に、どこに移動するかというので結構お話がありましたけど、全然、新築の予定はないでございますか。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） いずれかは、いずれはやっぱり、これも1,000年もつわけじゃございませんので、時が来れば建て替えるということもあろうし、そのときの社会情勢、財政状況で、どういった地方自治制度になっているかというものも分かりませんので、そのときに住民負担がない、住民サービスが提供できない——多分、世の中も随分変わっているんだろうと思います。役場へ来て申請をするというふうな状況じゃないかなということに思います。デジタル化が進んでおりまして、もうタクシーもオートで走るとか、無人のバスが走るという時代ですから、多分、御自宅からスマホか何かで申請していただけたら、役場に来るようなことはないような時代になっていることを願っております。そういった時代であれば、そういったデジタル化に対応した、今とは違うコンセプトの庁舎というものが想像できますので、そのときには、つくらないと言っているわけじゃございませんので、いずれ更新の時期も来ますので、そのときには十分、そのときに合った庁舎をつくりたいということでございます。

○議長（南 一成議員） 河内議員。

○議員（8番 河内 賀寿議員） ありがとうございます。ちゃんと設計の段取りの段階で、床が抜けないという概念を今聞きましたので、安心いたしました。

3階、4階建て、5階建てとか、本当、何というんでしょう、ビルディングみたいな形にはなると思いますけど、どうでしょう、全然そこまで予定していないですかね。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 建て替えるとする、というお話を今ここであんまりしたくないんですけども、すればですね、それは上がマンションで、下にコンビニがあって、いろんな事業者が入ってということが都会のほうでは当然やっておりますし、多目的に使うという。ここにそれが建てるかとなると、随分雰囲気が違うんじゃないかと思しますので、公共、今の役場機能で考えると、これほどの大きなものは要らないような気がいたします。もうそれぞれに合った、広域で、柳井広域でいろんな施設を共有しながら、行政サービスも随分変わってくると思しますので、国・県や県制度があるのかないのかも分かりませんし、随分変わってくると思しますので、それに見合った行政機能を持った建物ということで考えるのかなという気が、今しております。4階・5階建ての高層のマンションの中に役場が入るのかも分かりませんが、それはちょっと今、私、答弁ができませんので、お許しいただきたいと思っております。

○議長（南 一成議員） 河内議員。

○議員（8番 河内 賀寿議員） やはりまだ、ビルディングになりそうな話はあるけれども、まだ相当先の話だと思しますので、今の御答弁だと問題なさそうですので、いずれ新築もあるというときがもし来たときにはまたよろしく、議論をよろしく願いいたします。

大体このくらいで私の質問は終わりますので、皆さん、どうもありがとうございました。

○議長（南 一成議員） 以上で、河内賀寿議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（南 一成議員） 次に、落合祥二議員。

○議員（5番 落合 祥二議員） それでは、最後の質問になりますが、通告に従い2件の質問をいたします。

質問方式は1問1答で、答弁は町長にお願いします。

まず1問目の、田布施・平生水道企業団の解散についてです。

令和5年3月に策定された山口県水道ビジョン（広域連携シミュレーション編）では、水道事業は施設老朽化に伴う更新需要の増加や、人口減少に伴う給水収益の減少、水道職員の減少による技術力の低下等の様々な課題が山積しており、これらの課題解決の方策の一つとして、事業者間の連

携による基盤強化や、スケールメリットの創出を目的とした広域連携の推進が重要とされています。

こうしたこともあって、柳井市、田布施町、平生町、上関町、周防大島町の1市4町と、田布施・平生水道企業団、柳井地域広域水道企業団の2企業団では、令和7年4月1日を目途に水道事業経営の一体化、経営統合とも言いますが、それを検討しております。

そのスケジュール案の中に、令和6年12月に田布施・平生水道企業団解散というふうにあります。田布施・平生水道企業団解散について、町長はどのように考えておられるのかお尋ねします。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） お答えをいたします。

昨日の神田議員の一般質問にもございましたが、柳井地域における令和7年4月の水道事業の経営統合に向け、各構成市町の水道事業が柳井地域広域水道企業団に統合する手続を進めてまいることとなります。

一部事務組合でございます柳井地域広域水道企業団の中で、同じ一部事務組合である田布施・平生水道企業団がそのままの構成団体となることはできないことから、今後、広域化に向けた協議が順調に進めば、本町及び平生町におきましては、一部事務組合でございます田布施・平生水道企業団の解散手続を行うこととなります。

その際、現在の田布施・平生水道企業団の財産は、一旦、両町に配分するのではなく、そのまま柳井地域広域水道企業団に無償譲渡という形で進め、手続も簡単になるということで、県から説明を受けております。

田布施・平生水道企業団は、昭和43年4月の発足以降、湧水や事務所等の施設の移転など様々な問題に直面しながら、田布施・平生両町の家庭や事業所に安心・安全な水を供給してきたところでございます。

しかしながら、今後見込まれます人口減少に伴っての水道収益の減少や、施設・管路の更新、専門的な技術を持った職員の確保などの課題に対応し、未来の世代に責任を持って水道インフラを受け継いでいくためには、水道事業の経営統合は避けて通ることができません。

議員の皆様には、これまでどおり説明を重ねてまいりましたが、今回の機会を逃すことなく、持続可能な水道事業を確立するため、御理解と御協力を賜りますよう、お願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（南 一成議員） 落合議員。

○議員（5番 落合 祥二議員） それでは、再質問いたします。

令和7年4月の経営統合の、一応目標に合わせて解散するということですが、具体的にはい

つぐらいになるんですか、考えていらっしゃるんですか。

○議長（南 一成議員） 坂本町民福祉課長。

○町民福祉課長（坂本 哲夫君） 令和7年4月1日には経営統合、つまり、今までの柳井地域広域水道企業団というのは、各水道事業体に水を供給する用水供給事業しか行ってこなかったという団体なんですけど、令和7年4月1日からは、各構成市町が水道事業から手を引くことによりまして、末端水道まで担うということで、令和7年4月1日から新しくスタートするということになります。ですから、今の再質問に対してのお答えになっているかどうか分からないんですが、令和7年4月から、そういった形で新しく担う業務、担う事務といたしますか、そういった事業が新しくなるということでございます。

○議長（南 一成議員） 落合議員。

○議員（5番 落合 祥二議員） 今回の回答の関係からちょっとお聞きするんですけども、神田議員さんの回答の中に、田布施水道企業団の浄水場は残すと、それからあと、セグメント会計ですね。分けてそれぞれやるから、水道料金をそれぞれの1市4町によってそれぞれ違ってくるわけですね。

そういったことから、今言われたように水道事業をやるから、今の一部事務組合の中に、また一部事務組合はつくれなくなるということであると思うんですけど、以前は、町長はその辺で財産の問題とかいろいろあって、県知事にもいろいろ相談せにゃいけんというんで言われていましたけども、この解散問題は当然、経営統合の柳井広域、1市4町の経営統合の関係から出てくるわけですけども、そういう関係からお聞きするんですが、広島県の水道広域連合企業団は、平成28年の10月から検討して、令和5年4月から事業運営開始をしているわけですね。ですから、数年ぐらいの検討はしておられると。柳井については、かなり駆け足で、柳井広域については進んでいるように思うんですが、今まで町長が言われたことと、その辺の関連について、どのように考えられたのか、ちょっとお聞きしたらというふうに思います。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 議員おっしゃいますように、非常に話が急テンポと申しましょうか、以前から勉強はずっとやっておりましたし、柳井広域の中で検討は進めてきたところでございます。

その中で、いろんな補助事業を使いながら調査、検証をずっとやってきた結果ですから、表に出てきたのが最近だということですから、この地域で水道事業を広域化しようという話は、以前からあったところでございます。

しかし、これまでも説明をいたしましたけども、上水道事業というのは、やはり黒字が出て初め



て成立する。黒字が出ないと、やっぱりその更新ができない。水道管は、いずれその50年70年経つと変えていかなきゃいけないものですけども、日本全体その変えたということがあまりないもので、引っ張って、更新というのを、今、岩国のほうでも一生懸命やっておりますが、すごいお金と労力、また交通規制等、事業費もかかるということになります。

そうしたものは、当然黒字が出てて計画が初めて成り立つものですから、とんとんでは更新計画もつくれませんので、ですから、黒字が出るというのが理想というんでしょうか、上水道の使命になってくるわけで、これが役場とか市役所の会計と違う黒字を生むという、公営企業会計の中で初めて上水道が出てくるわけで、ですから、今ですと、この柳井地域はそういった体制になっておりませんので、やはり国、県からの財政支援なりを受けてやっていこうということ。そして、少しでも黒字が出るような、やっぱりその取組をやっていかにやいけないということが、宿命的に求められる地域であったということでございますので、やってまいりました。

で、先ほど解散のことをおっしゃられましたけども、当初は、水道企業団の財産を全部平生と田布施に分けて、解散ですから財産整理をしてという、で、柳井広域のほうへ行くということだったから、大変なことだったから、私は嫌だなと思ってですね、そんなことをやってる暇もないし、すごいお金かかりますし、時間も2年、3年かかってしまいますのでと思っておったんですが、県のほうからそうした手続は要りませんと、もうそのまま柳井広域の企業団の規約のほうに入ると。ですから、当然こちらのほうがなくなるから、議決を得て解散という手続を踏んでくださいという。ですから、別にこっちが解散でなくなるというわけではなくて、こちらの業務自体、上水道、管路から含めて、柳井広域のほうの財産、責任の施設のほうに入るということになります。

で、田布施と平生については、議会で解散の議決という手続を踏んでいかないとできませんので、ほかの市町は柳井広域に加入するという議決だけでいいんですが、うちと平生町の場合は、解散するという手続を踏まないといけませんので、当然、行くということは、こちらは解散するということになりますので、そうした解散ということを、非常に、イメージ的にやめるんじゃないかとか思われがちですけども、向こうのほうに移行してやるということで、手続上必要となるということでございますので、今のところ大変な事務が出てくるということとはございませんので、議会の議決を頂ければ、規約のほうで移行ができるということで、県のほうから聞いております。

○議長（南 一成議員） 落合議員。

○議員（5番 落合 祥二議員） 前の話を聞いて、ですから、令和7年4月に経営統合を、1日にするとすれば、その前の3月議会で解散の議案が出てくるというふうに解釈してよろしいんですかね。

○議長（南 一成議員） 坂本町民福祉課長。

○町民福祉課長（坂本 哲夫君） 議員お見込みのとおりでございます。

○議長（南 一成議員） 落合議員。

○議員（5番 落合 祥二議員） それで、広島県の水道広域連合事業団の組織図なんかを見ますと、一応、事業所という形で各市町にあるわけですね。それが今度解散した場合、田布施町と平生町は水道企業団というところで事務をしておりました。一部事務組合は解散します。そしたら、その辺の事務というのは、平生町と田布施町それぞれで今のような、広島県の例を言えば、事業所という形になるのでしょうか。

柳井で言えば、柳井市の上下水道部の中に水道課というのがあるわけですね。それは柳井市事業所というふうな形で、まだ協議途中なんかもしれませんけど、イメージとしてはどういう形になるのでしょうか。

○議長（南 一成議員） 坂本町民福祉課長。

○町民福祉課長（坂本 哲夫君） そこについては、まだ今、協議を進めている途中ではございますが、ちょっと、広島県広域とはイメージが異なってくるだろうと思います。神田議員の質問でもちょっとお答えをしたんですが、やはり技術力の向上を図るために、各水道事業体にばらばらに職員を配置するのではなくて、主たる事務所のほうに集約すると。

で、それぞれの、要するにもともとあった水道事業体と申しますか、市町村役場においては、例えば簡易な届出、特に田布施町役場ではちょっと、今までそういった届出とかやったことがございません。ですから、当然、私どもの窓口で水道の手続きしたいんだけどということでお客さん来られたら、たまたま隣に水道企業団がございますので、うちの役場の裏のほうになりますのでという御案内をしていましたが、これからは主たる事務所が柳井のほうになりますから、簡単な手続、届出については各事業体、田布施町役場にとっては初めての体験になるんだろうと思います。

平生役場のほうでは、そういった開栓の届出であるとか、そういったものを受けて、ファクスで水道企業団のほうに送っているようなんですけども、そういったことが田布施町役場で始まるのかなという。

ただ、これはどういう形でやりますかということについては、今協議を重ねているところではありますけども、そういった関便な届出であればこちらのほうで受付をして、柳井市にある主たる事務所のほうとの連絡を取り合うという形になろうかと思えます。

いずれにいたしましても、そういった水道の事に関してサービスの低下を招かないような、そういった体制づくりを、今話し合っているところでございます。

○議長（南 一成議員） 落合議員。

○議員（5番 落合 祥二議員） 大体イメージ、想像していたような感じのものですが、田布施水道企業団の今の事務所でそういった受付をすとかいうことではなくて、とにかく、多分事務所は柳井市役所の中になるんでしょうけど、そこで受け付けると。で、窓口はそれぞれの田布施は田布施、平生は平生で受け付けてそちらに送るといことですよ。

それで、もう一つは財産の問題ですが、それは無償で、今度の新しい柳井広域水道企業団のほうに移すということですけども、例えば、今は責任水量ということですけども水を払ってますよね。田布施は今、田布施浄水場があるから、三宅の配水池に送っているから、その分責任水量、全量ではなくて、少なめにやってるわけですよ。今後人口が周りで全部減ってきたときに、田布施の浄水場は使わなくてもいいようなときが来るかもしれないですよ。そういうときに、例えば、今、企業なんかにも水を送ってますけども、それは飲料水、飲める水を送っているんですけども、もう浄水しなくても水が送れるんじゃないかと、その原水をそのままその企業に送るとか、これからいろんな形が想定できると思うし、また、今の柳井広域水道が、今、八坂ダムから、今の日積の浄水場までは導水管、導水施設っていうんですけど、御存じとは思いますが、導水トンネルとか導水管、そして、日積から水をつくったのが、田布施の配水池、平生、各市町の配水池に行くのがこれが送水管、あと、配水池から各家庭行くのが配水管というふうに名前が分かれておりますけども、その中で、例えば今言った導水管が二重化するとか、それとか、老朽化したのでやり直すとかといったときに、本当に最後まで八坂ダムの水源を頼りにするのかどうなのか、これは柳井広域水道の中で考えていくんでしょうけど。そのときに、この責任水量とか、構成団体が、私は抜けますという形がもしあったときに、一度譲渡した財産は戻ってくるんでしょうか、その辺はどうなんですか。その辺が難しいとは思いますが、そういったことも、今後、回答はいいですけど、今後は、やっぱり協議する中で、いろんなことを話しておかないといけないんじゃないかなという気がするんですけど、その辺はどうでしょうか。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） おっしゃいますように、今、田布施と平生と一緒にやっておりますので、やっぱりセグメントになりますけども、田布施・平生については田布施・平生という枠でセグメントをやる以外に、柳井市とは明らかに違うわけですから、その辺はその辺でやっていくということになろうかと思えます。

で、今、田布施・平生水道企業団の状況から言いますと、ほとんどのその収益というのは、工業用水を買っていただいて、今の価格が維持できていると。だから、企業に工業用水を買っていただ

けないと、田布施・平生の場合はもっと高い料金になる。

だから、大島さん、上関町さんが苦しんでいらっしゃるの、そういう企業が水を買わないということがあります。うちの場合は、だから給水で、工業用水で使っただけでありますので、私も、企業団の企業長ですけども、今後ともできるだけ工業用水を使わずに、うちの田布施・平生水道企業団がつくった水、また、この柳井広域水の水を使っただけ、事業活動をやっていたきたいなというふうに思います。

そうでないと、ちょっと平生・田布施は大変なことになるからですね、そうしたほかと違う面もありますので、工業用水がないという、使っていないという、ちょっと特殊な地域になりますので、その辺も含めて、また今後十分、検討する課題ばかりですけども、一個一個適切に対応してまいりますし、議会にも当然御相談して、オープンにして論議をしております。よろしくお願いいたします。

○議長（南 一成議員） 落合議員。

○議員（5番 落合 祥二議員） 要は、セグメントですよ、会計。分けしてやるということで、やっぱりその辺は、田布施水道企業団の今までの課題はそのまま残ってやっていくというふうになるから、ちょっと私が今言ったようなことは。

ただ、財産を無償で渡すということの後で、またそうなったとき、どうなるんだろうかなというのはちょっと不安に思ったものですから、その辺は、今後協議をする中でいろいろ、田布施と平生だけではないと思うんですよ。いろいろあると思うので、その辺は、ある程度方針をしていただきたいと思うし、大体県は簡単に言うんです。大体広域水道、あれするんでも、ものすごく、私も知ってますけども、人口が増えるからと、物価も上がるからと、だから八坂から水を引いてもやっていけますと、そうやって今の広域水道ができていくわけですから、そここのところはやっぱり進めたいという立場と、実際に受ける立場は違いますので、そこは慎重にいろいろ考えていただきたい。

で、私は別に反対するわけじゃないですが、田布施・平生の解散も、今の状況になって、柳井広域水道の事業・経営統合もやっていかなくちゃいけないというふうには思っています。

そういったことで、よく協議を重ねていただけたらというふうに思います。

以上で、1問目の質問は終わります。

続きまして、2問目の介護難民についての質問です。

内閣府が公表した令和5年度版高齢社会白書によると、我が国の総人口は2022年、令和4年ですけども、10月1日現代で1億2,495万人、65歳以上の人口は3,624万人で、65歳以上の総人口に占める割合、高齢化率ですが、これも29.0%となっております。

65歳以上の人口は、団塊の世代が65歳以上となった2015年、平成27年に3,379万人となり、同じく団塊の世代が75歳以上となる、いわゆる2025年問題、高齢者の関係で言えば、2025年問題と言われている令和7年には、3,653万人に達すると見込まれております。

一方、介護人材については、公益財団法人介護労働安定センターが公表した2022年、令和4年度ですけれども、その介護労働実態調査によると、介護事業者の66.3%が人材不足と、その66.3%の内訳を言いますと、大いに不足というのは9.2%で、不足と答えたのが22.5%、やや不足というのが36.6%で、それを合計した数が66.3%になるわけですが、そういうふうに不足しているということを訴えております。

中でも訪問介護員、ホームヘルパーのことですけれども、これが実に83.5%の事業所が人材不足。これも内訳を言いますと、大いに不足が27.9%、不足が31.0%、やや不足が24.6%というふうに訴え、深刻な実態があらわになっています。

また、職種別従業員に勤める65歳以上労働者の比率は、訪問介護員が26.3%、介護職員が11.0%になって、介護人材の高齢化も進んでいます。なかなか、もう体がきついから辞めたいんだがと言っても、事業者のほうが、いやもうちょっと働いてというような状態になっているというふうに聞いています。

それで厚生労働省では、現行の市町村介護保険事業計画をベースに、介護職員の必要数、幾ら必要かという必要数を集計しております。それによると、全国の必要数、全国ベースでは、概算ですけれども、2019年の平成元年度には211万人であったのが、2023年の令和5年、今年度ですけれども233万人、22万人の増、年でならずと5.5万人ずつ増やさなくてははいけない。

で、先ほど言いました、団塊の世代が75歳以上となる2025年、令和7年、もう直ですけれども、2年後ですよ。それには243万人、プラス32万人、年でならずと5.3万人増やさなくちゃいけない。2040年、令和22年になりますが、これには280万人、2019年からはプラス69万人増やさんにゃいけん。年に直すと3.3万人増やさんにゃいけん、というふうに、必要数は増加するとしています。

この資料の中に山口県も載っております、山口県の必要数は2019年、令和元年度には2万7,421人から、2023年、令和5年、今年度ですけど3万601人、2025年、団塊の世代が75歳に到達する2025年、令和7年度には3万1,260人、2040年の令和20年度には3万2,708人に増加するとしております。

そういう中で、なかなか今、実際はそこまで確保されていないのが実状だと思います。柳井ハローワークにも行きました。ホームページでも山口労働局の資料も見ました。有効求人倍率は、ちょ

っとすみません、山口県が1.53倍。これは、求職者と求人者。企業が求人する量を求職者で割った倍率なんですけど、山口県は1.53倍です。柳井は大体いつも低いんですけど、それでも1.39倍になっております。その中で、介護職員は3Kとも言われ、大変ですね。そこに、柳井ハローワークでも聞きましたけども、本当に、募集してもなかなか申込みがないというような状況になるわけです。

そういう状況があるので、このまま、もう直のことですけども、今いう、データでいう必要性ですが、それが確保されなければ、施設や事業所では定員どおりに利用者を迎え入れることができない。結果としてどうなるかという、介護保険料は支払っているのに、施設に本当に入りたいたきに、入ることができない介護難民が生じる。そして、介護難民が増加していくということが懸念される、想定されるわけです。

そういった中で、来年には第9期田布施町介護保険事業計画が策定されると思います。介護職員不足対策を、施設や事業所あるいは国や県任せではなく、町内における介護職員の充足状況を調査、把握し、その実態を踏まえて、独自の取り組み、あまり大きなことはできないと思いますが、その辺の状況を知ることはまず大事だろうと思うので、そういった中で、私の調べたところでは、何市町や広域が相当取り組みしているところもあるわけですが、それを次期計画に位置づけることはできないでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） お答えをいたします。

介護難民ということですが、御質問のように、我が国では、都市部などで介護事業所等の人材不足が問題となっており、今後さらに深刻化してくると言われております。

国の推計資料では、特に都市部では大幅な人材不足が見込まれており、山口県でも不足傾向になると見込まれております。今、御説明があったとおりでございます。

このようなことから、全国的に介護予防などに力を入れて取り組んでおり、本町におきましても、いつまでも介護を必要とすることなく健康に生活できるよう、町内12会場で、いきいき百歳体操を行っており、このほかにも、みんなのカフェやたぶせ茶屋などを開催し、閉じこもり防止や生きがいがづくりに取り組んでおります。

今後もこのような取組を拡充していきたいと考えております。

このほかに、ホームヘルパーなどの不足を補うため、ごみ出しなど、専門職でなくてもできるようなことは地域で支え合っているよう、生活支援体制の整備に取り組み、現在、麻里府地区、城南地区、麻郷地区で第2層の協議体が立ち上がり、支援体制の構築や地域の問題解決に取り組んで

いるところでございます。

御質問のように、町では現在、次期の介護保険事業計画の策定に取り組んでおります。御質問の介護人員不足の課題に関しましては、これまでの計画を継承し、人材不足を補うための介護ロボットやICT（情報通信技術）の活用等による支援や、文書等の簡素化などによる業務の効率化、また、ボランティアなどの地域資源の掘り起こし等に取り組んでいきたいと考えております。

介護ロボット等の支援などは、既に活用化している事業所等もございまして、今後も多くの事業所に有効に活用していただきたいというふうに思います。

介護事業所は、県が圏域で調整を行いながら設置、許可等を行っておりますので、町内の事業所に本町のみでの調査や支援を行うことは考えておりませんが、御質問にもございましたので、今後、他の事例の情報収集等に努め、県や近隣市町でも検討するとともに、よい事例がありましたら、どんどん取り入れていただきたいというふうに思いますし、計画の中でも、そうした計画もできたらというふうに思います。

採用が厳しいということは、いろいろな町内の施設の所長さんからも聞いております。しかし、現在、町内で介護士が不足し、サービスが実施できないというお話までにはなっておりません。こうした人員不足につきましては、医師や看護師など多くの業種で人材不足が深刻化しておりますので、若年層の雇用、就労等に力を入れて、町としても取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（南 一成議員） 落合議員。

○議員（5番 落合 祥二議員） これは少子・高齢化、高齢者は多くなる、少子化で若い者が少ないという中での問題がずっと出ているわけです。だから、今、若い人が田布施町にある事業所に介護職員として働こうというのは、ほとんどいないというふうな話を聞いています。実際、ホームヘルパーももう高齢化して行って、いつかはもう体が言うことを利かんようになりますから、だんだん少なくなります。

やっぱりそういうのがね、まあ、調査はしないということですけども、そういう現実はやっぱりある程度、協議会みたいなのを開くか、何か同じようなことがあったりしたら、そういったのをある程度知らないで、本当になるんですかね、そういう今度の介護保険事業計画が。実態をあまり見ないでつくるような形になるんじゃないですか、その辺はどうですか。

○議長（南 一成議員） 寶城健康保険課主幹。

○健康保険課主幹（寶城 和之君） お答えいたします。

介護保険の事業者との話し合いにつきましてなんですけれども、介護保険事業者等連絡会というの

がございまして、こちらは年4回行っております。そちらの中で、事業者さんのほうから協議したいこととか、悩みですとか、そういうふうなのをお聞きしたりとかというふうな機会を設けて、意思の疎通等を図っておるところでございます。

以上でございます。

○議長（南 一成議員） 落合議員。

○議員（5番 落合 祥二議員） 分かりました。私はそういう会議があるというのはよく知らなかったものであれですけども。それと、今の第8期の田布施町介護保険事業計画ですけども、これはいつ頃、やっぱり3月につくるようになるんですか。

○議長（南 一成議員） 寶城健康保険課主幹。

○健康保険課主幹（寶城 和之君） 現在策定作業を進めておりまして、来年3月に策定をする予定といたしております。

以上でございます。

○議長（南 一成議員） 落合議員。

○議員（5番 落合 祥二議員） 8期の中に、いろいろ、要介護・要支援の認定者数の推計というのがありますけども、大体この推計どおりいってるのか、それとも少ないのか、漠然としたものでもいいですから、漠然と言っちゃいけないのですが、ちょっと分かれば教えていただきたらと思います。

○議長（南 一成議員） 寶城健康保険課主幹。

○健康保険課主幹（寶城 和之君） お答えいたします。

計画策定時からやはりコロナの影響がございまして、認定者数というのは増加の傾向でございます。計画値よりも上回っている状況でございます。

こちらにつきましては、やはりコロナによつての外出機会の減少によるものが、一番影響が大きいのかなと思っております。

以上でございます。

○議長（南 一成議員） 落合議員。

○議員（5番 落合 祥二議員） 認定者が増えているということなんですけども、だからといって、施設に入るかどうかというのは、また別問題だというふうに思います。

その中で、今の計画にも入ってますけども、地域包括ケアですよ。それでできるだけお年寄りを地域でずっと過ごしてもらおうというのがあると思うんですが、それについては、地域包括ケアについては、一応2つの役割があると。役割の1つとして、地域一体となり高齢者を支えるシステム、



2として、サービスの主体を国から自治体へ移行していくというのもあるわけですが、一方で、自治体に、市町村に行ったら報酬が減るから、事業所によってはもう経営ができないよというのでもマスコミでやりましたが、実際減るのかどうか分かりませんが、今、国でも審議されてるらしいですが、そういったのがあるというふうに聞いてます。

そういった中であっても、地域包括ケアというのは大事なんで、また、それを一応中核となるのは、田布施町は委託しておりますけれども、たぶせ苑、施福会たぶせ苑に委託しておりますけれども、地域包括支援センター、これがかなり重要になってくるだろうと思います。地域保活支援センターの職員は大変頑張っております。その中で、町との連携もちゃんとしていただきたい。していられちゃうとは聞いてますけれども、より密接にして、今言ったようないろんな問題がですね、介護人材の不足、一方で、今言ったように、高齢化率がどんどん上がって、そして要介護者等も増えていくと。そうなってくれば、施設の入所も必要になる。施設に入らなかったら家庭で見んにゃいけんと。老老介護や、子どもが会社を辞めて介護するとか、いろんな問題が出てきますので、そのところは今度の計画の中に、ぜひ今までどおり入れて、ちゃんとしていただきたいと思います。その辺について御意見を頂いたらと思います。

○議長（南 一成議員） 寶城健康保険課主幹。

○健康保険課主幹（寶城 和之君） お答えいたします。

今度の介護保険の計画につきましても、現在取り進めております地域包括ケアシステムの構築・深化も主眼におきまして策定することといたしております。

その中で、やはり地域全体で高齢者等を支え合う仕組みづくりというのを、引き続き検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（南 一成議員） 落合議員。

○議員（5番 落合 祥二議員） 先ほどから言いますように、介護人材の不足、そして介護は、介護職員1人について3人の老人を見ると、1対3の原則があるんですね。ですから、少なかったらそんなに入れなわけです。そういったことで、介護の職員がいないので定数を減らした事業所もあるんです。

ですから、今後のいろんな、本当難しい時代に入っているんですけども、そういった状況がありますので、そうは言っても、国、県、市町村が一体となって、その辺の克服をしていかにゃいけんわけですけども、田布施で、どこの施設にもどうしても入らんにゃいけんのんじゃけど、どうしても入れないというような状況が起こらないことを願ひまして、私の一般質問を終わらせていただ

きます。

○議長（南 一成議員） 以上で、落合祥二議員の一般質問を終わります。

ここで休憩したいと思います。再開を11時ジャスト、11時から再開したいと思います。

午前10時46分休憩

.....

午前11時00分再開

○議長（南 一成議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

まず最初に訂正があります。坂本町民福祉課長。

○町民福祉課長（坂本 哲夫君） 先ほど落合議員の一般質問の中で、田布施・平生水道企業団解散議案、令和6年12月ということで、先ほど一般質問のほうでお尋ねがあつて、再質問の中で、令和7年4月の統合開始に向けて令和7年3月のところのお尋ねがあつて、私もお見込みのとおりと答えてしまったようなのですが、現在のスケジュール案の中では、令和6年12月に田布施・平生水道企業団解散議案の提出予定と、スケジュール案の中では今そうなっておりますので、誤解のないように、訂正の旨申し上げたいと思います。

以上です。

----- . - . -----

日程第3. 議案第64号

日程第4. 議案第65号

日程第5. 議案第66号

日程第6. 議案第67号

日程第7. 議案第68号

日程第8. 議案第69号

日程第9. 議案第70号

日程第10. 議案第71号

日程第11. 議案第72号

日程第12. 議案第73号

日程第13. 議案第74号

日程第14. 議案第75号

日程第15. 議案第76号

日程第16. 議案第77号

日程第 17. 議案第 78 号

日程第 18. 議案第 79 号

日程第 19. 議案第 80 号

日程第 20. 議案第 81 号

日程第 21. 議案第 82 号

日程第 22. 議案第 83 号

○議長（南 一成議員） それでは、日程第 3、議案第 64 号令和 5 年田布施町一般会計補正予算（第 6 号）議定についてから日程第 22、議案第 83 号田布施町心身障害者福祉作業所の指定管理の指定についてまで 20 件を一括議題とします。

議案の朗読は省略します。

提案理由の説明を求めます。東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、本日提出いたしました 20 議案の概要について、御説明を申し上げます。

まず、議案第 64 号は、田布施町一般会計補正予算（第 6 号）でございます。

歳入の主な内容でございますが、地方特例交付金は、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金の増による増額補正でございます。

分担金及び負担金は、平生町から本町への学校給食に係る事務の委託に伴う平生町からの負担金を追加計上したものであり、増額補正でございます。

国庫支出金は、城南住宅建替事業に係る社会資本整備総合交付金が減となりましたが、障害者自立支援に係る介護・訓練等給付費、障害児通所支援事業費、そして、児童手当交付金の増などにより増額補正といたしております。

県支出金は、介護・訓練等給付費の増などによる増額補正でございます。

繰入金金は、収支調整として財政基金繰入金等により増額補正といたしております。

町債は、防災拠点等整備事業債、公営住宅整備事業債の増などによる増額補正でございます。

次に、歳出の主な内容でございますが、各費目において、令和 5 年度山口県人事院勧告に基づいて実施いたします給与改定及び人事異動等に伴う人件費の補正を行っております。

総務費は、庁舎 1 階フロア改修工事費の計上や、防災機能を備えた麻里府公民館の移設に関わる造成工事費が増となったことなどにより、増額補正といたしております。

民生費は、障害者自立支援に係る介護・訓練等給付費、障害児通所支援事業費、児童手当給付費の増などによる増額補正でございます。

土木費でございますが、城南住宅建替事業における前年度社会資本整備総合交付金の返還などにより、増額補正といたしております。

消防費は、消防施設整備事業債の増などによる増額補正でございます。

教育費は、平生町から本町への学校給食に係る事務の委託に伴い必要となる給食センター施設整備改修工事に関わる設計費の計上などによる増額補正でございます。

以上によりまして、歳入歳出それぞれ2億2,563万7,000円を増額補正し、予算総額を7億2,068万円とするものでございます。

議案第65号、66号、67号は特別会計に係る補正予算でございます。

議案第65号は、田布施町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）でございます。

主な補正内容は、前年度精算とそれに伴う国民健康保険事業基金の調整でございます。

議案第66号は、田布施町介護保険特別会計補正予算（第2号）でございます。

主な内容は、山口県人事委員会勧告に準じて実施する給与改定に伴う人件費の補正でございます。

議案第67号は、田布施町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）でございます。

主な補正内容は、前年度精算と給与改定に伴う人件費の補正でございます。

議案第68号は、田布施町下水道事業会計補正予算（第1号）でございます。

主な補正内容は、収入で消費税還付金及び下水道受益者負担金の増額、一般会計補助金の減額でございます。

次に支出ですが、修繕費の増額及び委託料と施設用地購入費の予算を工事請負費に組み替えるものでございます。

以上が予算関係議案であり、引き続き、条例その他の案件について御説明をいたします。

まず、議案第69号は、田布施町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正についてでございます。

これは、移動端末設備用利用者証明用電子証明書、いわゆるスマートフォン用電子証明書の利用によるコンビニ交付サービスが開始されることに伴う文字の改正が必要となるため、本案を提出するものでございます。

議案第70号は、田布施町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてでございます。

これは、本年6月に交付された行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法令等の一部を改正する法律により、改正された後の行政手続における特定の個人を識別する

ための番号の利用等に関する法律の規定に合わせて、本条例の条文整理を行うほか、本条例の別表で定めている独自利用事務において、対象者の医療保険資格情報をマイナンバーを取得して利用することに伴い、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第71号は、本年6月14日に交付された空家等対策の推進に関する特別措置法の一部改正に伴い、田布施町空家対策の推進に関する条例の一部改正を行うものでございます。

改正の内容は、法改正に伴う条ずれについて条文を整理するものでございます。

議案第72号は、田布施町職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例の一部改正についてでございます。

これは、地方公務員法の改正に合わせ、同法第28条第3項及び第4項の規定に基づき、職員の意に反する降任、免職及び休職の手続を定めるため改正するものでございます。

議案第73号から議案第75号の3件は、人事院勧告及び山口県人事委員会勧告を踏まえて、国・県に準じて実施する一般職及び特別職の給与改定に伴う条例改正でございます。

まず、議案第73号は、田布施町職員の給与に関する条例の一部改正についてでございます。

本年8月、人事院は、国家公務員の月例給、特別給のいずれも民間を下回っていることから、給料表について、初任給及び若年層中心に平均で1.1%引上げ、期末勤勉手当支給率についても0.1月分引上げるよう勧告し、昨年を引き続き月例給、期末勤勉手当ともに引上げ勧告となりました。

これを受け、政府は、勧告どおり、国家公務員の給与改定を閣議決定し、改正給与法は11月17日に可決成立し、11月24日に公布されております。山口県でも、民間や国家公務員給与との比較結果や人事院勧告の内容等を総合的に判断した県人事委員会勧告に沿った給与改定を、県議会に提出されております。

本町におきましても、県に準じた給与改定を行うため本案を提出するものでございます。

改定の内容でございますが、給料表については、若年層に重点を置いた改定で、平均1.43%の引上げとなります。

また、期末勤勉手当については、6月期及び12月期の期末手当及び勤勉手当支給割合をそれぞれ0.025月分ずつ引上げ、期末勤勉手当の総支給割合を年間4.5月分とするものでございます。

次に、議案第74号は、町長等の給与に関する条例の一部改正についてでございます。

改正内容は、期末手当支給割合の改定でございます。国の特別職の職員の給与に関する法律の一部改正に準じて、期末手当の年間支給割合を3.3月分から3.4月分に0.1月分引上げるものでございます。

引上げの方法といたしましては、第1条にありますように、今年度は12月期分を0.1月分引上

げて、1.75月分とするものでございます。また、令和6年度分からは、第2条にありますように、6月期と12月期の支給割合が同じになるように、それぞれ1.7月分とするものでございます。

次に、議案第75号は田布施町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正についてでございます。

改正内容は、議案第74号と同じく、期末手当支給割合の改定でございます。

なお、この給与改定に伴う全体の影響見込額は、特別職・一般職合わせまして約1,590万円で、さきの補正予算案に計上いたしております。

次に、議案第76号は田布施町国民健康保険税条例の一部改正についてでございます。

子育て世帯の負担軽減を目的とした地方税法の改正に伴い、産前産後期間における国民健康保険税の軽減を行うもので、主な内容といたしましては、出産被保険者の国民健康保険税におきまして、所得割額及び均等割額の一部軽減を行うものでございます。

議案第77号は田布施町保育所条例の一部改正についてでございます。

これは、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行により改正された子ども・子育て支援法から引用しております箇所について、改正をしようとするものでございます。

議案第78号は財産の無償貸付についてでございます。

低炭素化社会の実現に向け、民間事業者に町の土地を無償で貸し付け、電気自動車用の普通充電器を整備するため、地方自治法第96条第1項第6号の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

議案第79号から議案第83号までの5議案は、田布施町のんびらんど・うましま、田布施町地域交流館、たぶせ特産加工センター、小行司特産加工センター、田布施心身障害者福祉作業所の指定管理者の指定に関するものでございます。

この5施設は、平成18年度から指定管理者制度による管理運営を行っており、今年度末で6回目の指定管理期間が満了となりますので、各指定管理者から提出されました実績報告書等から課題や問題点を洗い出しました。

これにより、本年9月に議員全員協議会等でも御協議させていただきましたように、指定期間を令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3か年として再指定をさせていただくものでございます。

各施設の指定管理者につきましては、最も適切にこれらの施設管理を行う能力を有する団体及び法人と認められますので、引き続き指定管理者として指定することが適当であると判断したところでございます。

以上、本日御提案申し上げました議案20件について、その概要を御説明いたしましたが、詳細につきましては、御質問に応じ、私及び関係参与から説明いたしますので、よろしく御審議を賜り議決いただきますようお願い申し上げます。提案理由といたします。よろしくお願いたします。

○議長（南 一成議員） これで提案理由を終わります。

これから質疑を行います。議案第64号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） なしと認めます。

議案第65号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） なしと認めます。

議案第66号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） なしと認めます。

議案第67号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） なしと認めます。

議案第68号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） なしと認めます。

議案第69号、質疑はありませんか。西本議員。

○議員（3番 西本 篤史議員） ちょっと印鑑証明の件で御質問いたします。

今、窓口へ行った場合、印鑑証明の小さな手帳を頂きますよね。今回、コンビニということなんですけども、今現在、コンビニで住民票とか、マイナンバーカードですか、これをかざすと印刷で出てきます。

今回は、印鑑証明の場合はマイナンバーカードは関係なしに、スマートフォンでできるということなんですかね。

○議長（南 一成議員） 坂本町民福祉課長。

○町民福祉課長（坂本 哲夫君） この12月から、住民票であるとか印鑑登録証が、今まではマイナンバーカードを持って行かないと、コンビニエンスストアではそういったものの証明書の交付は受けられなかった。この12月からはスマートフォンにマイナンバーカードの機能を入れたもので

対応ができるということでございます。

○議員（3番 西本 篤史議員） ありがとうございます。

○議長（南 一成議員） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） 質疑なしと認めます。

議案第70号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） 質疑なしと認めます。

議案第71号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） なしと認めます。

議案第72号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） なしと認めます。

議案第73号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） なしと認めます。

議案第74号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） なしと認めます。

議案第75号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） なしと認めます。

議案第76号、質疑はありませんか。瀬石議員。

○議員（10番 瀬石 公夫議員） 76号なんですけど、これは出産被保険者が属する場合における当該納税義務者に対し課する所得割及び被保険者均等割する金額を減額するものとするところなんですけど、国保の被保険者というと、なかなか子どもさんが生まれるような家庭は少ないと思うんですが、これがどのくらい今想定をされているかということと、この社会保険と他のいろんな保険がありますね。そういうものもこういうことがこのたび法制化されたということで、こういうことを出されているんでしょうか。ちょっとお聞きいたします。



○議長（南 一成議員） 寶城健康保険課主幹。

○健康保険課主幹（寶城 和之君） お答えいたします。

こちらの今回の改正につきましては、産前産後期間相当期間の均等割の保険料、所得割保険料を免除するというごさいますが、議員御指摘のとおり、国保の被保険者でこちらの産前産後に該当する方というのは、かなり少ないのかなというふうには考えております。

影響額といたしましては、年間で数十万円程度の影響があるものと考えております。

それと、社会保険との整合等についてなんですけれども、大変申し訳ございません。また調べまして、後日でも御報告したいと思います。お願いいたします。

○議長（南 一成議員） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） 質疑なしと認めます。

議案第77号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） なしと認めます。

議案第78号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） なしと認めます。

議案第79号、質疑はありませんか。國本議員。

○議員（6番 國本 悦郎議員） 指定管理団体の概要のほうですね。50ページ。

それを見ましたら、団体名が馬島自治会ですいね。で、今まで自治会長は西村さんがやっていたですいね。そのときには従業員数は何名だったです。今回は3名になっていますいね。

○議長（南 一成議員） 山中経済課長。

○経済課長（山中 浩徳君） 西村さんのときのことがちょっと記憶にないので、また後日ということでもよろしいでしょうか。

○議長（南 一成議員） 國本議員。

○議員（6番 國本 悦郎議員） じゃ、この3名の従業員の内訳というか、どういった方がなされているかというのを。

○議長（南 一成議員） 山中経済課長。

○経済課長（山中 浩徳君） 3名、いずれも島民でございませう。島民で、自治会長と、あとは自治会長の奥さんと、あともう一人は移住されてきた方でございませう。

○議長（南 一成議員） 國本議員。

○議員（6番 國本 悦郎議員） 私は、馬島自治会というから、島員というか自治会員が全部入るとるんかなと思っただけです。ほんなら、3名っちゅうて書いてあるから、どうなんかなのと思ってですね。ここのところ、道路、河川、海水浴場、集会等の清掃とかありますが、主にはのんびらんの指定管理ちゅうか、そっちになるんじゃないかと思うんです。

そうすると、4月から10月までがオンシーズンです。オフシーズンも管理で大分やってくようになるかと思うんですが、で、指定管理料を369万3,000円払います。ほんなら、この3人を対象にということなんですか。

○議長（南 一成議員） 山中経済課長。

○経済課長（山中 浩徳君） この3人というのは、主に活動される方ということでございます。で、当然、指定管理は馬島自治会に指定管理しておりますけども、御承知のように御高齢の方がほとんどということでございますので、これが3名が中心になっておるということで、一応3名を挙げております。

それとあと、指定管理料369万3,000円は、この3人以外にも、どうしても忙しいときがやはりあります。例えばゴールデンウィークとか夏休みとか、そのための人件費も充てております。それは別の方も来られるということでございます。

○議長（南 一成議員） 國本議員。

○議員（6番 國本 悦郎議員） 以前、キャンプの使用者が増えても人件費で相殺されるというように言われたんです。そうすると、今言われたように、繁忙期には3名以外にそういったのを手伝えるということなんですね。キャンプ場には使用料が入る、そして指定管理料が入る。ほかのところは、一応、例えば地域交流館とか小行司のほうとかは指定管理料がゼロです。これも、これからずっと馬島のそういった使用者が増えていくと、この指定管理料というのは減額になっていくんですか。それはどうなるんですか。

○議長（南 一成議員） 山中経済課長。

○経済課長（山中 浩徳君） 一応、この指定管理料はずっと末置きのまま実は来ております。で、2年前にちょっと30万円上げたのは、浄化槽の関係で点検料が上がったというのがあります。あともう一つは、やはり人件費が高騰しておりますので、今のままずっといくかというのは少し今後考えていかなきゃいけないというふうには思いますけれども、ただ、のんびらんど・うましまとしても、いろいろ歳入の部分を増やそうとして努力をしております。例えば、キャンプを張るのに、キャンプをこちらのほうで手伝ってその使用料を頂くとか、いろんな部分で歳入は増やそうと努力

はされております。

○議長（南 一成議員） 國本議員。

○議員（6番 國本 悦郎議員） 一応キャンプを使用する場合には、サイト料とかありますよね。で、あそこでからいろんな物品も販売してますよね。そういったのを含めると、どおんかなっっちゃうように思うのは思うんですよね。指定関係料がちっと下げてもいいんじゃないかと思って。で、このコロナのときには、200万円別個に渡しちゃったですよね。もっともって費用対効果っちゃうか、もっともって使用者を増やすようなことをする。あるいは、今ずっと使用料は未置きですよね。そういったのも、物価高騰の折ちよっと上げたりするとか、何かそういう手だてはどうなんかなっていうふうに思っております。

○議長（南 一成議員） 山中経済課長。

○経済課長（山中 浩徳君） 議員おっしゃるとおりだというふうには正直思いますけれども、やっぱり毎年毎年の決算を見ると、大体700万円から800万円前後で推移しております。当然、歳入も700万円ぐらいの推移で、ほとんど繰越しが無いような状態で進んでおりますので、できるだけやはり馬島としても努力していただいて、当然、来島者を増やして使用者を増やす。で、使用者を増やすということによって歳入も増やしていく。なら、おのずと今度は指定管理料が減っていくというのが理想だというふうには思っておりますので、これはまた、のんびらんど・うましと話をしながら検討していきたいと思っております。

○議長（南 一成議員） そのほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） 質疑なしと認めます。

議案第80号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） 質疑なしと認めます。

議案第81号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） 質疑なしと認めます。

議案第82号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） 質疑なしと認めます。

議案第83号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第64号から議案第83号までの20件は、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付の議案付託区分表のとおり、所管の常任委員会に付託します。

---

**日程第23. 陳情第1号**

**日程第24. 陳情第2号**

○議長（南 一成議員） 日程第23、陳情第1号「刑事訴訟法における再審規定の改正を求める意見書」の国への提出を求める陳情書、日程第24、陳情第2号「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書を議題とします。

陳情第1号は、お手元に配付の陳情文書表のとおり、総務文教委員会に付託をします。

陳情第2号は、お手元に配付の陳情文書表のとおり、経済厚生委員会に付託をします。

---

○議長（南 一成議員） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会します。

午前11時29分散会

---

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 南 一成

署名議員 松田規久夫

署名議員 落合 祥二

議事日程(第3号)

令和5年12月19日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第80号の訂正
- 日程第3 議案第64号  
令和5年度田布施町一般会計補正予算(第6号)議定について(委員長報告)
- 日程第4 議案第65号  
令和5年度田布施町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)議定について  
(委員長報告)
- 日程第5 議案第66号  
令和5年度田布施町介護保険特別会計補正予算(第2号)議定について  
(委員長報告)
- 日程第6 議案第67号  
令和5年度田布施町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)議定について  
(委員長報告)
- 日程第7 議案第68号  
令和5年度田布施町下水道事業会計補正予算(第1号)議定について  
(委員長報告)
- 日程第8 議案第69号  
田布施町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について(委員長報告)
- 日程第9 議案第70号  
田布施町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について  
(委員長報告)
- 日程第10 議案第71号  
田布施町空家等対策の推進に関する条例の一部改正について(委員長報告)

- 日程第 1 1 議案第 7 2 号  
田布施町職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例の一部改正について  
(委員長報告)
- 日程第 1 2 議案第 7 3 号  
田布施町職員の給与に関する条例の一部改正について  
(委員長報告)
- 日程第 1 3 議案第 7 4 号  
町長等の給与に関する条例の一部改正について  
(委員長報告)
- 日程第 1 4 議案第 7 5 号  
田布施町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について  
(委員長報告)
- 日程第 1 5 議案第 7 6 号  
田布施町国民健康保険税条例の一部改正について  
(委員長報告)
- 日程第 1 6 議案第 7 7 号  
田布施町保育所条例の一部改正について  
(委員長報告)
- 日程第 1 7 議案第 7 8 号  
財産の無償貸付について  
(委員長報告)
- 日程第 1 8 議案第 7 9 号  
田布施町のんびらんど・うましまの指定管理者の指定について  
(委員長報告)
- 日程第 1 9 議案第 8 1 号  
たぶせ特産加工センターの指定管理者の指定について  
(委員長報告)
- 日程第 2 0 議案第 8 2 号  
小行司特産加工センターの指定管理者の指定について  
(委員長報告)
- 日程第 2 1 議案第 8 3 号  
田布施町心身障害者福祉作業所の指定管理者の指定について  
(委員長報告)
- 日程第 2 2 議案第 8 4 号  
令和 5 年度田布施町一般会計補正予算（第 7 号）議定について
- 日程第 2 3 議案第 8 5 号  
監査委員の選任について
- 日程第 2 4 議案第 8 6 号  
田布施町農業委員会の委員の任命について

- 日程第 2 5 議案第 8 7 号  
田布施町農業委員会の委員の任命について
- 日程第 2 6 議案第 8 8 号  
田布施町農業委員会の委員の任命について
- 日程第 2 7 議案第 8 9 号  
田布施町農業委員会の委員の任命について
- 日程第 2 8 議案第 9 0 号  
田布施町農業委員会の委員の任命について
- 日程第 2 9 議案第 9 1 号  
田布施町農業委員会の委員の任命について
- 日程第 3 0 議案第 9 2 号  
田布施町農業委員会の委員の任命について
- 日程第 3 1 田布施町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について
- 日程第 3 2 閉会中の継続調査（付託事件）について
- 日程第 3 3 議員派遣について

---

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第 8 0 号の訂正
- 日程第 3 議案第 6 4 号  
令和 5 年度田布施町一般会計補正予算（第 6 号）議定について（委員長報告）
- 日程第 4 議案第 6 5 号  
令和 5 年度田布施町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）議定について  
（委員長報告）
- 日程第 5 議案第 6 6 号  
令和 5 年度田布施町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）議定について  
（委員長報告）



- 日程第 6 議案第 6 7 号  
令和 5 年度田布施町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）議定について  
（委員長報告）
- 日程第 7 議案第 6 8 号  
令和 5 年度田布施町下水道事業会計補正予算（第 1 号）議定について  
（委員長報告）
- 日程第 8 議案第 6 9 号  
田布施町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について（委員長報告）
- 日程第 9 議案第 7 0 号  
田布施町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について  
（委員長報告）
- 日程第 1 0 議案第 7 1 号  
田布施町空家等対策の推進に関する条例の一部改正について（委員長報告）
- 日程第 1 1 議案第 7 2 号  
田布施町職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例の一部改正について  
（委員長報告）
- 日程第 1 2 議案第 7 3 号  
田布施町職員の給与に関する条例の一部改正について（委員長報告）
- 日程第 1 3 議案第 7 4 号  
町長等の給与に関する条例の一部改正について（委員長報告）
- 日程第 1 4 議案第 7 5 号  
田布施町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について  
（委員長報告）
- 日程第 1 5 議案第 7 6 号  
田布施町国民健康保険税条例の一部改正について（委員長報告）
- 日程第 1 6 議案第 7 7 号  
田布施町保育所条例の一部改正について（委員長報告）
- 日程第 1 7 議案第 7 8 号  
財産の無償貸付について（委員長報告）

- 日程第 18 議案第 79 号  
田布施町のんびらんど・うましまの指定管理者の指定について (委員長報告)
- 日程第 19 議案第 81 号  
たぶせ特産加工センターの指定管理者の指定について (委員長報告)
- 日程第 20 議案第 82 号  
小行司特産加工センターの指定管理者の指定について (委員長報告)
- 日程第 21 議案第 83 号  
田布施町心身障害者福祉作業所の指定管理者の指定について (委員長報告)
- 日程第 22 議案第 84 号  
令和 5 年度田布施町一般会計補正予算 (第 7 号) 議定について
- 日程第 23 議案第 85 号  
監査委員の選任について
- 日程第 24 議案第 86 号  
田布施町農業委員会の委員の任命について
- 日程第 25 議案第 87 号  
田布施町農業委員会の委員の任命について
- 日程第 26 議案第 88 号  
田布施町農業委員会の委員の任命について
- 日程第 27 議案第 89 号  
田布施町農業委員会の委員の任命について
- 日程第 28 議案第 90 号  
田布施町農業委員会の委員の任命について
- 日程第 29 議案第 91 号  
田布施町農業委員会の委員の任命について
- 日程第 30 議案第 92 号  
田布施町農業委員会の委員の任命について
- 日程第 31 田布施町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について
- 日程第 32 閉会中の継続調査 (付託事件) について
- 日程第 33 議員派遣について

---

出席議員（11名）

1番	内山 昌晃議員	2番	神田 栄治議員
3番	西本 篤史議員	4番	松田規久夫議員
5番	落合 祥二議員	6番	國本 悦郎議員
8番	河内 賀寿議員	9番	谷村 善彦議員
10番	瀬石 公夫議員	11番	伊村 渉議員
12番	南 一成議員		

---

欠席議員（1名）

7番 高月 義夫議員

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

事務局長	増原 慎一君	書記	穉枝美乃里君
------	--------	----	--------

---

説明のため出席した者の職氏名

町 長	東 浩二君	副 町 長	川添 俊樹君
教 育 長	鳥枝 浩二君	総 務 課 長	森 清君
総務課主幹	堀 昌子君	企画財政課長	山田 浩君
税 務 課 長	藤本 直樹君	町民福祉課長	坂本 哲夫君
健康保険課長	吉村 明夫君	健康保険課主幹	寶城 和之君
経 済 課 長	山中 浩徳君	建 設 課 長	吉藤 功治君
学校教育課長	惠元 朗夫君	社会教育課長	長谷 満晴君

午前9時06分開議

(ベル)

○議長（南 一成議員） これから本日の会議を開きます。

あらかじめ申し上げます。本日、高月義夫議員より欠席届が提出されておりますので、御報告いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

#### 日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（南 一成議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、國本悦郎議員、西本篤史議員を指名します。

---

#### 日程第2. 議案第80号の訂正

○議長（南 一成議員） 日程第2、議案第80号の訂正を議題とします。

議案第80号田布施町地域交流館の指定管理者の指定についての訂正について、12月15日をもってお手元に配付のとおり訂正したい旨の請求がありました。

町長から議案第80号の訂正の理由の説明を求めます。東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、御説明いたします。

本定例会で上程いたしました議案第80号の田布施町地域交流館の指定管理者の指定についてに関しまして、田布施町議会会議規則第20条の規定により、誤字の訂正の許可をお願いするものでございます。

訂正箇所は、指定期間の開始日を、「令和6年3月1日」といたしていたところを「令和6年4月1日」に訂正するものでございます。

大変申し訳ございませんでした。よろしくお願いいたします。

○議長（南 一成議員） これで訂正理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） 質疑はなしと認めます。これで質疑を終了します。

お諮りします。ただいま議題となっている議案第80号の訂正を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） 異議なしと認めます。よって、議案第80号の訂正を許可することに決定しました。

ここで、議案第80号の委員会の審査のため暫時休憩いたします。再開は、時間を追ってお知らせします。

なお、休憩中に経済厚生委員会が3階の会議室で開催されますので、委員の皆様はすぐ御集合ください。

午前9時03分休憩

.....

午前9時10分再開

○議長（南 一成議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。議案第80号田布施町地域交流館の指定管理者の指定についての委員会審査報告書が提出されましたので、議案第80号を日程に追加し、追加日程として直ちに議題としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） 異議なしと認めます。

議案第80号田布施町地域交流館の指定管理者の指定についてを日程に追加し、追加日程として直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第80号田布施町地域交流館の指定管理者の指定についてを議題にします。

経済厚生委員会の審査の経過及び結果の報告を求めます。伊村経済厚生委員長。

○経済厚生委員長（伊村 渉議員） それでは、報告します。

去る12月12日の本会議において、当委員会に付託され、本日議案の訂正が許可されました議案第80号田布施町地域交流館の指定管理者の指定については、12月13日及び本日審査を行いましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

審査結果については、お手元に配付の委員会審査報告書のとおりでありまして、質疑・討論・採決の結果、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上をもちまして報告とします。

○議長（南 一成議員） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） なしと認めます。

議案第80号田布施町地域交流館の指定管理者の指定についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（南 一成議員） 起立全員です。したがって、議案第80号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

日程第3. 議案第64号

日程第4. 議案第65号

日程第5. 議案第66号

日程第6. 議案第67号

日程第7. 議案第68号

日程第8. 議案第69号

日程第9. 議案第70号

日程第10. 議案第71号

日程第11. 議案第72号

日程第12. 議案第73号

日程第13. 議案第74号

日程第14. 議案第75号

日程第15. 議案第76号

日程第16. 議案第77号

日程第17. 議案第78号

日程第18. 議案第79号

日程第19. 議案第81号

日程第20. 議案第82号

## 日程第 2 1. 議案第 8 3 号

○議長（南 一成議員） 日程第 3、議案第 6 4 号令和 5 年度田布施町一般会計補正予算（第 6 号）議定についてから、日程第 2 1、議案第 8 3 号田布施町心身障害者福祉作業所の指定管理者の指定についての 1 9 件を一括議題とします。

まず、委員会の審査の経過及び結果の報告を求めます。西本総務文教委員長。

○総務文教委員長（西本 篤史議員） それでは、総務文教委員会の報告を申し上げます。

去る 1 2 月 1 2 日の本会議において、当委員会に付託されました議案第 6 4 号、議案第 7 0 号、議案第 7 2 号から議案第 7 5 号、議案第 7 8 号の議案 7 件について、1 2 月 1 5 日に審査を行いましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

初めに、議案第 6 4 号令和 5 年度田布施町一般会計補正予算（第 6 号）議定についてであります。

まず、経済厚生委員長から予備審査の結果について、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定したとの報告を受けました。

本委員会の主な質疑は、公民館等の避雷針設置について、会計年度任用職員の人件費について、財産管理費の電気自動車充電器管理委託料について、保育所費の麻里府保育園に関する設計委託料について、戸籍住民登録費のシステム構築委託料の減額について、道路新設改良費の道路改良工事についてで、質疑を終了し、討論なく、採決の結果、本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 7 0 号田布施町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてであります。

質疑なく、討論なく、採決の結果、本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 7 2 号田布施町職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例の一部改正についてであります。

主な質疑として、職員の分限に当たる病休や休職のための改正なのかという問いに対し、今回の改正は、地方公務員法の改正によって条文を整備するもので、今の町職員の状況による条例の整備ではないとの答弁でした。

質疑を終了し、討論なく、採決の結果、本件は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 7 3 号田布施町職員の給与に関する条例の一部改正について、議案第 7 4 号町長等

の給与に関する条例の一部改正について及び議案第75号田布施町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正についての3件であります。

3件とも質疑なく、討論なく、採決の結果、本件は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第78号財産の無償貸付についてであります。

主な質疑は、EV充電設備設置場所についてで、質疑を終了し、討論なく、採決の結果、本件は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、本委員会の報告を終わります。

○議長（南 一成議員） 次に、伊村経済厚生委員長。

○経済厚生委員長（伊村 渉議員） それでは、経済厚生委員会の報告を申し上げます。

去る12月12日の本会議において、当委員会に付託されました議案第65号から議案第69号、議案第71号、議案第76号、議案第77号、議案第79号及び議案第81号から議案第83号の議案12件について、12月13日に審査を行いましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

初めに、議案第65号令和5年度田布施町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）議定については、国民健康保険事業基金繰入金の減額についての質疑があり、審査の結果、本委員会では、原案のとおり全会一致で可決されました。議案についての討論はありませんでした。

次に、議案第66号令和5年度田布施町介護保険特別会計補正予算（第2号）議定については、歳入の地域支援事業交付金の包括的支援事業任意事業について、歳出の認知症総合支援事業費の認知症地域支援推進員業務委託料についての質疑があり、審査の結果、本委員会では、原案のとおり全会一致で可決されました。議案についての討論は、ありませんでした。

次に、議案第67号令和5年度田布施町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）議定については、質疑もなく、審査の結果、本委員会では、原案のとおり全会一致で可決されました。議案についての討論は、ありませんでした。

次に、議案第68号令和5年度田布施町下水道事業会計補正予算（第1号）議定については、下水道のマンホールポンプの修繕について、未収金について、受益者負担金についての質疑があり、審査の結果、本委員会では、原案のとおり、全会一致で可決されました。議案についての討論は、ありませんでした。

次に、議案第69号田布施町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について、議案第71号田布施町空家等対策の推進に関する条例の一部改正については、質疑もなく、審査の結果、本委



員会では、原案のとおり全会一致で可決されました。議案についての討論は、ありませんでした。

次に、議案第76号田布施町国民健康保険税条例の一部改正については、減額対象についての質疑があり、審査の結果、本委員会では、原案のとおり全会一致で可決されました。議案についての討論は、ありませんでした。

次に、議案第77号田布施町保育所条例の一部改正について、質疑もなく、審査の結果、本委員会では、原案のとおり全会一致で可決されました。議案についての討論は、ありませんでした。

次に、議案第79号田布施町のんびらんど・うましまの指定管理者の指定については、従業員数についての質疑があり、審査の結果、本委員会では、原案のとおり全会一致で可決されました。議案についての討論は、ありませんでした。

次に、議案第81号たぶせ特産加工センターの指定管理者の指定について、議案第82号小行司特産加工センターの指定管理者の指定について、議案第83号田布施町心身障害者福祉作業所の指定管理者の指定については、質疑もなく、審査の結果、本委員会では、原案のとおり全会一致で可決されました。議案についての討論は、ありませんでした。

以上をもちまして、本委員会の報告といたします。

○議長（南 一成議員） これから各委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございますか。松田議員。

○議員（4番 松田規久夫議員） 議案第74号、75号の反対討論をいたします。

パーティー券をキックバックして裏金。ここには、ルールがあり、守らなければいけないと、みんな知っていたはずだ。政治家は、世の中の特別な存在なのではないでしょうか。選挙などで選ばれる人ですから、世の中の仕組み以上に自らには厳しくなければならぬと私は思います。自らの縛りが緩いのは世間で通用しないと、このように思います。

政治家のルールはどうなっているのか。議員、特別職は、世の中で違った集団でしょうか。自分たちで決めたルールが守れない。守らなくても恥ずかしくないのだろうか。パーティー券を多額に販売してキックバックし、裏金とする。ルールがつかれる立場の人がこれでは、日本の政治が劣化していると私には思えます。お金に関して、世の中の仕組みと違う、金銭欲が強く、世間とかけ離れている証拠でしょう。事業所により退職時の年齢に差はあっても、定年制が一般的に制度として導入されている。必要とされる人や継続を希望する人は、退職再雇用として仕事を続けている現状があります。この場合、以前と同じく仕事に従事しても、給与は何割かカットされるのが普通であ

ります。定年のない議員、特別職は、選挙などで選ばれているが、世の中の仕組みとは違い、年齢に関係なく報酬・給与がもらえる特別な存在となっております。

体力・気力は個人差が大きく、高齢で元気な人が働き続けるのは悪いことではありません。社会に貢献しているとも言えます。さらなるボランティア精神で地域みんなのために活動してもらいたい。

現在、田布施町において、議員・特別職の報酬・給与は、ほぼ町村平均と言えます。高齢のカットした報酬・給与を若い人に積めば、新たな住民負担なくして、若い人も報酬・給与のみで家族を養える金額となります。

住民負担なしで若い人のチャレンジにつながる提案を、本日、私はしたつもりです。議案は高齢者を含む一律の改正なので、議案第74号に反対し、同様の理由で議案第75号に反対します。政治家の仕組みを世の中の仕組みに、金銭から近づけてみようではありませんか。

以上で、反対討論を終わります。ありがとうございました。

○議長（南 一成議員） 議案第74号、75号の反対討論でした。

賛成討論は。内山議員。

○議員（1番 内山 昌晃議員） それでは、議案第74号町長等の給与に関する条例の一部改正について、賛成の立場で意見を述べます。

この改正は、町長、副町長、教育長の期末手当の支給率を0.1月分引き上げるもので、影響額は約29万円です。一方、町長、副町長、教育長の現在の報酬は、平成17年の特別職の報酬審議会において減額決定されたもので、今日まで18年の間、何ら改定はされておらず、減額のまま据え置かれています。物価高騰により家計の負担は増大していますが、民間企業では、賃上げにより、この経済事情を打破しようとしています。

これらの事情を鑑み、町長等特別職の一時金についても引上げが妥当と考え、町長等の給与に関する条例の一部改正に賛成します。

続いて、議案第75号田布施町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について、賛成の立場で意見を述べます。

賛成理由は、先ほど申しましたとおりですが、加えまして、地方議員のなり手不足という問題があります。住民にとって、議会や議員の活動内容があまり知られていないため、議会に対する理解や信頼が得られにくいということも要因だと考えますが、議員報酬が低いということも要因の一つであると考えます。

町村の議員報酬の全国平均は、月額約21万円です。これは自身の生活や議員活動に必要な費用

が、ようやく賄える額です。この額では、結婚をし、家庭を持ち、子どもを大学に進学させることは、ほぼ不可能だと言えます。地方議員を志す若者世代にも門戸を開くためにも、たとえ少額であろうと議員報酬は引き下げるべきではないと考えます。

以上の理由から、田布施町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正に賛成いたします。

以上です。

○議長（南 一成議員） ほかに討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第64号令和5年度田布施町一般会計補正予算（第6号）議定についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は、可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（南 一成議員） 起立全員です。したがって、議案第64号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第65号令和5年度田布施町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）議定についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は、可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（南 一成議員） 起立全員です。したがって、議案第65号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第66号令和5年度田布施町介護保険特別会計補正予算（第2号）議定についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は、可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（南 一成議員） 起立全員です。したがって、議案第66号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第67号令和5年度田布施町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）議定について

て採決をします。

本件に対する委員長の報告は、可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（南 一成議員） 起立全員です。したがって、議案第67号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第68号令和5年度田布施町下水道事業会計補正予算（第1号）議定についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（南 一成議員） 起立全員です。したがって、議案第68号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第69号田布施町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（南 一成議員） 起立全員です。したがって、議案第69号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第70号田布施町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（南 一成議員） 起立全員です。したがって、議案第70号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第71号田布施町空家等対策の推進に関する条例の一部改正についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（南 一成議員） 起立全員です。したがって、議案第71号は委員長報告の報告のとおり可決されました。

次に、議案第72号田布施町職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例の一部改正についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（南 一成議員） 起立多数です。したがって、議案第72号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第73号田布施町職員の給与に関する条例の一部改正についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（南 一成議員） 起立全員です。したがって、議案第73号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第74号町長等の給与に関する条例の一部改正についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（南 一成議員） 起立多数です。したがって、議案第74号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第75号田布施町議会議員の議員報酬に関する条例の一部改正についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（南 一成議員） 起立多数です。したがって、議案第75号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第76号田布施町国民健康保険税条例の一部改正についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願

います。

[賛成者起立]

○議長（南 一成議員） 起立全員です。したがって、議案第76号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第77号田布施町保育所条例の一部改正についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（南 一成議員） 起立全員です。したがって、議案第77号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第78号財産の無償貸付についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（南 一成議員） 起立全員です。したがって、議案第78号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第79号田布施町のんびらんど・うましまの指定管理者の指定についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（南 一成議員） 起立全員です。したがって、議案第79号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第81号たぶせ特産加工センターの指定管理者の指定についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（南 一成議員） 起立全員です。したがって、議案第81号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第82号小行司特産加工センターの指定管理者の指定についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願

います。

[賛成者起立]

○議長（南 一成議員） 起立全員です。したがって、議案第82号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第83号田布施町心身障害者福祉作業所の指定管理者の指定についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（南 一成議員） 起立全員です。したがって、議案第83号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

## 日程第22. 議案第84号

○議長（南 一成議員） 次に、日程第22、議案第84号令和5年度田布施町一般会計補正予算（第7号）議定についてを議題とします。

議案の朗読は省略します。

提案理由の説明を求めます。東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、本日提出いたしました議案第84号田布施町一般会計補正予算の概要を申し上げます。

主な補正の内容は、国の補正予算の成立に伴い、経済対策として低所得者に対する追加的な支援を実施するものでございます。

詳細につきましては、経済厚生及び総務文教委員会協議会で御説明はいたしましたが、低所得者支援枠として措置される物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を財源として、12月1日を基準日に、住民税非課税世帯等に対して7万円を支給いたします。

事業費は1,800世帯分1億2,600万円、事業費としては、会計年度職員報酬やシステム改修の委託料など367万9,000円を計上いたしております。

そうしたことで、歳入歳出、それぞれ1億2,967万9,000円を増額補正し、予算総額を73億4,035万9,000円といたしております。

よろしく御審議を賜り、議決いただきますようお願い申し上げます。提案理由といたします。

以上でございます。

○議長（南 一成議員） これで、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第84号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） 異議なしと認めます。したがって、議案第84号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。議案第84号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第84号令和5年度田布施町一般会計補正予算(第7号)議定について採決します。本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（南 一成議員） 起立全員です。したがって、議案第84号は原案のとおり可決しました。

---

### 日程第23. 議案第85号

○議長（南 一成議員） 次に、日程第23、議案第85号監査委員の選任についてを議題とします。

議案の朗読は省略します。

提案理由の説明を求めます。東町長。

○町長（東 浩二君） 議案第85号は、監査委員の選任についてでございます。

本案は、現在の委員でございます常見京平氏の任期が、本年12月19日をもって満了することに伴い、後任として内田勝己氏を選任することについて、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。

新たに委員として選任を予定しております内田氏は、大波野中自治会にお住まいで、昭和49年4月に柳井信用金庫に採用され、常務理事として平成24年11月に東山口信用金庫を退職されております。

また、平成27年7月から平成31年3月まで、南すおう農業協同組合の理事を務められました。内田氏は、人格及び識見共に優れ、委員として適任として考え、提案するものでございます。



よろしく御審議を賜り、御同意いただきますようお願い申し上げます。よろしくようお願い申し上げます。

○議長（南 一成議員） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第85号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） 異議なしと認めます。したがって、議案第85号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第85号監査委員の選任についてを採決します。

本件は、原案のとおり決定することに同意の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（南 一成議員） 起立全員です。したがって、議案第85号は原案のとおり同意されました。ここで暫時休憩とします。

午前9時46分休憩

.....

午前9時46分再開

○副議長（内山 昌晃議員） 休憩前の会議を再開します。

.....

#### 日程第24. 議案第86号

○副議長（内山 昌晃議員） 次に、日程第24、議案第86号田布施町農業委員会の委員の任命についてを議題とします。

地方自治法第117条の規定により、議員の除斥対象になりますので、南一成議員の退場をお願いします。

〔12番 南 一成議員退場〕

○副議長（内山 昌晃議員） 議案の朗読は省略します。

提案理由の説明を求めます。東町長。

○町長（東 浩二君） 議案第86号、そして議案第92号までが、田布施町農業委員会の委員の任命についてでございます。

令和6年3月31日をもちまして、農業委員の任期が満了となることから、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を得て任命するものでございます。

田布施町農業委員会委員の候補者は、農業委員会等に関する法律のほか、田布施町農業委員会農業委員候補者の推薦、募集に関する規則に従い、団体からの推薦や公募により、自ら意欲を持ち、応募された方々でございます。また、田布施町農業委員会委員候補者評価委員会を開催し、適任と評価された7名の候補者であり、委員として適任として考え、任命しようとするものでございます。

なお、共通して、委員の任期については、令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間となっております。

それでは、まず議案第86号、南一成さんを引き続き田布施町農業委員会委員に任命することについて、議会の同意を求めるものでございます。よろしくお願い申し上げます。

○副議長（内山 昌晃議員） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。議案第86号、質疑はありませんか。國本議員。

○議員（6番 國本 悦郎議員） 議員には、どんな職と兼ねることができるか、ちょっと不明なことが多々ありますので質問させていただきます。

指定管理者の代表に議員になるのは、どうだろうか。例えば、たぶせ苑の理事長に、施福会ですかね、理事長に議員がなったときに何かと問題になったことがあります。町からは、法的には問題にならないということでした。しかし、指定管理をするかどうかの審査と採決には、そのくだんの議員は席を外されていました。

では、のんびらんど・うましまの場合はどうでしょうか。指定管理料として360万円もの補助金を出しており、その代表に議員になるというのだったらどうなるのでしょうか。ちょっと、その辺をお聞かせください。

○副議長（内山 昌晃議員） 川添副町長。

○副町長（川添 俊樹君） 今回の議案と関連をしませんので、ちょっとお答えできかねますけど。

○副議長（内山 昌晃議員） 國本議員。

○議員（6番 國本 悦郎議員） 議員が農業委員になるのはどうかという前に、いろんな場合で、例えば、私は麻里府公園の管理をしています。で、管理料として、一応、年間8,000円頂いてお

ります。議員になる前は私が代表だったんですが、そういったお金が町から入るということで、それはまずいんじゃないかということで、私の連れ合いの名前を代表にしております。町からそういった報酬が出るのであれば、ちょっと議員報酬もあるし、いけないんじゃないかという、そういった話でした。

今回、農業委員に1人の議員の名前が挙がっていますが、議員報酬とは別に、年間18万円程度は入りますよね。前回の選挙のときの説明では、法的に問題はないということでした。しかし、農業委員会関係のことが審査に上がることがありますし、一般質問で、農業委員会に農地転換等のことで質問することがあるかもしれません。今回は議員になっており、議長ですから、副議長に任せ、農業委員会の委員を選任するときには審査から外れるようになります。今回は8人が手を挙げて、定数が7人なので、調整して、議員1人を含む農業委員が推薦され、1人が外れています。

私は、この際、他の人に譲ってもいいんじゃないかと思います。そういった思いが、ある時には報酬が出るから、町から報酬が出るから駄目だと言われて、今回のような場合にはいい。観光協会のほうも、あれですよね、補助金を出すですよね。ほんなら、観光協会の会長になっていいんか、役員になっていいんか、ちょっとその辺が、よく分からないから、一緒に、ちょっとその辺を考えてもらいたいと思うんですが、それは関係ないということなんです。今回の問題には。

○副議長（内山 昌晃議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） おっしゃいますように、議員さんというのは、いろいろ兼職が禁止されておるものですが、先ほど申されたのは請負でございます。お金をもらって個人が受けると。農業委員会のほうは、もう全く違うですね、委員として、町としてお願いするというのでございますので、個人的な請負には当たりませんので問題はないというふうに考えます。

○副議長（内山 昌晃議員） よろしいですかね。國本議員。

○議員（6番 國本 悦郎議員） 個人に渡すものではないということですね。ちょっと確認しますが。

○副議長（内山 昌晃議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 個人として請け負うものじゃない。請負というのが自治法で禁止されておりますが、そういったものには該当しないということで考えております。

○副議長（内山 昌晃議員） 國本議員。

○議員（6番 國本 悦郎議員） 一応、先ほど言いましたように、農業委員会関係のものとか、農業委員会のほうに一般質問した場合には、どうなるんです。この議員は、その審査から外れますよね。外れないんです。

○副議長（内山 昌晃議員） 山中経済課長。

○経済課長（山中 浩徳君） 農業委員会につきましては、一応、会長ではありますが、事務局長が経済課長でございますので、答弁につきましては経済課長のほうで答弁させていただくという形になります。

○副議長（内山 昌晃議員） 國本議員。

○議員（6番 國本 悦郎議員） 審査の場には出ないということですね。一般質問の答弁は事務局のほうでやるかも分かりませんが、その審査の場には出ないということ。ちょっと2つの問題。だから、農業委員会関係の議案が出た場合には外れるということ。一般質問の場合には、一応、追って事務局が回答するという、ちょっとそれを確認させてください。

○副議長（内山 昌晃議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 農業委員会は合議制の組織でございますので、委員長個人が判断、発言するというのではなくて農業委員会として発言しますので、それは会長でなくても事務局長が出て、農業委員会としての発言をするということですから、問題はないと思います。

○副議長（内山 昌晃議員） 國本議員。

○議員（6番 國本 悦郎議員） 農業委員会関係の議案が出たときには、その審査の場から外れるということは、前に、たぶせ苑の理事長が指定管理の場合には、審査から外れていったですういね。

○副議長（内山 昌晃議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） たぶせ苑のほうはですね、公益法人の、何ですか、県の指導のほうで外れてくださいということでございますので外れたということでございますけれども、農業委員会とは全く違うというふうに思います。

○副議長（内山 昌晃議員） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（内山 昌晃議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第86号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（内山 昌晃議員） 異議なしと認めます。したがって、議案第86号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。議案第86号、討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（内山 昌晃議員） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第 8 6 号田布施町農業委員会の委員の任命についてを採決します。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○副議長（内山 昌晃議員） 起立多数です。したがって、議案第 8 6 号は同意することに決定しました。

ここで南議員の復席を求めます。

〔1 2 番 南 一成議員復席〕

○副議長（内山 昌晃議員） ここで、暫時休憩とします。

午前 1 0 時 0 0 分休憩

.....

午前 1 0 時 0 0 分再開

○議長（南 一成議員） 今から休憩前の会議を再開します。

----- . ----- . -----

日程第 2 5 . 議案第 8 7 号

日程第 2 6 . 議案第 8 8 号

日程第 2 7 . 議案第 8 9 号

日程第 2 8 . 議案第 9 0 号

日程第 2 9 . 議案第 9 1 号

日程第 3 0 . 議案第 9 2 号

○議長（南 一成議員） 次に、日程第 2 5、議案第 8 7 号田布施町農業委員会の委員の任命についてから、日程第 3 0、議案第 9 2 号田布施町農業委員会の委員の任命についてまで 6 件を一括議題とします。

議案の朗読は省略します。

提案理由の説明を求めます。東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、提案理由を申し上げます。

議案第 8 7 号は、今井清弘さんを引き続き田布施町農業委員会委員に任命することについて、議会の同意を求めるものでございます。

次に、議案第 8 8 号は、永田洋一さんを引き続き田布施町農業委員会委員に任命することについて、議会の同意を求めるものでございます。

議案第 89 号は、福本卓雄さんを、同じく引き続き田布施町農業委員会委員に任命することについて、議会の同意を求めるものでございます。

議案第 90 号は、小坂竜一さんを、同じく引き続き田布施町農業委員会委員に任命することについて、議会の同意を求めるものでございます。

議案第 91 号は、重森陽さんを、同じく引き続き田布施町農業委員会委員に任命することについて、議会の同意を求めるものでございます。

議案第 92 号は、田島享子さんを、新たに田布施町農業委員会委員に任命することについて、議会の同意を求めるものでございます。

よろしく御審議を賜り御同意いただきますよう、よろしくお願い申し上げ、提案理由といたします。

○議長（南 一成議員） これから質疑を行います。

議案第 87 号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） 質疑なしと認めます。

議案第 88 号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） 質疑なしと認めます。

議案第 89 号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） 質疑なしと認めます。

議案第 90 号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） 質疑なしと認めます。

議案第 91 号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） なしと認めます。

議案第 92 号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第87号から議案第92号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） 異議なしと認めます。したがって、議案第87号から議案第92号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから議案第87号田布施町農業委員会の委員の任命についての討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第87号田布施町農業委員会の委員の任命についてを採決します。

本件を同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（南 一成議員） 起立全員です。したがって、議案第87号は同意することに決定しました。

これから、議案第88号田布施町農業委員会の委員の任命についてを討論します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第88号田布施町農業委員会の委員の任命についてを採決します。本件を同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（南 一成議員） ありがとうございます。起立全員です。したがって議案第88号は同意することに決定しました。

これから、議案第89号田布施町農業委員会の委員の任命について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第89号田布施町農業委員会の委員の任命についてを採決します。

本件を同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（南 一成議員） 起立全員です。したがって、議案８９号は同意することに決定しました。  
これから、議案第９０号田布施町農業委員会の委員の任命について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
次に、議案第９０号田布施町農業委員会の委員の任命についてを採決します。本件を同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（南 一成議員） 起立全員です。したがって、議案第９０号は同意することに決定しました。

これから、議案第９１号田布施町農業委員会の委員の任命についてを討論します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） 討論なしと認め、これで討論を終わります。  
次に、議案第９１号田布施町農業委員会の委員の任命についてを採決します。本件を同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（南 一成議員） 起立全員です。したがって議案第９１号は同意することに決定しました。  
これから、議案第９２号田布施町農業委員会の委員の任命について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） 討論なしと認め、これで討論を終わります。  
次に、議案第９２号田布施町農業委員会の委員の任命についてを採決します。本件を同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（南 一成議員） 起立全員です。したがって、議案第９２号は同意することに決定しました。

---

### 日程第３１．田布施町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について

○議長（南 一成議員） 次に、日程第３１、田布施町選挙管理委員会委員の委員及び同補充員の



選挙を行います。

本件は、来る令和6年1月31日付で任期満了となる田布施町選挙管理委員会委員及び同補充員の後任として、地方自治法第182条の規定により、選挙管理委員4名及び補充員4名の計8名を、議会にて選挙するものです。

お諮りします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については議長が指名することにしたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

選挙管理委員には、お手元に配付しました表のとおり、平永芳子氏、岩本宏司氏、曾野部敦氏、田中恵美子氏、以上の方を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました方を、選挙委員会の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしました、平永芳子氏、岩本宏司氏、曾野部敦氏、田中恵美子氏、以上の方が選挙管理委員に当選されました。

次に、選挙管理委員補充員には、お手元に配付しました表のとおり、第1順位、時廣浩二氏、第2順位、長迫幸江氏、第3位、井上栄子氏、第4位、埜宏志氏、以上の方を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました方を選挙管理委員補充員の当選人と定めることに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました第1順位は時廣浩二氏、第2順位、長迫幸江氏、第3位、井上栄子氏、第4位、埜宏志氏、以上の方が選挙管理委員補充員に当選されました。

---

## 日程第32. 閉会中の継続調査（付託事件）について

○議長（南 一成議員） 次に、日程第32、閉会中の継続調査（付託事件）についてを議題とします。

総務文教委員長より会議規則第75条の規定によってお手元に配付しました申出書のとおり、陳情第1号「刑事訴訟法における再審規定の改正を求める意見書」の国への提出を求める陳情書について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

次に、経済厚生委員長から、会議規則第75条の規定によってお手元に配付しました申出のとおり、陳情第2号「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採決を求める陳情書について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

### 日程第33. 議員派遣について

○議長（南 一成議員） 次に、日程第33、議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。会議規則第122条の規定により、お手元に配付しました議員派遣についてのとおりに議員を派遣したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） 異議なしと認めます。よって、ただいまのとおり議員派遣することに決定しました。

お諮りします。ただいま議員派遣は決定されましたが、後日、日程等の変更がある場合は、変更の決定について議長に委任されたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） 異議なしと認めます。よって、日程等の変更の決定は、議長に委任されました。

---

○議長（南 一成議員） これで本日の日程は、全部終了しました。

以上で、会議を閉じます。令和5年第7回田布施町議会定例会を閉会します。

（ベル）

午前10時11分閉会

---

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 南 一成

署名議員 西本 篤史

署名議員 國本 悦郎